

633

R  
363.05  
SH12

社会運動年鑑



692

内務省  
昭和 6.9.-2  
訓 第 1157 號  
東京



0034426-000

R363.05-Sh12ウ

社会運動年鑑

日本社会運動通信社調査部・編

三雄社書房

1931年版

昭和6

AGC



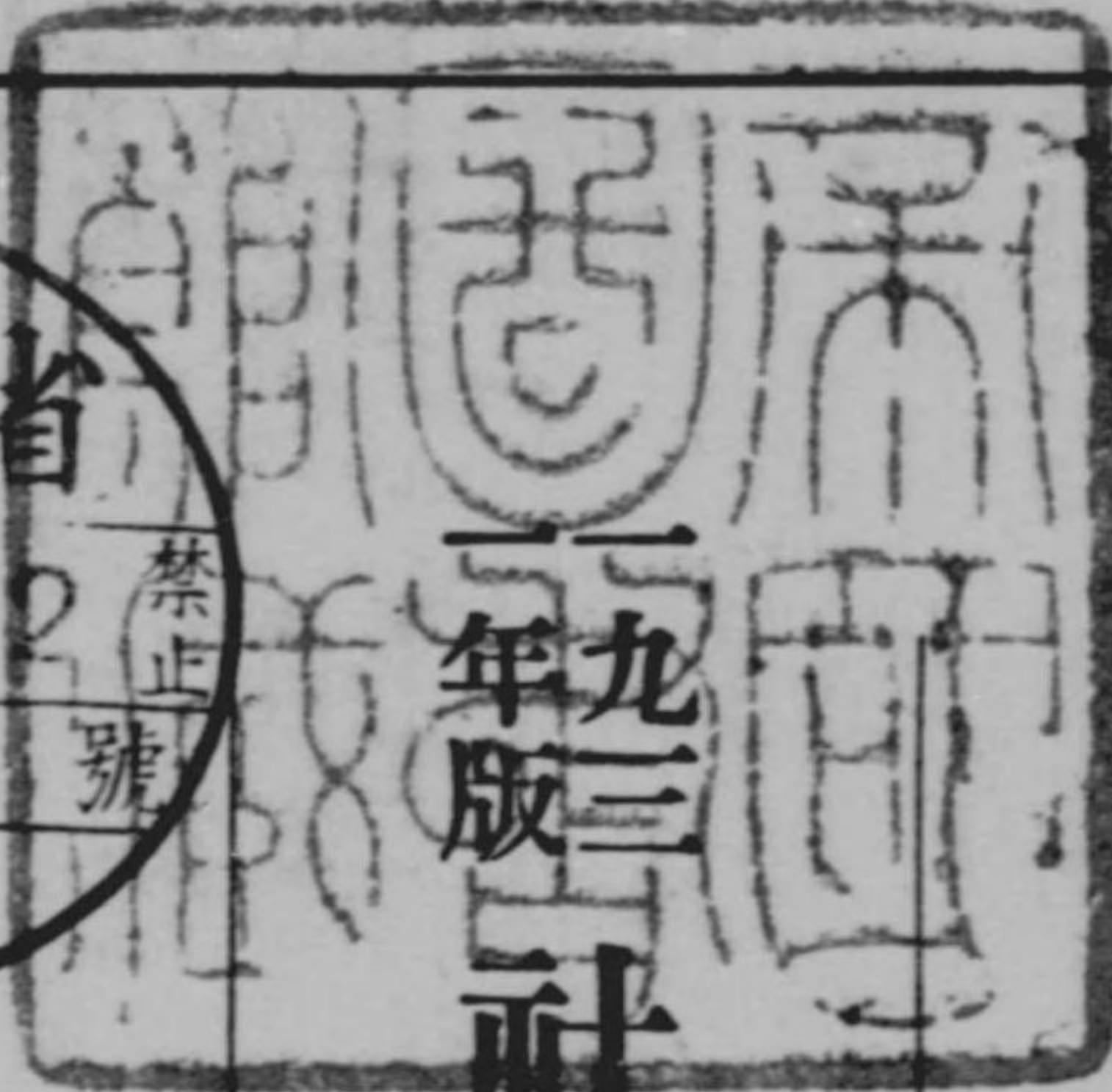
函	安寧
	481
號	<del>437</del>
永久保存	



~~禁書~~ 1-301

R 363.08  
SH 12

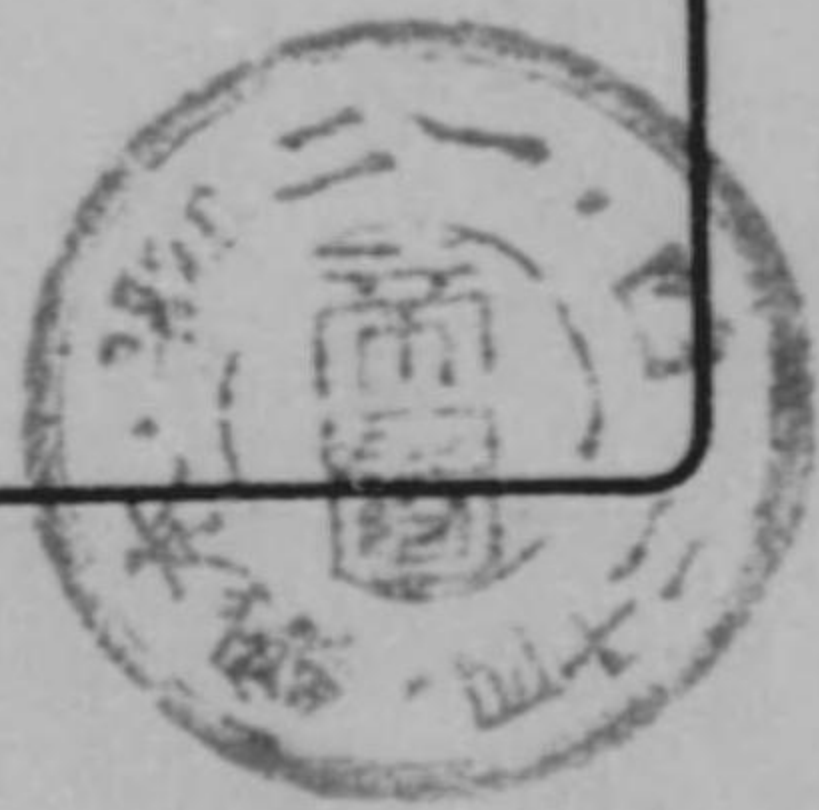
内務省  
昭和 6.9. -  
訓 第 號



一九三九年  
社會運動年鑑

日本社會運動通信社調查部編

東京 三雄社書房 發行





## 序

一、殺人的不景氣のどん底から盛り上る社會××の大浪は時々刻々に激化してその到るべき彼岸への發展を瞬時も小止みしてゐない。否、思想的にも、經濟的にも、政治的にも行き詰つた資本主義國家内外諸狀勢の切迫を切り開く社會運動の尖鋭化は××テロの×壓を戦ひ抜いて殆んど眼にも止まらない天上地下の飛躍を遂げてゐる。

こうした社會運動の全面貌を詳細嚴密に描き出して一點一畫の相格を誤らざらんとすることは如何に年鑑の編輯に義務づけられた使命であつてもそれは人力業の不可能事である。だから金力と人力の限りを擧げ盡くした大新聞社の年鑑と雖も決して社會運動全面貌一點一畫の相格を誤らないとは言へない。

二、だが年鑑の必要は個々別々の世相人事に彩られた一切の社會現象を體系的に整理してこれを統一的に配列し、依つて以つて一切の社會現象を個別的に批判したり、詮らめさせたりしようとする分裂政策の偽瞞を曝露して階級的社會批判と社會××の方向を指し示す所にあるのである。所で今迄發刊せられてゐる幾種幾様の諸年鑑は夫々の特色に於て社會運動全面貌の一點一畫はこれを描き出してゐるが未だその全面貌が微笑して如何なる彼岸に嫣然たる憧憬を捧げて居るかといふ表情をはつきりと描き出してゐない。私は此の點に於て本社會運動年鑑の出色を推賞して苟も社會運動に關心を持つ



者の必讀を勸説する。

三、本年鑑編輯の體系は内容一覽の示す通り専ら日本最近の社會運動が如何なる方向にその到るべき彼岸を求めてゐるかを描き出す矯然たる微笑の表情に重きが置かれてゐるのである。かくして本年鑑が一九三〇年に於ける日本社會運動を忠實に記録した永久の記念出版たると同時に、飛躍的激化の社會運動の指針たることを得ば本年鑑の編輯に全力を挙げた犠牲者達の本懐これに過ぐるものない戦闘的勞働者農民大衆への最もよき贈物となるであらう。

一九三一年八月二十日

布 施 辰 治

日本社會運動通信社調査部の勞作「一九三一年社會運動年鑑」を廣く江湖におくる事は我が日本社會運動通信社として大なる喜びである。

豊富なる材料と正確なる統計をもつて、國內社會運動を初め國際運動の領域まで系統的に、然も冗長にわたらず記述紹介された此の年鑑は、現下我國において刊行されつゝある社會運動に關する「年鑑」中最も優秀正確なものであると確信する。

本書は日本社會運動通信社調査部員、今村、伊東、神庭の諸君の共同編輯にかゝるものである事を特記し、同時に各方面からの種々なる援助に對して感謝の意を表する。

本書は元來日本社會運動通信社にて發行する豫定であり、日刊「社會運動通信」紙上に此の旨廣告しておいたが、三雄社書房が處女出版として發行したいとの希望を容れて出版を同書房に依頼した。本書が一般の「年鑑」の例に洩れて遅く刊行されたのは十二月末日迄の統計は官廳においても蒐集が七月一ばいかるので、それを参考にしたいため今日まで發行を延期した次第である。之「完備」せる年鑑を世に贈らんとする本社誠意に外ならない。

昭和六年八月

日本社會運動通信社

代表 福 田 狂 二



# 一九三二年 社會運動年鑑 目次

## 第一編 日本に於ける恐慌と勞働者農民の狀態

### 第一章 經濟恐慌の成熟……………一

第一節 商品價格の崩落……………一

第二節 商品滯貨の激増……………三

(1) 商品貨物輸送量の減少、(2) 在庫品の山積

第三節 農業恐慌の深刻化……………五

第四節 外國貿易の激減……………八

第五節 利潤の減退及大資本の制覇……………二

第六節 操短及生産の減退並に搾取の増大……………一五

(1) 操短、(2) 生産の減退、(3) 搾取率の増大

### 第二章 勞働者の狀態……………一九



第一節 就業労働者数の減少 ..... 一九  
 (1)労働者階級の人口の増大、(2)工場礦山其他産業労働者数の減少

第二節 失業者激増 ..... 二四  
 (1)金屬産業、(2)纖維産業、(3)礦山(4)化學其他、(5)交通運輸

第三節 労働賃銀の低下と労働者生計の窮迫 ..... 三〇  
 (1)労働賃金の低下、(2)労働者生計の窮迫

第四節 労働の強化 ..... 三七

第五節 其他労働条件の劣悪化 ..... 四〇

第三章 農民の狀態 ..... 四一

第一節 農産物價格の激落 ..... 四一

第二節 農産物と工業生産物との價格差 ..... 四四

第三節 農業労働賃金の引下げ ..... 四五

第四節 金融、負擔の狀態 ..... 四六  
 (1)農村の收入減、(2)農民の負債額、(3)農村金融の危機

第五節 農村に於ける階級闘争の激化 ..... 四九

## 第二編 政治運動

第一章 一般的運動 ..... 五一

第一節 概観 ..... 五一

第二節 組合運動と闘争の政治化 ..... 五二

第三節 經濟恐慌に對する闘争 ..... 五四  
 (1)大衆黨—生活防衛闘争と農村窮破運動、(2)社會民衆黨—生活費輕減闘争

第四節 暴壓反對闘争 ..... 五九

第五節 失業反對闘争 ..... 六二  
 (1)合法無産政黨の失業反對共同闘争、(2)各無産政黨の失業反對闘争方針

第六節 農民の土地に對する闘争 ..... 六九

第七節 反労働者農民法令に對する闘争 ..... 七〇  
 (1)對五十八議會闘争、(2)各無産政黨の對組合法闘争方針、(3)資本家側の組合法反對闘争、(4)闘争の展開、(5)全農の小作法對策、(6)全日本農民組合の小作法對策

第八節 帝國主義戦争反對の闘争 ..... 八二



(1) 帝國主義戦争の危機の切迫、(2) 反帝國主義民族獨立運動支持同盟日本支部とその活動

第九節 衆議院總選舉 ..... 八

(1) 各無産政黨の選舉方針、(2) 選舉協定、(3) 選舉前の形勢、(4) 選舉の結果

第二章 各無産政黨の活動 ..... 一〇九

第一節 社會民衆黨 ..... 一〇九

(1) 創立より前年度迄の經過、(2) 昭和五年度の闘争

第二節 全國大衆黨 ..... 一三三

(1) 日本勞農黨より日本大衆黨への推移、(2) 昭和五年度の闘争並びに日本大衆黨より全國大衆黨へ

第三節 勞農黨 ..... 一三三

(1) 舊勞農黨より新勞農黨結成迄の經過、(2) 昭和五年度の闘争

第四節 日本××黨 ..... 一四五

(1) 第二無新の再刊、(2) 總選舉の活動と檢舉、(3) 各地共產黨公判、(4) 樺太共產黨事件  
(5) 四・一六統一裁判、(6) 高麗共產黨公判

### 第三編 勞働爭議及勞働組合運動

#### 第一部 勞働爭議

第一章 最近における勞働爭議とその傾向 ..... 一五四

第一節 爭議の發展経路 ..... 一五四

第二節 ストライキ闘争と勞働階級の成長 ..... 一五六

第三節 勞働爭議及罷怠業工場閉鎖件數累年比較統計表 ..... 一五八

第二章 五年度に於ける勞働爭議の一般的概況と特徴 ..... 一六三

第一節 罷業件數並參加人員數 ..... 一六三

第二節 府縣別罷業件數 ..... 一六五

第三節 各月別爭議件數 ..... 一六八

第四節 産業別罷業件數 ..... 一六九

第五節 要求別罷業件數 ..... 一七四



第六節 参加人員数別罷業件数 ..... 一七七

第七節 繼續日数別罷業件数 ..... 一七六

第八節 結果別罷業件数 ..... 一七九

第九節 争議調停 ..... 一八一

第三章 五年度に於ける主要團體のストライキ戦術 ..... 一八九

第一節 右翼 ..... 一八九

第二節 中間派 ..... 一九一

第三節 左翼 ..... 一九二

第四節 大衆の左翼化 ..... 一九三

第四章 五年度に於ける主要争議 ..... 一九四

第一節 織維 ..... 一九四

(1) 鐘紡ストライキ並に紛争、(2) 岸和田紡績堺分工場ストライキ、(3) 第一ラミー罷業

(4) 東洋モスリン龜戸工場第一次罷業、(5) 東洋モスリン龜戸工場第二次罷業

第二節 金 屬 ..... 一九五

(6) 日本ゼネラル・モーターズ罷業、(7) 大島製綱所ストライキ

第三節 交 通 ..... 一九六

(8) 東京市電四月ストライキ、(9) 東京市電十二月争議、(10) 神戸市電ストライキ

第四節 化 學 ..... 一九七

(11) 星製薬ストライキ

第五節 其他の主要争議 ..... 一九七

第二部 労働組合運動

第一章 日本に於ける労働組合の發達経路 ..... 二〇四

第一節 一般的組織状態 ..... 二〇四

第二節 組合の發達と内部的状態の推移 ..... 二〇六

第二章 昭和五年の労働組合運動 ..... 二〇三

第一節 労働組合の組織状態 ..... 二〇三

(1) 労働者数及組合員数、(2) 府縣別組織状態、(3) 産業別組織状態、(4) 企業別組織状態



(5)單獨、聯合體別組織狀態、(6)產業別組合、職業別組合、合同組合別組織狀態、(7)人員數別組織狀態

第二節 五年度中における組合の新設、解散、整理合同……………三五六

(1)設立、(2)解散及組織變更

第三節 主要團體の分裂及統一運動……………三五五

(1)左翼派、(2)勞農黨系、(3)交通勞働總聯盟、(4)大衆黨系、(5)社會民衆黨系

第四節 政治的カムバニア……………三六一

(1)日本勞働組合全國協議會、(2)勞農黨系組合、(3)大衆黨系組合、(4)社會民衆黨系組合

第五節 右翼組合と工場經營及團體協約……………三六四

(1)工場經營、(2)星協力組合、(3)團體協約

第六節 主要各團體の大會……………三七四

(1)日本勞働組合全國協議會、(2)日本勞働總同盟第十九回大會、(3)日本海員組合昭和五年度總會及び大會、(4)官業勞働總同盟第十二回全國大會、(5)海軍勞働組合聯盟第八回大會、(6)海軍勞働組合聯盟臨時大會、(7)全國勞働組合同盟創立大會、(8)日本勞働組合總聯合全國大會、(9)日本製鐵勞働組合聯合會の創立、(10)日本交通勞働總聯盟中央委員會、(11)東京交通勞働組合昭和五年度大會

第七節 俸給生活者の組合運動……………四一三

(1)組合運動の發展経路、(2)五年度末の組織狀態

第三章 昭和五年度のメーデー……………四一八

(1)一般的情况、(2)各地方の情况

### 第四編 小作爭議及び農民組合運動

#### 第一部 小作爭議

第一章 概観……………四二二

第二章 爭議の原因、要求……………四二三

第三章 爭議の分布……………四四四

第四章 爭議戰術……………四四六

第五章 小作調停……………四四七

第六章 昭和五年度主要小作爭議……………四四九

第一節 王番田小作爭議……………四四九

第二節 愛知縣向島小作爭議……………四五二



第三節 熊本縣郡築小作爭議……………四三三

第四節 蜂須賀農場小作爭議……………四三五

第五節 新潟黒川村爭議……………四五七

第六節 大阪上瓦屋爭議……………四五八

第七節 奥野田小作爭議……………四五九

第八節 京都南桑田郡の爭議……………四六〇

第九節 秋田鹽田家爭議……………四六一

第十節 鳥取箕蚊屋爭議……………四六三

第十一節 長野南安曇の開墾土地爭議……………四六四

第七章 昭和五年度小作爭議統計……………四六四

### 第二部 農民組合運動

第一章 概観……………四六八

第二章 全國農民組合の活動……………四七一

第一節 全國農民組合の歴史……………四七一

第二節 昭和五年度の活動概観……………四七二

第三節 第三回全國大會……………四七四

第四節 主要なる闘争立禁に對する闘争……………四七五

(1)一般闘争方針、(2)土地取上、立入禁止反對デモ、(3)水利問題の闘争、(4)満價及一般農産物下落に對する闘争、(5)地方自治體及議會に對する闘争、(6)對政黨問題、(7)第二回中央委員會、(8)「農民闘争」への彈壓、(9)組織的方面の活動

### 第三章 其他農民組合の活動……………四八四

第一節 下越農民協會と蒲原農民組合の合同……………四八四

第二節 中部農民組合第三回大會……………四八四

第三節 六年度に於ける全日農と農民總同盟の合同……………四八四

第四節 山梨の右翼農民合同……………四八五

### 第五編 其他無産者運動

第一章 青年運動……………四八七



第一節 ×××青年同盟……………四八七

第二節 全協青年部……………四八八

(1)全協青年部、(2)全國勞農青年同盟の解體と組合青年部の確立、(3)勞働組合青年部  
關東地方協議會の提唱とその活動、(4)組合同盟、東京交通、大阪自助會青年部其の  
他、(5)總聯合勞働青年聯盟の結成

第三節 農村青年の運動……………四九一

(1)全農青年部その他

第四節 ビオニール(無產少年團)の運動……………四九五

(1)山梨農村ビオニール、(2)東京、埼玉、秋田ビオニール、(3)岡山ビオニール、(4)基  
山赤色少年團、(5)勞働組合のビオニール

第二章 婦人運動……………四九八

第一節 産業合理化と勞働婦人の闘争……………四九八

(1)製絲女工賃銀不拂問題、(2)經濟闘争と勞働婦人

第二節 婦人團體とその活動……………五〇二

(1)小ブルチヨア婦人團體、(2)無產者婦人團體とその活動、(3)産兒制限運動

第三章 學生運動……………五二二

(1)總選舉戰の活動、(2)左翼學生の檢學、(3)學生のストライキ

第四章 救援運動と醫療活動……………五二七

A 救援運動……………五二七

(1)救援會の新方針、(2)第二回大會と赤色救援會加盟

B 無產者醫療活動……………五三一

(1)無產者病院設立實行委員會の活動、(2)第一共立病院設立計畫と之に對する無產者  
病院設立實行委員會の闘争

第五章 水平運動……………五三四

第一節 水平運動甦生の一九三〇年……………五三四

第二節 甦生せる水平運動の方向……………五三六

第三節 全國水平社の政治的經濟的活動……………五三一

第六章 植民地に於ける闘争……………五三三



第一節 朝

鮮

(1)光州の學生暴動、(2)釜山紡績其他のストライキ、(3)農民運動、(4)在日朝鮮人の解放運動、(5)間島の暴動

五三三

第二節 臺

灣

(1)一般的狀勢、(2)無産階級運動、(3)霧社の暴動

五三七

第七章 消費組合運動

五四二

第一節 消費組合運動概況

五四二

第二節 關東消費組合聯盟の分裂と左右兩對立聯合體の發生

五四四

(1)關東消費組合、(2)消費組合聯合會

第三節 國際消費組合デーの鬭争

五四七

第四節 消費組合による争議の應援

五五〇

第八章 借家人運動

五五一

第一節 借家人同盟

五五一

(1)第二回大會、(2)家賃支拂猶豫共同鬭争

第二節 借家人組合全國同盟

五五四

第三節 全大阪借家人組合共同鬭争委員會成立

五五五

第四節 其他の運動

五五五

第九章 無産者藝術運動

五五六

第一節 全日本無産者藝術團體協議會(略稱ナツプ)

五五六

(1)日本プロレタリア作家同盟、(2)日本プロレタリア劇場同盟、(3)日本プロレタリア映畫同盟、(4)日本プロレタリア美術家同盟、(5)日本プロレタリア音楽家同盟

第二節 勞農藝術家聯盟(文戰派)其他

五六二

(1)「勞藝」の第一次内紛、(2)「勞藝」の第二次分裂—文戰劇場の左翼派脱退と無産者劇場の結成、(3)その他

第六編 國際勞働運動

第一章 プロフィンテルンとアムステルダム

五六五

第一節 成立と發展の概観

五六五



第二節 最近におけるプロフィンテルン及アムステルダムの組合員數……………五六七

(1)一九二九年度における赤色労働組合員數、(2)アムステルダム・インターナショナルの組合員數

第二章 ×色労働組合インターナショナル第五回大會……………五七七

第一節 概 要……………五七七

第二節 ××的労働組合運動の任務(テーゼ)の概要……………五七八

(1)世界資本主義の危機とプロレタリアートの任務、(2)經濟闘争の組織化とプロレタリアートの逆襲、(3)國際×色労働組合各支部の情勢と活動、(4)實踐的結論

第三節 大會におけるその他の問題……………五八八

(1)植民地半植民地における國際××労働組合支持者の任務、(2)ソヴェート労働組合の役割、(3)國際×色救援會に關する決議、(4)××的労働組合運動の組織問題、(5)新執行委員の選舉

第三章 アムステルダム・インターナショナル第五回大會……………五九四

第一節 國際運輸労働者聯合の大會……………五九八

△主事提出の活動報告、△本會議及び役員選舉

第二節 海員組合其他右翼組合のアムステルダム・インターナショナルへの参加……………六〇〇

第四章 第十四回國際労働會議……………六〇二

第一節 國際労働會議の本質と労働代表選出に對する態度……………六〇三

第二節 第十四回國際労働會議の決議事項……………六〇三

第三節 鈴木日本労働代表の演說……………六〇五

第七編 無産團體現勢一覽……………六〇七



# 第一編 日本に於ける恐慌と 労働者農民の狀態

## 第一章 經濟恐慌の成熟

### 第一節 商品價格の崩落

昭和四年下半年に始まる恐慌は商品價格の低下に端的に表はれる。生産力の増大と大衆の窮乏化に伴ふ購買力の減退による生産過剩は必然に商品價格の崩落を齎らしてゐる。他方日本に於ける物價の下落は昭和五年一月十一日金解禁と關聯してゐる。

東京卸賣物物價指數の下落狀態は、五年十二月末現在を四年六月末現在に比較すると、二六・七%下落し、五年一月に比較すると一九・三%、同九月に比較すると四・二%下落してゐる。

物價下落の狀況を類別すると穀物類の下落が最も著しく、四年六月末と五年十二月末とを比較すると實に三四・七%の激落である。次いで著しいのは金屬であつて、四年六月末と五年十二月を比較すると、三三・九%の下落である。穀物に於ては略々戦前の率に達し金屬に於ては戦前より遙かに下落してゐる。



其他同期に於いて織物及同原料品は二九・五%、食料品は二〇・五%、雑品は二〇・三%の下落で、生産財の價格率の下落が著しく消費財の價格の下落率は鈍い。同様に外國輸出品の下落率は昭和五年十一月現在を四年七月に對比すると貿易商品指數は下落率は三割にして既に戦前の水準に達してゐるが、國內消費品は二割一步の低落で未だ戦前に比して高價である。資本家は世界商品としての輸出商品に對しては、其の水準迄下落（市場獲得のためには水準以下にまで下落）せしむるが、自國內の消費品に對しては、大衆の窮乏化及物價下落のうちにも、尙カルテル價格によつて下落を少なからしめ、以つて大衆の搾取に専念してゐるのである。次にこれらの統計を示せば左の如くである。

第一表 卸賣物價指數下落狀態（大正二年一月＝一〇〇）

品名	昭和五年十二月末の下落率			
	四年六月末に比較	五年一月末に比較	五年九月末に比較	五年九月末に比較
紐育	133.0	133.7	108.9	100.5
倫敦	135.2	126.9	107.9	101.3
東京	174.5	151.4	133.5	127.9
穀物(六品)	144.7	151.5	132.2	107.5
其他食料品(一六品)	205.6	197.0	161.3	123.4
織物及同原料(一六品)	175.3	150.9	132.8	133.6
金屬(八品)	128.3	101.7	82.9	72.2
雜品(一一品)	102.3	119.8	127.2	126.8
				25.4%
				17.4%
				7.7%

(東洋經濟新報社調)

## 第二節 商品滞貨の激増

賃銀及収入の低下、失業者の増大等勞役大衆の窮乏化に伴つて商品の販路は著しく狭少化し、滞貨は山積し、商品の鐵道輸送量の減退並に在庫品の増大となつて現はれてゐる。

### 一、商品貨物輸送量の減少

國有鐵道の商品貨物輸送量は、昭和三年度に於ては七千六百三十五萬六千疋であつたのが、四年には七千六百二十三萬七千疋、五年には六千六百五十八萬四千疋に激減した。四年度と比較して五年度に於いて特に著しく減退した商品部門は、鐵及鋼の三三・九%、石材の三一・三%の減少を始めとし、砂利、麥類、鐵及鋼製品、セメントの二〇%以上の減少、木材、小麥粉、生絲、石炭、砂糖類、綿絲、綿織物、酒類、清涼飲料水、鹽乾魚介蝦類の一〇%以上の減退を示してゐる。こゝには生産材部門と建築業並に生活品の減退が示されてゐる。之を表に示せば次の通りである。

各月別國有鐵道貨物輸送量(單位千疋)

月	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
一月	五、六三九	五、六五五	六、〇二一	五、五二八
二月	五、二七九	六、〇一八	六、〇八一	五、五五五
三月	六、七〇一	七、〇三四	七、三三三	六、五九八
四月	六、三三七	六、五九九	六、五〇三	五、七九九



第一編 日本に於ける恐慌と勞働者農民の狀態

各年度計	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月
七、八九九	六、六三三	六、六二〇	六、七六六	六、〇〇七	五、六八九	六、〇二六	六、四一〇	六、五〇八
七、三五六	六、六二七	六、六二二	六、七二一	六、一八四	五、九八九	六、三三九	六、二五七	六、六九三
七、三三七	六、六二二	六、四一〇	六、六六七	五、九八〇	五、七九六	六、一八七	六、二七一	六、五二四
六、六二二	六、六二二	六、四一〇	六、六六七	五、九八〇	五、七九六	六、一八七	六、二七一	六、五二四
五、六五三	五、六五三	五、二二三	五、五七	五、〇三三	四、九六〇	五、一九二	五、五二五	五、九七一
六、六五三	六、六五三	五、二二三	五、五七	五、〇三三	四、九六〇	五、一九二	五、五二五	五、九七一

二、在庫品の山積

在庫商品高は、全國營業倉庫在庫高について見るに、四年一月末二〇、六七三千疋（金額四七三、五二九、〇〇〇圓）、四年六月末二三、二七三千疋（金額五三三、四〇三、〇〇〇圓）、四年十二月末二二、三〇〇千疋（金額四七九、二五四、〇〇〇圓）であつたが、五年一月末には二三、三六六千疋（金額四七〇、八五三、〇〇〇圓）、五年六月末には二四、八六七千疋（金額六〇三、九四一、〇〇〇圓）、五年十二月末には二二、二七〇千疋（金額三五六、八四四、〇〇〇圓）といふように變化してゐる。即ち四年度に比較するに一月に於ても六月に於ても四年度の夫れより在庫品の個数は増大し、十二月に於ては四年の夫れよりは若干減少してゐる。併し、この減少は一には生産制限（荷物輸送量の激減は曩に示した如くである）の結果であり、他は在庫品の投資の結果である。生産制限は賃銀を低下し、失業者を増大し、他方農業恐慌と關聯して益々

大衆を窮乏化し、商品の購買力を減退せしむることは明かである。

各月別全國營業倉庫在庫高表

月 末	個 數 (千疋)		金 額 (千圓)	
	四 年	五 年	四 年	五 年
一月	二〇、六三三	二二、三六六	四七三、五二九	四七〇、八五三
二月	二二、六〇四	二四、六九〇	四八七、〇〇九	四九〇、二二五
三月	二三、六三六	二五、四三六	五〇四、八五五	五三一、三三八
四月	二四、〇一九	二五、九三九	五三〇、七六六	五三六、九六一
五月	二四、六〇八	二五、五五五	五三六、七四四	五三九、九六一
六月	二四、二七三	二四、八六七	五三三、四〇三	六〇三、九四一
七月	二二、七六六	二四、〇六六	五二四、八五五	五二四、三六八
八月	二二、二七〇	二三、一〇〇	五〇六、〇三三	四八三、五三六
九月	二三、〇六七	二三、四四四	四八一、七四四	四八六、九三六
十月	二三、五三六	二三、九五五	四八六、四四四	三九四、一九二
十一月	二三、八六八	二三、三六六	四四四、六九九	三三四、一四六
十二月	二三、三〇〇	二三、二七〇	四七九、三三三	三三六、八四四

第三節 農業恐慌の深刻化

恐慌は農業恐慌と深刻に結びついてゐる。穀物類の價格三六%程下落したことは曩に見た通りである



が、其の中米價の崩落は著しい。米價の崩落は一には恐慌に基づき、他は豐作の結果に基いてゐる。農林省發表(六年一月十一日)による五年度内地米實收高は六千六百八十八萬二千石で、これを四年度實收高に比較すれば七百三十二萬五千石(一一・三%)の増收であり、過去五ヶ年平均實收高に比較すれば七百四十三萬石(一一・五%)の増加である。

米價は左表の如く、五年十一月は十七圓五十錢で四年十一月の二十九圓七十錢に比較すれば實に十二圓二十錢の激落で、十二月には二十七錢程引返したが、然も之を四年十二月に比較すれば、十三錢(三六%)の激落である。

五年度内地米一石深川上中下米平均相場(單位圓)

	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
昭和四年	元・壹	元・壹	元・壹	三〇・拾	元・七〇	二七・八〇
昭和五年	二七・七	元・八九	元・三五	一八・八	一七・五〇	一七・七

米價の崩落に至つては更に甚しい。五年度の春米相場は農會調査に依れば三圓七十五錢で四年度に比較すれば約半値であり、夏秋米は、蠶絲中央會の調査に依ると各重要市場一貫目平均相場は二圓一錢六厘で四年度の平均相場五圓八十三錢三厘に比較すると實に六五%の激落である。次に五年度に於ける農民の米一貫生産費は春米五圓六十五錢、夏秋米は四圓七十四錢(農會調査)であるから一貫目につき春米は一圓九十五錢夏秋米は二圓七十三錢の缺損となつてゐる。

其他農産物の價格の下落を東京商業會議所の物價指數について見るに、穀菽蔬菜類の四年十月を一〇

〇とする五年十月の指數は六五・六であつて、これ又三四%の激落である。

以上農産物價格の激落の結果、五年度に於ける農村の收入減は左表の如く十六億六千三十九萬に達し、それに加ふるに在來の農村の負債は約五十億に達してゐるので農村經濟は全く破壊されつゝある。

昭和五年度農村收入減推算(農林省統計官永井彰一、帝國農會報六年一月號)

	昭和五年	自大正十四年(昭和四年)至五ヶ年平均	五年度收入減
春 米 收 入	二二〇、一八、五九〇圓	三六〇、八四、三三〇圓	一五〇、〇〇、〇〇〇圓
夏 秋 米 收 入	一四〇、一七、七六六圓	二七、〇三、九六六圓	一六、八七、三三〇圓
米 收 入	一、〇〇九、五〇〇、〇〇〇(推計)	一、七九〇、〇〇〇、〇〇〇	七二、〇〇、〇〇〇
其他農産物收入	五〇〇、〇〇〇、〇〇〇(推計)	一、一三〇、一五、一三〇	五〇、〇〇、〇〇〇
合 計	一、八六八、〇五、二九〇	三、五八八、〇八二、九六六	一、六八〇、〇〇〇、〇〇〇

(註) 米収入は、米の收穫高に米價を乗じたもので、之を收穫高の商品化された部分、即ち五五%に就て推算すれば、五年度米収入は五五四、一二五、〇〇〇圓、五ヶ年平均収入は九八四、七五三、〇〇〇圓となり、結局五年度の總収入減は一、二二九、七六九、〇〇〇圓で五ヶ年平均總収入二、七四二、七七六、〇〇〇圓に對し四六%の激減である。

農村經濟の破壊に伴つて地方銀行の倒壊も亦五年度の著しい現象である。五年度中に休業した銀行數は計十七銀行(拂込資本總計二七、八三七、五〇〇圓、預金總計一一〇、九八五、〇〇〇圓)に上つてゐるがこれを地方別にすると富山縣三銀行、神奈川縣及栃木縣が各二銀行、静岡、滋賀、千葉、福島、長野、青森、山梨、岐阜、愛媛、大阪府各一銀行で殆んど養蠶地の銀行に倒壊を見てゐる。

他方、農産物價格は激落し農村は破産しつゝあるが農村用工業品の下落は夫に伴つてゐない。「日本經



「濟年報」一、二、三輯に依れば農村需要工業品の四年度平均に對する五年十月の下落率は僅か二七・五%であつて、同期に於ける農産物の下落率四七・二%に比較すれば、實に一九・七%の開きがある。農村に對する大資本の獨占價格の重壓が、恐慌を利用して一層加重しつゝあり、斯くて益々農民の窮乏化を激成しつゝある。

### 第四節 外國貿易の激減

五年度に於ける内地及植民地の貿易總額は左表の通りで著しく減退してゐる。

日本總貿易額(單位千圓)

内地及樺太	輸出		輸入	
	昭和三年	昭和四年	昭和三年	昭和四年
朝鮮	一、九七、九七五	二、四九、六九一	二、六六、七七一	二、三六、二四〇
南洋羣島	三、一四九	三、五七三	二、八五五	二、八、五二
南洋	三、八六六	三、一八八	三、八八八	三、一〇、三〇〇
計	三、〇六、〇五五	三、二八、六六一	三、六六、〇四四	三、五五、九九二

五年度に於ては四年度に比し、輸出に於いて六億九千九百四萬四千圓減少し、輸入に於いて七億八千八百八十八萬三千圓減少してゐる。

次に内地樺太だけの輸出入の減退を見るに、次表の示す如く原料品及原料用製品の輸出入が著しく減

退し恐慌による生産制限が著しく表はれてをり、又同時に大衆の購買力の減退を意味する全製品、食糧品等の輸出入が減少してゐる。

内地及樺太輸出入價格別(單位千圓)

品名	輸出		輸入	
	昭和四年	昭和五年	昭和四年	昭和五年
食料品	一、〇六、二一八	一、二八、八二〇	三、二二九	一、九、五〇
原料品	八、七九	六、四九七	二、四三三	二、七、三一
原料用製品	八、三、七五	五、四、一〇〇	三、九、六五五	四、〇、七
全製品	九、七、三〇七	六、九、一八九	二、四、六一八	二、六、三三
雜品及再輸出入品	七、六、六〇	六、一、三四六	一、七、四三四	一、九、八六一
計	二、四、六、九一	一、四、九、八五	六、六、七七一	三、五、二、三六

更に五年度の重要商品の輸出入額を四年度に比較して見るに、輸出に於いては生絲の減少が三億六千四百三十八萬三千圓、綿織物一億四千五百九十九萬三千圓、絹織物四千九百二十四萬七千圓、小麥粉一千二百三十三萬七千圓の減少であり、輸入に於いては綿花の減少が二億一千九百六十八萬八千圓、鐵が六千六百九萬四千圓、機械類、木材が三千五百萬圓、羊毛、小麥が二千九百萬圓豆類が二千八百萬圓、硫安が一

千八百萬圓減少してゐる。恐慌に依る打撃は生糸、纖維業、鐵工業等の部門に最も著しく現はれてゐる。貿易の減退を對手國別に分類すれば、日本の輸出額はアメリカ合衆國へ約三割五分、支那へ二割弱でこの二國で全體の五割五分を占め、輸入はアメリカより約三割、支那から一割、英領印度から一割餘で







昭和三十二年下期	昭和三十二年上期	昭和三十二年下期	昭和三十二年上期	昭和三十二年下期	昭和三十二年上期	昭和三十二年下期	昭和三十二年上期	昭和三十二年下期	昭和三十二年上期	当期利益		對平均拂込資本		對株主資本合計		
										(單位千圓)	率	率	率	率		
一七四、〇五三	二二三、一一八	二〇八、〇九九	二五〇、三四六	二二九、〇五一	一九四、二七三	一七〇、五一七	一一・九	一五・一	一三・〇	一五・四	一三・八	一一・七	一〇・二	九・二	一一・〇	一〇・四
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

(日本經濟年報第四輯六一頁)

尙、前記百三十二會社の拂込資本は全國の四分の一であるから五年度中に於ける全國の事業利益金減少は約四億五千萬圓内外と推算出来る。(同年報)

斯の如き利潤の減退に伴つて、資本家の事業計劃資本も亦激減してゐる。左表の如く、五年度の事業計劃資本高は四年度の半額にも達してゐない状態である。

年 度	合 計		内 地		植 民 地	
	昭和元年	昭和二年	昭和元年	昭和二年	昭和元年	昭和二年
同	一、六六、四八	一、五三、一三	一、四八、三三	一、三六、四九	一、一六、三五	一、一六、三五
同	一、〇三、一四〇	一、〇三、一四〇	八、五、〇一〇	八、五、〇一〇	一、〇三、一四〇	一、〇三、一四〇

内地及植民地別銀行會計調査資本高(日銀調査)(單位千圓)

他方資本家階級は、利潤の減退を脱するために、カルテルを結成又は強化して生産制限、價格の維持資本の整理合同による集中、中小資本家の併合又は倒壊並に労働賃銀、労働人員の減少等大資本の獨占過程を急速に促進してゐる。いま主要事業のカルテル及其の協定事項を示すと左の如くである。

(1) 主要事業のカルテル一覽(東洋經濟新報一四四七號)

事業	統制主體	協定事項	協定加盟六社	價格協定
纖維工業部門				
紡績業	大日本紡績聯合會(六八會社)	限 産	石油業	價格協定
絹紡業	絹紡工業會(一二會社)	同 産	洋灰業	協定加盟六社
ラミー業	ラミー紡績聯合會	共 販	金屬精練業部門	洋灰聯合會
製麻業	麻絲共同販賣所	共 販	鐵鋼業	銑鐵共同組合(六)
人絹業	人絹聯合會(五)	限 産	鋼材聯合會(丸鋼平鋼)	關東鋼材販賣組合(丸鋼)
製絲業	蠶糸業同業組合中央會(八七)	限 産	關東鋼材販賣組合(山形)	中型山形鋼共販組合(山形)
綿縮業	全國綿縮共販所	共 販	製鋼原料共同購買會	製鋼分野協定會(棒鋼)
織物業	濱松機業組合	休 攷	小型山形鋼共販組合	日本厚板共販組合
麻真田	日本輸出麻真田同業組合聯合會	共 販	中板共販組合	日本厚板共販組合
毛織物業	羊毛工業會(一一)	限 産	日本黑板共販組合	日本黑板共販組合
鑛業業部門			日本綿材共販組合	日本綿材共販組合
石炭業	石炭鑛業聯合會(四五)	送炭制限		



第一編 日本に於ける恐慌と労働者農民の狀態

産銅業 水曜會	生産其他
製肥藥品業部門	
製肥業 人肥聯合會	生産其他
石灰窒素共販組合(九)	共同販賣
炭化石炭共販組合	同
關西硫酸加盟會社	生産販賣
曹達業 晒粉聯合會(一二)	生産其他
酒精業 酒精聯合會	供給調節
油脂業 東京硬化脂販賣會社	共同販賣
製紙及關係事業部門	
製紙業 日本製紙聯合會(九)	生産其他

(2) 形體別カルテル一覽

生産カルテル	
紡績—絹紡—生絲—人絹—ラミ—紡績 麻絲(蚊帳絲)—洋灰—過燐酸—晒粉—硫酸—洋紙—板紙—石灰—銅—鋼材—砂糖—酒精—蟹罐詰(計一八)	
販賣カルテル	
麻絲—綿縮—ラミ—紡—洋灰—薄鋼板—厚鋼板—銅加工品—山形鋼—丸鋼—鋼材—綿材—過燐酸—洋紙	

これらのカルテルは六部門、二十五産業部門に亘つて生産、販賣價格、輸出等を協定し、産業の合理化、労働者及消費者大衆に負擔の轉嫁、中小資本の併合又は排除等々によつて大資本の覇制と高率な利

共同洋紙株式會社(三)	共同販賣
バルブ業 共同バルブ株式會社	共同販賣
板紙業 日本板紙聯合會	生産
板紙販賣統制會	共同管理
食料品工業部門	
製粉業 東部製粉販賣組合	共同販賣
製糖業 糖業聯合會(一一)	供給制限
砂糖供給組合	共同販賣
罐詰業 蟹罐詰共同販賣會社	生産販賣
運輸業部門	
船舶業 郵商兩社	ユニオン

—カーバイト—硫酸—銑鐵—バルブ—製粉—石灰窒素—洋酒—洋紙—精製糖—蟹罐詰—硬化油(計二三)	
價格カルテル	
石油—銅—過燐酸—ラミ—洋紙—セメント—麻絲—綿縮—石灰窒素—薄鋼板—晒粉—蟹罐詰(計一二)	
輸出カルテル	
セメント—過燐酸—銅(計三)	

潤の獲得を追求してゐる。即ち、カルテルの支配者は其の内部に於ける大資本閥であつて、例へば、セメントカルテルは淺野と三井財閥、製紙カルテルは三井(王子、富士)晒粉、過燐酸カルテルは大日本人肥を通じて澁澤系の大川、田中、砂糖カルテルは三井、三菱、藤山、鑛業に於ては三井、三菱、住友、久原、電氣銅カルテルは古河、久原、鋼材カルテルは三井、淺野、澁澤が支配してゐる。其他銀行界の協定については三井(池田)、三菱(串田)が實權を掌握し、利潤の争奪から對立しつゝ日本の産業界を支配してゐる。

この大資本の獨占過程は恐慌を利用して一層強められ且つ其の速度も急速に行はれつゝある。併も五十九議會にて成立したる工業組合法は全企業に亘つて強制的にカルテルに加盟させ、以つて大資本閥の支配下に屬せしめようと試みてさへゐる。

第六節 操短及生産の減退並に搾取の増大

一、操 短

恐慌と共に資本家階級は其の負擔を労働大衆に轉嫁するために生産制限を開始した。五年度に於ける操業短縮は左表の如くでセメント、鋼材は五割以上、過燐酸晒粉が四割以上、紡績、絹紡、麻絲、洋紙が三割以上、人絹、石炭が二割以上で化學、工業、金屬、纖維産業に甚しい。

主要事業操短率



紡績	絹紡	人絹	麻糸	ラミ	石灰	洋灰	銅材(關西)	鋼材(關東)	過酸	硫酸	晒粉	洋紙
二七・二%	二〇・〇	三〇・〇	一〇〇・〇	五・〇	五・〇	五〇・〇	二〇・〇	四五・〇	三五・〇	三五・〇	三〇・〇	三〇・〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十月現在	三四・四%	三五・〇(八月自)	二〇・〇	三〇・〇	二二・〇(十一月自)	五三・三	四〇・〇	五〇・〇	四五・〇	三五・〇	四五・〇	三五・〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六月一月現在	三四・四%	三五・〇	一五・〇	無期	三%乃至五%任意	一一・〇	五〇・〇	六〇・〇	五五・〇	四五・〇	三五・〇	三五・〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五年七月現在	二七・二%	二〇・〇	三〇・〇	一〇〇・〇	五・〇	五〇・〇	二〇・〇	四五・〇	三五・〇	三五・〇	三〇・〇	三〇・〇

二、生産の減退

操短の結果大量減首による失業者の激増と、就業労働者の賃銀の減額となつて労働者階級の状態を著しく悪化せしめてゐる。

次に恐慌裡に於ける主要工業商品生産高(生産力ではない)の減退を示せば、晒粉、綿絲、綿布、洋

紙、石炭等で左表の如くである。

主要工業商品生産高指數(大正二年=100) 東洋經濟新報調

年 月	綿絲	綿布	生糸	洋紙	晒粉	ソーダ	銅	鐵	石炭	平均
昭和四年二月	一七二	三三二	一三二	四六六	四九〇	七四四	九四	二〇二	一五七	三〇七
同 九月	一八六	三三〇	一三七	四六六	五五五	七九	一三〇	二二二	一五七	三〇七
同 十二月	二〇三	三三六	一三五	四六六	五七〇	七五	一三三	二〇八	一五七	三〇七
昭和四年平均	一八四	三三九	一三七	四六九	五五九	七五	一四一	二〇〇	一五七	三〇七
昭和五年一月	一八六	三三三	一五一	四六四	五五〇	七三	一〇五	二〇四	一六〇	三〇七
同 二月	一八五	三三〇	一五〇	四六六	五五〇	七三	一〇一	一八九	一五七	三〇七
同 三月	一七三	三三七	一五九	四六三	五五〇	七五	一〇一	一八九	一五七	三〇七
同 四月	一八〇	三三七	一六七	四七四	四八八	六九三	一三三	一八〇	一五五	三〇九
同 五月	一八〇	三七一	一六七	四七四	四八八	六九三	一三三	一八〇	一五五	三〇九
同 六月	一八九	三三三	一七四	四七七	四八三	七五	一三三	一八〇	一五〇	三〇三
同 七月	一四〇	三三〇	一八〇	四六八	四七三	七〇一	一三三	一七七	一四七	三〇六
同 八月	一四三	三三五	一七四	四七七	四七九	七三	一三三	一五三	一三九	三〇四
同 九月	一五二	三三三	一七四	四六〇	四七三	七三	一三三	一五三	一三九	三〇四
同 十月	一五一	三三八	一七〇	四六〇	四七三	八七	一三五	一五七	一三三	三〇六
同 十一月	一五三	三三三	一七〇	四六〇	四七三	八三	一三五	一五七	一三三	三〇六
同 十二月	一六一	三三三	一七〇	四六〇	四七三	八三	一三五	一五七	一三三	三〇六
昭和五年平均	一六一	三三五	一七一	四六二	四八三	八三	一三四	一八九	一四〇	三〇三

(註) 生糸は横濱及神戸入荷高。



こゝに注意すべきことは操短率は高度であるが、生産高の減退が之に伴つてゐない。例へば綿糸に於ては、操短率は三割四分四厘(十月)であるのに生産高の減少は五年度平均は四年度に比較して約一割しか減少してゐない。これは専ら操短と共に産業合理化策によつて労働能率を強化し、労働者一人當りの生産能力を一層強めたためである。

### 三、搾取率の増大

又、資本の搾取率は減少したが、大資本の制覇、操短等々によつて、貸銀部分に投ぜられた可變資本部分の不變資本部分(固定資本及原料等)に對する割合は、相對的に減少し資本の搾取率は著しく増大しつゝある。試みに、最近の製造工業に於ける固定資本部分、製品原料部分、製品原料部分、預金現金部分の百分比をとつて見ると次の如くである。

製造工業資本百分率		固定資本	製品原料	預金現金
昭和元年上半期	下半期	六二・九%	三〇・八%	六・三%
同 二年上半期	下半期	六五・八%	二六・九%	七・三%
同 三年上半期	下半期	六六・八%	二七・一%	六・一%
同 四年上半期	下半期	六八・三%	二七・七%	八・〇%
同 五年上半期	下半期	六七・七%	二五・〇%	七・三%
同 五年上半期	下半期	六八・四%	二二・四%	九・二%

同 四年上半期	六七・六
同 五年上半期	六七・二
同 五年上半期	六九・〇

二二・三	九・一
二二・四	九・四
二二・〇	八・〇

右のうち、固定資本及原料部分は不變資本と見て差支へない。預金現金はこれを全部勞賃に充てられたものと見る事は出来ないが、いま假りに、之を可變資本部分と假定する。之に従ふと、可變資本部分と不變資本部分との比率は不變資本部分が相對的に増大し、可變資本部分が相對的に減少し、資本の搾取率は著しく増大しつゝある事が判る。

## 第二章 労働者の狀態

### 第一節 就業労働者數の減少

#### 一、労働者階級の人口の増大

日本内地の人口は昭和五年十月一日施行第二回國際調査の結果によれば、六四、四四七、七二四人であり、之を大正十四年簡易國勢調査の五九、七三六、八二二人に比較すれば人口に於いて四、七一〇、九〇二人の増加、割合に於いて七・九%の増加である。大正九年(第一回國勢調査)より大正十四年に至る五ヶ年間人口増加率は六・七%で、大正十四年より昭和五年に至る五ヶ年間の増加率の方が遙かに高い。即ち一ヶ年間平均増加数は第一期七五四、七五四人(一・三%)に對し、第二期は九四三、一八〇人(率一・五%)



である。現在、日本は毎年九十四萬二千八百八十人宛の人口が増加しつゝある。總人口のうち労働階級の人  
口は幾何を占めてゐるかと言へば、大正九年の國勢調査に依ると、總人口の五五、六九六三、〇〇〇人中  
本業者は二七、三七八、〇〇〇人(四割八歩)、從屬者(本業者の家族又は世帯内にある家事使用人)二八、五  
八五、〇〇〇人(五割一步)で、更にこの本業者のうちの無職者を除いた二六、六二六、〇〇〇人を業主八、  
九五八、〇〇〇人(三割三歩)、職員一、五一五、〇〇〇人(六分)、勞務者一六、一五三、〇〇〇人(六割一步)  
の三階級別に分類し、この中の勞務者一六、一五三、〇〇〇人に勞務者の從屬者四五九四、〇〇〇人を加  
へた數、即ち二〇、七四七、〇〇〇人を労働人口としてゐる。總人員に對して労働人口は三割七分を占め  
てゐる。昭和五年度に於ける労働人口は五年度國勢調査の結果が未だ發表されてゐないので判然しない  
が、同速報に依る内地總人口數六四、四四七、〇〇〇人に對して、労働人口の率(大正九年度の)に依つて  
概數を指定すれば大正九年より昭和五年迄の過去十年間に三百九萬八千人の労働人口が自然増加し、勞  
務者のみについて見るも二百三十九萬八千人の増加となり、大正十四年度に比すれば勞務者は一七、一  
九五、〇〇〇人から一八、五五一、〇〇〇人に増大してゐることになる。

労働人口増加表(單位千人)

總人口	労働人口	内務者	其家族	十年度對五年度増加數		九年度對五年度増加數	
				大正九年	大正十四年	昭和五年	十年度對五年度増加數
五、六三三	三、〇七三	一、六二五	四、五九四	五、七三六	六、四四七	四、七二一	八、四八四
三、〇七三	一、七九五	一、一〇三	四、九〇七	三、一〇三	三、八四五	一、七五三	三、〇九八
一、六二五	一、一〇三	一、一〇三	一、七九五	一、一〇三	一、五五一	一、三三六	二、三三六
四、五九四	一、七九五	一、一〇三	四、九〇七	五、二九四	五、二九四	三、九〇七	七、〇〇〇

(註) 總人口數は凡て「國勢調査」の結果の數字に依り、労働人口の九年度數字も亦「國勢調査」の數字に依つたものであるが千人以下を切り捨て、十四年及昭和五年の労働人口數は九年の労働人口數が三七%に當つてゐるので、この率に依つて概數を推定したものである。

勿論この概數推定は五年度に於ても總人口の三七%が労働人口であるといふ假定に立ち、且つ統計局の統計は、労働人口を農業、水産、産業、鑛業、工業、商業、交通費、公務自由業、其他に分類し其の中には近代的工場・鑛山其他企業の労働者も、小作農、農業賃労働者も或は手工業職工も一樣に勞務者として包含してゐるもので、もとより正確な労働者階級の人口を見ることは出来ないが、労働者階級の人口が自然増加しつゝあることは明瞭に看取出来る。更に、中小工業家、サラリーマン、手工業者、中農等の没落に依る労働者階級への移動を考慮に入れれば、労働者階級の人口は極めて巨大に増加しつゝある。

## 二、工場鑛山其他就業労働者數の減少

生産諸力の巨大な發展、労働人口の増加に比して工場鑛山其他工業に於ける雇傭労働者數は増加してゐない。絶対數に於ては大正十四年六月現在四、三四八、七一一人であつたのが昭和五年十二月現在には四、七二三、〇〇二人となつてこの五ヶ年半の間に三十六萬四千二百九十一人増加してゐるが、生産力や労働人口の増加との相対比率に於いては減少しつゝある。併もこの間に於いて工場労働者數は三萬六千九百七十五人の減少、鑛山労働者數は七萬六千四百三十一名減少し、増加した産業部門の主要なものは運輸交通通信労働者數である。



次に恐慌以降に於ける就業労働者数の減少を見ることにしよう。  
 經濟恐慌以降に於ける就業労働者数の減少は顯著である。先づ四年度について言へば恐慌は四年下半年より始まつてゐるが、就業労働者總数は三年十二月現在には四百八十二萬四千七百八十人であつたが四年十二月現在には四百八十七萬三千八十一人であつて四萬八千三百一人の増加となつてゐる、これは恐慌と共に誠首を強行したため就業労働者の減少した部門は民營の工場鑛山であり、官公營工場並に交通運輸通信産業にあつては就業労働者数が若干、猶増加してをり、他方では日傭労働者数が著しく増加したことに原因してゐる。

然し、五年度に入つてからは總數においても激減してゐる、四年十二月末現數は四百八十七萬三千八十一人であつたのが五年六月現在には四百七十七萬四千四十七人に、五年十二月現在數は四百七十一萬三千二名に漸減してゐる。即ち五年度上半期には九萬九千三十四名減少し、同下半期には六萬一千四十五人減少し、五年度中に十六萬七十九人の雇傭労働者数が減少したことになつてゐる。  
 即ち次表の通りである。

工場鑛山其他就業労働者數(社會局調査)

大正十四年六月現在	工場労働者			鑛山 労働者	運輸交通 通信労働 者	日傭 労働者	其他	合計
	官營	公營	民營					
男	—	一五、四九一	一、四五五	二、〇九五	三、〇二四	二、〇七〇	五、五	一四、八五八
女	—	一八、五九三	九、〇六六	一、〇八七	二、三〇四	一、六九〇	一、五	三、〇〇六
合計	—	三四、〇八四	一〇、六二一	三、一四二	五、三二八	三、七六〇	七	四八、八六四

大正五年十二月現在	工場労働者			鑛山 労働者	運輸交通 通信労働 者	日傭 労働者	其他	合計
	官營	公營	民營					
男	一〇、八二一	一、九四四	七、八	二、〇六六	三、七二一	二、六六	八、〇	一八、五五
女	一〇、四一九	六、五九五	九、四三三	一、〇五〇	三、七	八、五七〇	三、一〇〇	二二、〇
合計	二一、二四〇	八、四三九	一七、四三三	三、一四二	七、四二八	一〇、三三〇	一一、一〇〇	四二、〇
昭和三年十二月現在	—	—	—	—	—	—	—	—
男	—	—	—	—	—	—	—	—
女	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和四年十二月現在	—	—	—	—	—	—	—	—
男	—	—	—	—	—	—	—	—
女	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和五年十二月現在	—	—	—	—	—	—	—	—
男	—	—	—	—	—	—	—	—
女	—	—	—	—	—	—	—	—

右表に基づき詳細に觀察すると(一)工場労働者數は四年十二月から五年十二月迄に十二萬六千四百九十九人(率五%七)減少してゐるが、民營工場に於いては十三萬一千三百七十三人(率六%三)の減少であり逆に官營工場は四千二百二十七人の増加、公營工場は七百五十七人の増加となつてゐる。民營工場に於い



て如何に大量餓首が激烈であるかが、之れによつて窺はれる。(二)鑛山労働者数は四年十二月現在に二十七萬八千九十三人であつたのが、五年十二月現在には二十二萬五千八百六十二人に減少し、一年間に五萬三千二百三十一人(率一九%一)の減少を見てゐる。(三)運輸交通通信労働者数は四年十二月現在数は四十八萬九百二人であつたのが五年十二月には五十萬六千六百九十六人に、即ち一年間に一萬五千七百九十四人の増加となつてゐる。これは従來の繼續事業として國有鐵道の増設及郊外電車等の新設又は増設に依るもので、在來の職場に於いて従業員數が増加したものではない。反對に「人員整理」の名に依つて餓首又は轉動になつた者は多數で、各職場に於ける従業員數は減少しつゝある。例へば船舶に於ける従業員數や東京其他大都市に於ける電車従業員數は減少してゐる。しかし、この産業部門は恐慌による餓首者數は民營諸工場や鑛山に比して少なかつたことは事實である。(四)最後に日傭労働者數は四年十二月現在百九十一萬一千五百八十二人であつたので、五年六月には百九十二萬一千七百六十一人に増大したが、五年十二月には百九十九萬四千四百三十九人に減少してゐる。この部門の労働者數は、斯る期節的變動があるが半ば失業状態であつて、これを全部就業労働者數と見ることは出来ない。

## 第二節 失業者激増

失業労働者數に關する確かな統計は日本には未だ存しないので、現在失業者數が幾何に達してゐるかを適確に知ることは出来ない。併し、五年八月プロヒンテルンで發表したところに依れば、日本の失業者は二百萬人、又六年一月汎太平洋労働組合會議書記局の發表したところに依れば二百五十萬人である。

又「エコノミスト誌」が六年四月一日に五年末の失業者數を推定したところに依れば「二百萬人以上」である。

(註) エコノミスト誌の推算に依ると、四年七月十五日の同誌で推算した昭和三年末現在の失業者八十三萬人(内譯大正十一年から昭和三年迄の新労働力の供給と需要を相殺して六十三萬五千人の労働力の過剩と、朝鮮人の内地移入昭和三年末までに二十三萬八千人)昭和四、五年度に於ける就業労働者の減少三十三萬人(工場労働者二十五、六萬人、鑛山労働者(九月迄)三萬人、陸上交通運輸労働者一萬五千人、海上運輸労働者四千五百九十八)四、五年に於ける労働力の自然増加四十五萬人、其他非近代的な工場家内工業の労働者數は約百三萬四千人でこの失業者數は判明しないが近代的工場労働者の減少數よりは遙に大である。土木建築日傭労働者は百萬乃至百五十萬人で内七十萬人が失職(土木建築業者大會報導)してゐると報ぜられてゐる。

他方官廳が發表した數字は、内務省社會局調査、五年八月現在で三十八萬六千人であり、これを社會局調査四年九月現在の二十六萬八千人に比較すれば十一ヶ月間に十一萬八千人(四四・〇%)増加してゐる。又昭和五年十一月一日行はれた第二回國勢調査の結果に依れば當時失業者概數を三十二萬二千五百二十七人と發表してゐる。これらの統計は何れも眞實を隱蔽するために作成されたもので、こんな數字を信用することは出来ない。他方に参考のため社會局調査五十人使用以上工場の労働者異動調(一月より十一月迄)によると、解雇職工數五七〇、二七八人雇入職工數五一五、一五九人となつてゐるがこのうち解雇者の歸趨状態を見ると左の如くで、同種工業に轉職した者七七、九一三人、他工業に轉職した者四五、六二八人で就職出來た者は僅か一二三、五四一人である。勿論其他の項の一八〇、〇六二人は何等か他に一時的の仕事に従つて糊口を得てゐるが、これは就職者とは見られない。又解雇者のうち二二二、二二二



三人の者は失業のため歸農し、其他未就業者、不祥者等失業者並に半失業者数は四十四萬六千七百三十七人にして五十七萬餘の解雇者中七七%の多數に上つてゐる。

解雇職工歸農調(社會局調査)——五十人以上使用工場——

大正十二年 (三月—十二月)	同種工業に轉職者		他工業に轉職者		其	他	歸農者	未就業者	不	詳	合	計	
	同種工業に轉職者	他工業に轉職者	同種工業に轉職者	他工業に轉職者									
同 十三年	二五、四一五	一四、三三六	一四、三三六	一三、八八四	一三、八八四	三三、二六八	七、二〇〇	二四、一五六	一、〇四四	四、四九	二、〇〇〇	一、〇四四	四、四九
同 十四年	一四、五八	一〇三、五七八	一〇三、五七八	一三、八二四	一三、八二四	三〇八、一三〇	五、九三三	二六、二八三	九、〇三〇	九、〇三〇	二、〇〇〇	一、〇三〇	九、〇三〇
昭 和 元 年	一五、五九二	九五、八〇四	九五、八〇四	一〇七、〇一九	一〇七、〇一九	二四、一九七	八、三九〇	一三、三〇一	八、四二二	八、四二二	二、〇〇〇	一、〇四二	八、四二二
同 二 年	一五、〇八一	六三、九六四	六三、九六四	七、一八三	七、一八三	二四、〇四五	一〇、九六〇	七、五五五	六、八四八	六、八四八	二、〇〇〇	一、〇四八	六、八四八
同 三 年	一三、七〇六	五〇、九三三	五〇、九三三	一〇七、四六五	一〇七、四六五	二六、三三四	五、三三三	五、四四六	六、五〇六	六、五〇六	二、〇〇〇	一、〇〇六	六、五〇六
同 四 年	一五、一四四	五〇、五九九	五〇、五九九	八、九六六	八、九六六	二六、二八〇	六、九四三	八、九四三	八、九四三	八、九四三	二、〇〇〇	一、〇四三	八、九四三
五 年 一 月	八、二五四	九、九九六	九、九九六	九、二〇〇	九、二〇〇	三、一〇〇	八、一六六	七、〇七三	七、〇七三	七、〇七三	二、〇〇〇	一、〇七三	七、〇七三
同 二 月	六、六六一	三、五八〇	三、五八〇	四、六九一	四、六九一	一三、九五六	三、二五五	六、九〇四	三、九〇四	三、九〇四	二、〇〇〇	一、九〇四	三、九〇四
同 三 月	七、一九三	三、二六八	三、二六八	四、六〇九	四、六〇九	一六、一五五	二、八三三	五、六六二	三、九三三	三、九三三	二、〇〇〇	一、九三三	三、九三三
同 四 月	六、五三七	三、四八三	三、四八三	五、四三八	五、四三八	一七、二四五	二、五六八	六、一七三	四、一四三	四、一四三	二、〇〇〇	一、一四三	四、一四三
同 五 月	六、一三三	二、九〇九	二、九〇九	五、八三三	五、八三三	二二、七七七	四、四六〇	八、七六八	五、〇八九	五、〇八九	二、〇〇〇	一、〇八九	五、〇八九
同 六 月	七、〇三三	三、六三三	三、六三三	五、三九四	五、三九四	一五、七六一	三、七三三	六、二九九	四、一七二	四、一七二	二、〇〇〇	一、一七二	四、一七二
同 七 月	六、六三三	二、八二四	二、八二四	五、二八三	五、二八三	一七、六六四	三、五四七	六、六六二	四、三、五九二	四、三、五九二	二、〇〇〇	一、三、五九二	四、三、五九二
同 八 月	六、六六八	二、八七一	二、八七一	五、四五七	五、四五七	一七、三三〇	二、九三六	六、九三三	四、三、三五五	四、三、三五五	二、〇〇〇	一、三、三五五	四、三、三五五
同 九 月	六、三五四	三、八三七	三、八三七	五、一六六	五、一六六	一三、二九七	二、五三三	五、七三三	三、六、九六	三、六、九六	二、〇〇〇	一、六、九六	三、六、九六
五 年 計	一七、九九五	四、六六六	四、六六六	八、〇八二	八、〇八二	三三、三三三	六、〇六三	八、三、七七	五、七〇、二九	五、七〇、二九	二、〇〇〇	一、七〇、二九	五、七〇、二九

鑛山に於ける五年一月より十二月迄の解雇職工数は一六三、六二二人にして雇入職工数は一一二、九三〇人であるが、そのうち解雇者の歸趨状態は未だ明かでないが、恐らく工場労働者の夫れよりは劣悪で失業者の割合は遙かに増加してゐるであらう。

注意すべきことは、官廳の統計に於て、工場に於ける解雇者数と雇入数とは雇入の方が多いが、これは製糸其他の季節的雇入を含むからであり、更に肝要なことは雇入の部分は解雇者のみを雇入れてゐるのではなく、青年及婦人等労働人口の自然増加等に伴ふ新たな労働軍を雇入れてゐるのが其の大部分を占めてゐることである。又、この現象は鑛山其他の部門に於ても同様である。

五年度末現在に於ける日本の失業者数は労働者数の自然増加と被解雇者の激増、小ブルジョア等の没落、農村及植民地からの出稼、労働者家族の現役化等々を考慮に入れるなら、太平洋労働組合會議が指摘した如く二百五十萬以上に達してゐるであらう。たゞ、これらに關しては正確な資料が欠けてゐるので、五年度中に於ける主要大工場の被餓首者並に半失業状態の労働者数を夫れ／＼摘記して、恐慌と共に如何に大量餓首が行はれてゐるかを見ることにする。

## 一、金屬産業



海軍工廠 吳、横須賀、佐世保、舞鶴、廣島、平塚各工廠四萬二千三百九十二人の労働者中九千二百名を減首することに決定。吳工廠は五年四月十日百三十名、六月十日百五十名、同月臨時工二百九十名、七月十七日九十五名、七月二十八日臨時工百五十名、八月十八日百十名。横須賀工廠では五月十六日百名、佐世保工廠では五月十七日三十名減首。

三菱造船所 長崎造船所(五年五月現在労働者数八、二一二名)では五年五月五日より隔週順番休制度實施。休業中日給の六割支給。八月五日、七日、卅日、十一月十五日十二月十五日に臨時工、常備工、並に社員三千百七十餘名減首。神戸造船所(五年五月四、九七六名)でも隔週順番休制度實施。十一月十五日六百九十名、十二月老朽社員七十名解雇。

川崎造船所(五年八月一五、〇〇〇名現在)七月中解雇者數十名。八月六日アイドルシステム四部制採用。十一月二十九日之を改め歸休者を七〇〇名から千三百名(外に臨時工七〇名)に増加し、期間を十二月末までとし、十二月後は千三百名全部解雇。  
藤永田造船所(五年四月現在職工数一六二六名)四月百名解雇。  
横濱ドック(五年六月現在職工数四六八三名)一昨年末

富士電機株式会社(職工数一、二二〇名) 百五十名に待命休職、休職中日給の六割支給。  
芝浦製作所(職工数一三〇〇名) 十一月交替歸休制採用に依り二百名順繰りに休む。社員百五十名減首。  
八幡製鐵所(職工一八、五〇〇人職夫七、〇〇〇人) 十一月右従業員中一千名に對し休務命令を下す。休務員は一ヶ月につき三日迄は日給の五割、四日目からは給料の八割を支給。二千八四名の指定職夫には大體輪番出役を爲さしめ休務手當は支給せず。

日本鋼管 従業員数二八〇〇名) 小刻みに解雇し六年三月に三百名減首計劃。  
日本鑛業 二百五十名解雇、六年三月工場解散決定。

### 二、纖維産業

鐘ヶ淵紡績 爭議中百數十名減首。  
富士紡 六月川崎工場で三百七十八名、八月より一ヶ月休業日を四日から七日に増加す。  
東洋モス 二月龜戸第二工場閉鎖龜戸二百四十四名、練馬、静岡兩工場で約百名減首。十月第三工場閉鎖により五百五十名解雇。  
東京モス 八月龜戸織布部女工二百九十四名を強制歸國せしめ、殘餘の百十二名は二ヶ月交替で就業せしむ

から毎日十人二十人宛臨時工を解雇し千名に及んだ。其後七月に六〇名、八月三百六十五名、六月一月五百三十八名減首、更に千名減首の計劃。

浦賀ドック(五年五月末職工数二三五七名)九月職工四百名、社員四十六名、十月職工四百名、社員五十名減首。  
淺野造船所(五年五月現在職工数一三〇〇名)五月末百六名、九月二十五名、六月一月二〇名解雇、六年三月にドック部全員五百名の減首計劃中。  
大阪鐵工所(五年五月現在職工数一三〇〇名)四、五月に職工社員二百五十名、六月中百五十名減首。  
川崎車輦 三月臨時工三十七名特等六十八名無手當減首。

日本ゼネラルモーターズ 一月爭議に關聯して第一次二百六十名、第二次十八名減首。  
日本車輦 十月十四名減首、其後なし崩しに解雇、十一月に上躍、日曜の臨時採用。  
石川島造船所 從來なし崩しに解雇して來たが十二月四十名減首、更に二百名減首計劃。  
大阪機械製作所 (五年四月現在職工数九三〇名)四月十五日二百八十名減首。  
日立製作所 五月中三百六十一名、九月二百名、十月百一十一名、十一月三百名減首。

沼津工場は隔日出勤制採用。

### 三、鑛山

明治鑛業 赤池炭坑では十月五日百六十七名を減首。十月十一日明治炭坑第一坑二十名、第二坑二百二十七名減首。  
平山鑛業 金丸炭坑で十月十日一千百名減首同末吉炭坑では三百七十名減首。  
大正鑛業 第一次四十八名、第二次二十五名、職員二十八名減首。  
三井鑛業 十月三井田川炭坑四百八十二名、十月十九日三井山野鑛業所百十五名減首。三池炭坑では第三次七百五十名解雇を計劃し十二月五日二百名減首。  
大倉 沖見初炭坑では十月に坑夫八百名、職員九十二名減首。  
古河 目黒炭坑十回以上に亘つて三百餘名減首。

### 四、化學其他

星製藥 六月中従業員二百九十一名、社員百十九名減首。

### 五、交通運輸



第一編 日本に於ける恐慌と労働者農民の状態

國有鐵道 東京鐵道局では六月管内で職員三十四名減首、現業員六百名を解雇した。仙臺鐵道局では曩に二回に亘り百八十名を解雇し、十二月二十一日十八名、二十三日八十八名を減首した。  
 東京市電氣局 四月の争議で二六三名減首され(内再採用二四五名)だが、更に職員停年制に依り約二百五十名停年減首の豫定。  
 汽船 日本郵船では十一月迄に十二隻の繋船を行ひ普

通船員約六百名、社員百六十名を減首。更に六年一月十五日第一回整理として司厨部三百名、機關部三百名甲板部六十名解雇。  
 尙、海事協同會の調査した海員の失業者数は五千三百名であるが、歸農者陸上に轉職した者を併せると實際の海員失業者数は二萬人に達してゐると言はれてゐる。

第三節 労働賃銀の低下と労働者生計の窮迫

一、労働賃金の低下

恐慌に依る賃銀の低下は殊に甚だしい。資本家は犠牲を労働者側に轉嫁するため、労働賃銀に向つて暴力的攻撃を開始した。先づ、恐慌以來賃銀低下が如何に甚だしいかを見るため、一應大正十一年以降各年の賃銀指數と恐慌後の夫れとを對比しよう。

賃金總指數

(商工省大正十年十二月の平均=100。日銀(A)大正十一年=100、B昭和元年=100)

大正十一年(平均)	101.9	100.0	100.0
商工省實收賃銀		A	B
		100.0	100.0
			100.0

十二年	101.6	97.5	100.0
十三年	104.0	99.1	100.0
十四年	103.3	101.9	100.0
昭和元年	102.8	100.0	100.0
昭和二年	101.9	102.1	100.0
三年	102.9	105.3	100.0
四年	102.4	103.9	100.0
五年	96.8	98.7	100.0

日本銀行調査の賃銀指數は、四年六月には實收賃銀103.7であつたのが五年十二月には九五.六で恐慌一年五ヶ月間に八%一(率七%八)だけ低下してゐる。下を男女別にすると、男子労働者の低下は七.六(率七%四)であるのに、女子労働者は一四.二(率四%七)の激落となつてゐる。即ち恐慌と共に資本家は先づ婦人労働者に強襲を開始したのである。これを表に掲げると次の通りである。

労働人員及労働賃金指數(日銀労働統計、大正十五年=100)

年 月	總 指 數		男		女	
	労働人員定額賃銀實收賃銀	労働人員定額賃銀實收賃銀	労働人員定額賃銀實收賃銀	労働人員定額賃銀實收賃銀	労働人員定額賃銀實收賃銀	労働人員定額賃銀實收賃銀
昭和二年(平均)	98.8	99.9	100.1	101.1	92.0	92.1
昭和二年(平均)	98.4	99.1	99.2	103.3	83.8	83.8
昭和四年(平均)	98.1	98.6	98.6	103.6	83.8	83.8
同 四年六月	97.7	98.5	98.0	103.5	87.7	87.4



同 四年十二月	昭 和 五 年 一 月	同 二 月	同 三 月	同 四 月	同 五 月	同 六 月	同 七 月	同 八 月	同 九 月	同 十 月	同 十 一 月	同 十 二 月	同 十 二 月 對 五 年 十 二 月 減 少 %
九〇・三	八六・七	八七・八	八六・九	八六・一	八四・九	八三・一	八〇・五	七九・七	七九・九	七九・三	七九・二	七九・一	一七・六
九六・四	九六・六	九六・四	九六・二	九七・六	九七・二	九六・六	九五・八	九五・三	九四・七	九四・三	九四・二	九四・一	四・九
一〇四・三	一〇〇・四	一〇一・八	一〇二・八	一〇〇・六	一〇〇・一	九九・九	九八・五	九八・一	九七・八	九七・三	九七・二	九七・一	七・八
九七・六	九六・六	九六・一	九五・六	九五・〇	九四・八	九四・五	九三・七	九三・一	九二・八	九二・三	九二・二	九二・一	一四・四
九六・三	九六・五	九六・四	九六・一	九七・五	九七・〇	九六・六	九五・九	九五・四	九四・八	九四・四	九四・三	九四・二	四・九
一〇四・一	九八・八	一〇〇・七	一〇一・〇	九九・一	九九・六	九九・五	九九・六	九九・六	九九・六	九九・七	九九・七	九九・七	七・四
八三・一	八二・〇	七九・九	七九・九	七九・四	七九・三	七九・三	七九・七	七九・七	七九・九	七九・九	七九・九	七九・九	三・八
九六・八	九六・九	九六・六	九六・四	九六・六	九六・〇	九五・五	九五・五	九五・六	九五・六	九五・六	九五・六	九五・六	六・三
九四・六	九三・四	九三・三	九三・三	九三・三	九三・三	九三・三	九三・三	九三・三	九三・三	九三・三	九三・三	九三・三	一四・七

右表にすると、資本家は先づ休日増加、手當賞與の減額又は廢止を強行し實收賃銀の減額に向つて攻撃を開始し、續いて定額賃銀の低下に向つて來たことが判る。五年十二月を四年六月に比較すると定額賃銀は四・九%の下落、實收賃銀は七・八%の下落となり男子労働者は定額四・九%、實收七・四%の低下婦人労働者は定額六・二%、實收四・七%の低下である。而して現在日本の労働賃銀は動物的生存條件であり定額賃銀はこれ以上低下しては生命を維持し得ない程であり、ために専ら人員の減首と實收賃銀の

低下に向つて來たが五年十二月以降には既に手當、賞與を削減し盡し、定額賃銀の低下と大量減首を強行しつゝある。

次に賃銀低下を各産業別に見ると、左表の如くで、これを昭和三年十二月に比較すると紡績の二割一歩強、織物、製糸、組物に於いて約二割低下、造船、機械、車輛、器具、金屬品等金屬産業は何れも一割三分より一割六分の低下である。其他窯業、製材の一割六歩、ゴムの一割一歩が著しい低下である。

各産業別賃金指數表（實收賃銀）（日銀労働賃銀統計、昭和元年＝一〇〇）

總指數	昭和三年十二月		同 四年十二月		同 五年十二月		三年十二月に對する減少率%
	男	女	男	女	男	女	
總指數	一〇〇・八	一〇〇・六	九四・四	九四・六	九四・九	八二・一	一八・二
製糸業	九六・九	九六・九	九三・四	九三・四	七七・九	七七・九	一九・六
紡績業	一〇二・〇	一〇二・〇	九四・一	九四・一	七七・七	七七・七	二一・一
織物業	九八・一	九八・一	九二・九	九二・九	七七・九	七七・九	二〇・六
組物業	九九・五	九九・五	九二・九	九二・九	八〇・五	八〇・五	一九・〇
染色整理業	九七・三	九七・三	九一・一	九一・一	九〇・七	九〇・七	六・七
機械業	一一〇・一	一一〇・一	一〇七・〇	一〇七・〇	九四・三	九四・三	一四・三
船舶業	一〇九・七	一〇九・七	一〇六・五	一〇六・五	八九・五	八九・五	一八・四
車輛業	一〇八・二	一〇八・二	一〇一・五	一〇一・五	九一・四	九一・四	一五・五
器具業	一〇四・一	一〇四・一	九七・七	九七・七	八八・一	八八・一	一五・三
金屬品業	一〇八・四	一〇八・四	一〇五・五	一〇五・五	九四・五	九四・五	一二・八
窯業	一〇二・三	一〇二・三	九六・八	九六・八	八六・一	八六・一	一五・八



業種	昭和三年	昭和五年	昭和五年 減少額
製紙	102.4	102.3	0.1
製薬	101.3	101.7	0.4
ゴム	108.4	99.5	8.9
人肥	99.4	100.5	1.1
飲食物	99.9	100.5	0.6
印刷製本	109.7	103.1	6.6
製材家具	99.3	95.5	3.8

名目賃銀（定額、手当、割増、賞與等一切を含む）は内閣統計局の發表するところに依れば工場労働者に於ては昭和三年度一日平均二圓三錢であつたのが、五年九月には一圓九十六錢に低下してゐる之れを男女別に示すと、男子労働者は平均一日二圓四十九錢で三年に比すれば十一錢の低下であり、婦人労働者は八十七錢で二十三錢の低下となつてゐる。婦人労働者は男子に對して三七%弱の賃銀を得てゐるに過ぎない。交通労働者に於ては、昭和三年に一日平均一圓八十三錢であつたが、五年七月には一圓七十八錢（男平均二圓二錢、女平均一圓四錢）に低下し、鑛山労働者は三年に一圓八十錢であつたのが一圓六十五錢（男平均一圓七十五錢、女平均九十六錢）に低下してゐる。これを産業別に見ると、皮革角甲羽毛品製造業の二圓九十四錢が最高で、金屬工業の二圓八十九錢、土木建築の二圓十二錢、窯業の二圓一錢化學工業の一圓九十七錢、印刷製版、製本業の一圓九十五錢、紙工業の一圓八十八錢等が比較的に高位にあり、最も低賃銀は織維工業で男女平均一日九十六錢、婦人労働者は一日平均七十八錢で而も十七歳未満の女工は五十七錢である。

併し實際には、臨時休業や操短のため其の半額にも達してゐない産業部門が多い。東京芝浦製作所では五年一月頃には一ヶ月の實收月額七十五圓の者が同年末には四十圓内外に減額され、織維工業に於ける五年末の男女平均一日の賃銀は鐘紡八十七、八錢、東洋紡七十五錢である。特に中小工場に於ては殆んど大部分は斯る状態である。例へば製糸女工の如きは長野縣で五年末に決定した最低賃銀は一日三十五錢となつてゐるが農村からの通勤女工は臨休操短等のため一ヶ月平均一日の収入は十錢乃至十五錢であり、東京其他大都市に於ける日傭人夫其他の屋外労働者は一ヶ月平均三十錢内外である。資本家階級が其の負擔を労働者階級に轉嫁するため全體で幾何の賃銀支拂額を削減し労働者階級を「餓死状態」に押しやつてゐるかといふと、エコノミスト誌（六年四月一日號）の推算に依ると左の如くで五年度中に五億九千三百萬圓の労働賃銀が減額されてゐる。

五年度に於ける賃金減少額（單位百萬圓）（エコノミスト六・七號）

第一類	昭和三年 賃銀額	昭和五年 賃銀額	昭和五年 減少額
工場労働者	968	706	262
鑛山労働者	133	104	29
交通運輸通信労働者	210	178	32
小計	1,311	988	323

【第二類】

家内労働者並に（四年度の推定賃銀額二八二百萬に對して五年度は三分の一の）  
極小工場労働者（減額と見て） 九三



屋外労働者(労働者數百五十萬人、三年度の一人當り年收三百七十五圓に對して五年度は一人の年收二百五十圓と見て)

一七七

小計

二七〇

第一、二類合計減少額

五九三

更に、賃銀支拂高が減額されたのみならず、賃銀不拂額が激増してゐる。不拂賃銀は製糸業並に大多數を占めてゐる中小工場に甚だしい。これらの總額に關しては調査資料が無いので判らないが、社會局調査に依る製糸女工に對する賃銀不拂だけでも、四年度に於いて百十八工場、従業員三萬八千十八人、賃銀額百五萬八千六十圓に達してゐる。五年度の不拂額は未だ判らないが四年度よりは甚しく激増してゐることは明瞭である。例へば、長野縣下のみの製糸工場の賃銀不拂額は四年度四十六工場、一萬人、賃銀額三十二萬七千圓であるのに、六年一月末現在の賃銀不拂額は百十一工場、二萬三千五百人、賃銀額五十八萬圓である。又、五年度に於ける労働爭議の要求に於て未拂賃銀の要求が約一割を占めてゐた。

以上の事實を以つて推察するに、五年度中に於いて資本家階級が全然無償で労働者を働かせた額は極めて巨額に達してゐるであらう。

## 二、労働者生計の窮迫

次に賃銀に關聯して労働者の生活に必要な商品價格の低落状態を見よう、物價は一般的には四年六月から、十一月迄に二六%七の下落を見てゐるが、併し外國輸出品と國內に於ける生産財商品及消費財商

品が一樣に低落してゐるのではない。又卸賣と小賣との價格も異つてゐる。労働者階級が直接干渉する物價はたゞ國內消費財商品の小賣値段のみである。恐慌後卸物々價は五年十二月迄に約二割六步下落してゐるが外國輸出品は約三割の下落であるのに國內消費品は二割一步である。然も國內消費品のうち生産財商品價格に對する消費財商品價格は約一割四步(五年十月現在、本邦財界狀勢の指數による)の高値であり、又同じ消費財商品でも卸賣價格に對する小賣價格は、其の種類や地方的に差異があるが下落率は極めて僅少で一般的物價の下落が労働者の生活に影響を與える率は極めて少ない。

即ち、東京に於ける卸賣、小賣物價について東日紙が四年十二月と五年十二月とにつき調査した所に依れば、卸賣の下落率二・四%、小賣一八・六%で卸賣と小賣との間には三・八%の開きがある。更に日銀調査(五年末)による小賣物價の品名について見ると、労働者の生活必需品たる電燈、ガス、水道、鹽、豆腐、そば、馬鈴薯、牛肉、豚肉、佃煮、日本酒、茶、牛乳、パン、タバコ等の如き食料品、及燃料燈火等は卸賣は激落してゐるが、小賣は殆んど全然下つてゐない。恐慌以來労働者は二割から四割五割に及ぶ賃銀の低下に加えて、大資本の獨占價格に依つて労働者の生計は極度に窮迫せしめられつゝある。

## 第四節 労働の強化

恐慌以來労働の強化は殆んど殺人的に強行されてゐる。二割から六割の高率操短に伴ふ雇傭労働者數の激減にも不拘、生産高の減少は之に伴つてゐないことは先に示した如くであるが、労働の強化は各産業部門に其形式は異つてゐるとは云へ、一樣に及んでゐる。最も代表的で且つ明瞭に示されるものは織



維工業であるが、左表の如く紡績職工の一人當り運轉鐘數は昭和三年一三〇・八であつたのが四年には三六・二、五年十二月には實に四七・一に増大し、従て一人當り綿糸生産高は四年六月一・四四捆、四年十二月一・五三捆、五年十二月には一・七五捆といふように恐慌以來急激に増加してゐる。織布職工に於ける一人當り出來高は三年三一・六千碼、四年三二・〇千碼、五年四六・八千碼といふように激増してゐる。

一、綿糸職工一人當り平均生産高

職工數 (千人)	運轉鐘數 (千本)	綿糸産額 (捆)	一人當り平均	
			均運轉鐘數	綿糸産額(捆)
四年各月平均	一五・六	五、六三	三三・七五	一・四四
五年各月平均	一五・三	五、八四	三三・三	一・五九
(B)				
四年 六月	一五・九	五、七二	三二・六三	一・四四
十二月	一六・七	六、三九	三六・〇九	一・五三
五年 六月	一四・七	五、九八	三三・五三	一・四〇
十二月	一九・九	五、五五	二八・五二	一・五五

(註) 本表は紡績聯合會發表の數字に基づき、雇傭労働者數で運轉鐘數及生産高を割つて作成したもので實際には雇傭労働者數の或部分は臨休や手持ち等のため現實に労働しなかつた部分があり且つ三交替制を二交替制に改めたこと、深夜業廢止の結果等により眞實の一人當り運轉鐘數及生産高は右表より遙かに増加し労働の強化はもつと著しい。又右表は職工數及運轉鐘數の千以下を切り捨て、計算したため若干の誤差は免れ難い。

二、織布職工能率(大正九年基準に女工増加歩合)

年	従業員數(歩合)		運轉臺數	製造高	一人當り出來高
	男工	女工			
大正十四年	100	100	四、六五	一、〇〇七	一六・二
昭和元年	九八	100	五、九三	一、〇〇七	二〇・六
昭和二年	106	107	六、六九	一、二四、六六	二五・六
昭和三年	103	九二	七、六〇	一、三二、〇四	三二・六
昭和四年	106	八六	六、六四	一、五八、二四	三六・〇
昭和五年	100	100	六、六四	一、五八、二四	四六・八

(産勞時報六年四月號)

尙、五大紡績會社に於ける五年十一月現在の一人當り操糸高並に織布出來高を四年十二月現在に對比して見ると左の如くで、労働の強化が如何に激烈を極めてゐるかとはつきりと判る。

会社	女工一人當り一ヶ月操糸		同織布高(單位千碼)	
	四年十二月	五年十一月	四年十二月	五年十一月
大日本紡	八二貫	九六貫	三・七一	四・二〇
東洋紡	一二七	一三七	三・五七	四・九七
合同紡	九一	九五	三・四二	三・四九
釜淵紡	七五	八七	四・七六	五・四八
富士紡	七二	八四	三・〇七	三・八八

(エノミスト第九年五號)



其他の産業に於ける労働強化の状態は當該産業の就業労働者數並に労働者間の減少率に比して生産高の減少率が少ない事實等に依つても明瞭に看取される。例へば五年度末製紙業に於ては就業労働者數は四年末に對比して約一〇%減少してゐるが、生産高は僅か約三%の減少である。鑛山に於ける労働能率の強化も亦極めて著しい、炭坑夫の一人當りの出炭率は左の如く増大してゐる。

一坑夫當り一日平均出炭率

	昭和四年	昭和五年
採炭夫	一・七四	一・七六
坑内夫	一・〇六	一・二〇

(註) 各年共九十一日の三ヶ月間平均、改造六年六月

又日立鑛山に例を求むれば、一人當り産額は大正八年には二、〇六三キロであつたのが、昭和四年には三、〇〇三疋に、即ちこの間に四五・六疋の増加である。

### 第五節 其他労働條件の劣悪化

労働時間に關しては、日銀調査に依ると、五年一月に於ける民營工場就業時間は總平均九時間三十分、六年一月九時間二十六分で大して變化がない。鑛山に於いても四年十一月八時間五十二分、五年十一月八時間五十二分でも變化がない。他方一月間の労働日は平均民營工場五年一月は二三・七日、六年一月は二三・九日、鑛山は四年十一月は二七日、五年十一月は二六・一日である。而して、六年一月現在に於て最も少ない産業は金屬の二一・八日、燐寸、ゴムの二〇日強、製本の二一日強等であり、鑛山

に於ては石炭鑛の二四・五日が最少である。纖維産業に於ける労働日は六年一月現在二五・二日で總平均労働日數の二三・九日より増大である。これは曩に示した如く、纖維に於ては資本家的合理化に依つて恐しく労働行程が強化されたことに原因し、他方、金屬、化學、鑛山等に於いては労働も勿論強化されてゐるが而も複雑な労働行程であつたり、機械化する事によつて強化することが困難な作業部門があつたりするため、賃銀の低下、人員の減少、労働日の縮少(アイドルシステム、臨休等に依る)に依つて合理化を實行したことに原因してゐる。尙、纖維等に於ては十六才未満の者及婦人労働者を十一時間以上労働させ工場法違反に問はれたものが五年度中に一二九件に達してゐる。

其他賃銀算定方法の變更による巧妙なる搾取、賞罰制度の採用、能率増加のための競争の奨励、熟練労働者、解雇と不熟練労働者、婦人、青年、幼年労働者の採用、定備制度の臨時工制度への變更等資本家階級は恐慌の負擔を従業員に轉嫁するために狂奔してゐる。

## 第三章 農民の状態

### 第一節 農産物價格の激落

日本の農業恐慌は、過少農經營と、一般的經濟恐慌の影響を受けて一九三〇年後半期に於て著しく激化した。一九三〇年春以降、一般農産物價格の下落は甚だしく、重要農産物は次の如き状態を示した。

A、繭 養蠶業は一九三〇年度に於て、戸數二百二十一萬五千戸(前年より九百餘戸減)掃立枚數千



八百五十五萬七千枚(約六千枚減)收藪量一億六百四十六萬四千貫(四百三十七萬貫増)價格三億四百二十五萬圓(三億五千七十五萬圓減)といふ狀況を示した。即ち掃立枚數に於て三分一厘減少せるに拘らず、産額は四分三厘増加した。然し價格は激減し、五割四分の減少を示した。

藪一貫目の價格は春藪三圓九十八錢(前年より三圓六十錢減)夏秋藪平均二圓四錢(同四圓三十一錢減)といふ安値を示し、生産費(蠶絲中央會調査)春藪五圓六十五錢、夏秋藪平均四圓四十三錢に對して春藪一圓六十七錢、夏秋藪二圓三十九錢の損失となつてゐる。

B、米 米は本年一月二十一日農林省發表によれば、一九三〇年度の米實收高は六千六百八十八萬石に達してゐる。

七月から八月の端境期に掛けて暴騰しつゝあつた米價は、十月二日の第一回米收穫豫想高が發表されるや俄然大崩落を示した。即ち昨年度との米價比較を示せば次の通りである。

	昭和四年	昭和五年	昭和四年	昭和五年
五月	二九・三〇	二六・九〇	九月	二九・七〇
六月	二九・七〇	二七・七〇	十月	一八・八八
七月	二八・四〇	三〇・四〇	十一月	一七・五〇
八月	二九・三〇	三〇・一〇	十二月	一七・一〇

更に植民地米は朝鮮米一千九百二十四萬石(前年に比し五百五十萬石増)臺灣米三百五十萬石(同五十萬石増)内地臺灣を通じて一千三百三十餘萬石の増收を示した。

米價崩落の直接的原因はこの増收にある。出盛りには遂に庭先相場十五圓臺を稱へるに至つた。

米の生産費は昭和五年十二月二十六日帝國農會調査の北海道、沖縄を除く四十五府縣の第二次中間報告によれば自作農計算に於て一石二十六圓四十四錢に當つてゐる。最近數年間の米生産費は

一九二二年	三七・六三錢	同	二八年	二八・〇七
同 二四年	三六・九八	同	二九年	三三・六七
同 二五年	三二・五一	同	三〇年	二六・四四
同 二七年	二九・四四			

で昨年度の生産費は前數ヶ年に比し最も安い。而し米價は十七圓臺で、生産費を割ること九圓に及んでゐる。地方農會の調査を見ても、秋田縣農會の調査によれば自作農一石廿三圓七十三錢で、庭先相場一石十五圓に比すれば損失實に八圓餘である。

C、其他農産物價格の激落

大 麥 (單位一石)

月	昭和四年	昭和五年	裸 麥 (單位一石)	昭和四年	昭和五年
四月	一一・一〇	八・五〇	三月	一九・七三	一七・二七
五月	一一・八〇	八・五〇	四月	一八・五〇	一五・六七
六月	一一・二〇	七・七〇	五月	一八・〇〇	一四・八〇
七月	一〇・一〇	八・二〇			
八月	一一・〇〇	七・七三			
九月	一〇・九〇	七・〇〇			

蔬菜及果實の平均値下りの割合を示せば次の通りである。



	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
蔬菜類	四・五%	五・二%	六・九%	四・三%	六・九%	五・三%
果實類	四・六	二四・一	五・五	四・八	三九・〇	三九・〇

即ち蔬菜に於て四四・五%から、六三・九%の惨落、果實類も二四・一%から五六・五%の暴落となつた。キヤベツ五十が敷島一個にしかならぬといふ農村の惨状は極端に達した。これらの價格激落の原因は、米を始めとして、生産高の増大である。然し、これは養蠶を除外して、まだ生産力の増大と見得るのではなく、作付段別の増加に基づいてゐる。これ農村に於ける生産力の増大が、或程度に於て行詰りを示し、土地所有制度、過小農制との衝突を示すものである。

### 第二節 農産物と工業生産物との價格差

農産物のかゝる激落は、農村の經濟を根底的に破壊するに充分である。然し農民の窮迫を一層大ならしむるものは農業生産品と農村需要品との價格低落の差である。農業生産に於ける無統制と、工業生産に於ける統制、獨占價格はこの差を大ならしめる。農業には殆んど生産制限が不可能なるに比し、工業生産品は高率の限産を行つて價格の維持に努める。我國に於ては、過小農經營の結果農民は一層不利な條件におかれ、恐慌期に於ける價格の奔落は一層急激である。例へば、ストツクの利かない蔬菜類や果實類はともかくとして、貯藏の出来る米に於てすら、小作農はその貧困の爲に殆んどその大部分を出來秋に賣らねばならぬ爲今年の如き惨落にさらされる。然も最大支

出を要する農家需要品たる肥料の如きは強固なカルテルに結ばれ、價格は急激な低落を示さないのである。農産物(米、麥、藷)と農村需要品(醬油、砂糖、鹽、硫酸、過磷酸、豆粕、白モスリン、晒木棉)との指數を比較すれば次の如し。

	大正十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	五年八月
農産物平均	100	八五・三	七三・三	七〇・八	七〇・五	五〇・七
農村必需品平均	100	八七・八	八三・八	八六・七	八六・八	六三・九

(日本經濟年報第二輯一四八頁より)

### 第三節 農業労働賃金の引下げ

日本農民の六〇%は勞賃収入によつて生計費の一部分を補つてゐる。商工業の恐慌は、農業からの出稼人口、半農半労働者の狀態にある貧農を失業歸農、賃銀引下げによつて、益々窮迫の底に突き落しつゝあつたが、この影響は更に農業賃労働の上にも及んで、農業労働者、農村半プロレタリアの収入減となつて、益々貧農の狀態を悲惨にしつゝある。昭和五年八月現在の農林省調査によれば農作傭一日平均普通賃銀は

	季節傭	日傭
男	一圓三十一錢	一圓十六錢
女	一圓四錢	九十一錢

これは大正十一十二年の三ヶ年平均賃銀を一〇〇とすれば四年(九三)に比し十二、三年(九八)に比すれば實に十七の低落を示してゐる。又同じく昨年八月末現在に於ける養蠶労働賃銀は



	季節備	日備
男	一四十五錢	一四十九錢
女	九十一錢	九十錢

これを前年に比すれば季節備男十七錢、女十錢、日備男三十三錢、女三十錢の激落を示し、又大正十一年の三ヶ年平均賃銀を一〇〇とすれば昭和五年の指數は八〇で、四年(九七)に比し一七の低落ぶり。然しこれは米價暴落の現はれぬ以前のものであり、米價暴落以後は更に甚しいものがあり、新潟縣蒲原地方では男一日五十錢、女一日四十錢、秋田に於ては日備男一圓九十錢、女六十錢を示し、秋田、岩手茨城、栃木、和歌山等の山村に於ける林業勞働者は一日十錢乃至十五錢といふ低落を示してゐる。

### 第四節 金融、負債の狀態

#### 一、農村の收入減

昭和四年度に比し、農村の收入減を推算すれば

米	推定賣上高(五割五分)	三六、七七六千石
昭和四年	價 格	五八八、四一六千圓
收 入 減		三四五、〇七三千圓
計		
昭和四年	春 蒔 價 格	三五四、六九二千圓
夏秋蒔價格		三〇〇、三〇三千圓
收獲豫想高		

計	六五四、九九四千圓	收 入 減(値下り五割)	四三百萬圓
昭和五年	春蒔價格	二一〇、二八八千圓	果實類
夏秋蒔價格	九五、七一七千圓	昭和五年總價格	八一百萬圓
計	三〇六、九九四千圓	推定賣上高(總價格の八割)	六五百萬圓
收 入 減	三四八、九八九千圓	本年推定賣上高(値下り四割)	三九百萬圓
蔬菜類		收 入 減	二六百萬圓
昭和五年總價格	二五六百萬圓	收入減總計	七六三、〇六二千圓
推定賣上高(總價格の三割)	八五百萬圓	農家一戸當收入減	一三六圓

(日本經濟年報第二輯一五一頁以下)

これらの農産物は我國農業總産額の約八割を占むるものであつて、随つて昭和五年度に於ける農家の收入減は農業收入のみについても八億を超えるのであるが、昭和六年二月二十七日政府が議会の要求に應じて發表した數字によれば、五年度に於ける農産物總價格は二十六億四千七百萬圓で、四年度に比し收入減十二億五千萬圓(自家消費を含む)に及ぶ。よつて少く見積つても十二億乃至十四億に達する。

#### 二、農民の負債額

日本の農民は多年高利債に悩んで來た。農村の負債總額は四十億乃至五十億(一戸當八百六十一圓)と推定されてゐる。昭和六年二月二十一日衆議員米穀委員會に於て政府當局の發表した數字によれば四十億乃至五十億の負債の比率は左の如くなる。個人の無盡等の貸付約五割餘。産業組合の貸付約二割。普通及貯蓄銀行の貸付額約一割餘。不動産銀行の貸付額約二割。



其他に政府からの農村に對する貸付金が五億五十萬圓に上つて何れも償還の見込なく農村の破綻のみならず、延いては國家財政の破綻に迄及ぶべきものである。政府貸付金の内譯は次の通りである。

養蠶者應急資金、米作者應急資金、風水干害復舊資金等の特別低利資金三億四千七百一十一萬七千圓、耕地整理組合、産業組合等に貸付けたる普通資産二億九千五百七十萬圓、合計六億四千二百八十一萬七千圓中未償還金二億五千萬圓と内務省關係の道路水利等低利資金未償還金二億五千萬圓逓信省簡易保險積立金より融通せる自作農創設資金約五千萬圓計五億五千萬圓。

昭和五年度の恐慌による農村の収入減は、この負債額を一層増加せしむるものである。かくして日本の農村は負債の重壓に押しひしがれ中小地主の没落、そのプロレタリア化の過程を早めてゐる。

### 三、農村金融の危機

農村の収入減、負債の重壓は、現金の流通を著しく困難ならしめた。農民は年々負債の利拂ひに追はれて來たが、今やその利拂も困難になつて來た。農村の金融は行詰り物々交換の奇現象が生れる等の程度に至つてゐる。この事を最もよく示すものは、農村金融を専門とする地方銀行の倒壊である。昭和六年一月二十四日の議會に於ける政友會の代議士東武の演説によれば

一、五年中の休業地方銀行數十七。一、睡眠(開店休業の狀態にあるもの)銀行數十七。一、四年より五年末にかけて合併により消滅せる銀行數七十一。で、休業及び開店休業の銀行は長野、山梨、埼玉、群馬、福島、栃木、神奈川、岐阜、滋賀、愛媛、大分、青森で主として養蠶業、機業地及び蔬菜作地方である。其他農村の金融機關たる信用組合、無盡、頼母子講等の狀態も悪化した。

産業組合中央金庫の發表によれば、昨年十二月末同金庫の資金狀態は貸出八千八百八十五萬圓(前年同期に比し三千萬圓増)預金四千二百二十三萬六千圓(同三百八十六萬一千圓減)府縣信用組合も同様で、農村信用組合は更にひどい。信用組合の貸出しは最近は産業資金としてではなく、生計費として借入れられるから貸出金の回収不能を増すのである。

## 第五節 農村に於ける階級闘争の激化

未曾有の農業恐慌の深化は、農村の總ての階級を揺り動かした。米價の下落は地主を脅威し、小作米の賣上げを以て租税公課等の支拂ひが不能になるといふ状態を示した。

米價の暴落は養蠶農民の大衆的な破綻を生じた。果實蔬菜類の下落は總ての畑作農民に作用し、慘憺たる状態を現出した。農村出稼人口の失業歸農、特に紡績製糸業の工場閉鎖、操短による女工の失業歸農は農村に激甚なる打撃を與へた。之らは農業賃労働の値下げと共に貧農の生活を一層悲惨に陥れる。

農村の救済が農村に於ける總ての階級から叫ばれた。地主、中農はこの旗印の下に、農村貧農をも率ひて進出し、農村の階級争闘を全般的な農村救済の嘆願運動に轉換せしめやうとした。全國町村長大會全國農會長會議等の形態を取つて生れ出たものがこれである。これらは等しく米の買上げ、養蠶家救済資金、玄米貯蔵、農具、肥料買入資金融通、米穀法改正等の要求を以て立ち現はれた。

又これらの中小地主は小學校教員減俸の運動を起し、貧農の眼をその本來の闘争からそらせやうとした。



一方又恐慌切抜け策としての農業経営の合理化の運動が、政府及び地主の階級から持ち出された。然しこれは反當り小作料を高め、貧農を驅逐して農業プロレタリアートと化する結果を實現するに過ぎない。この過程は更に銀行、保險會社、富農の中への土地集積の加速化、金融資本の制覇の確立を意味する。合理化は半封建的生産關係の改まらぬ限り不可能である。

地主、富農、これに追隨する中小農のかゝる努力も、農村の階級闘争の進行を蔽ふことは出来ない。恐慌は全體としての農村の窮乏を増進すると共に、特に貧農の生活を慘憺たるものとし、中小農のプロレタリアへの移行の過程を速やかにした。貧農の窮乏の増大は、小作争議の激増、その闘争の激化となりて現はれた。即ち小作争議件数は二千百九件を示し、前年度に比し五百餘件の増加を示してゐる。然して畑作争議の増加を示してゐるのは、養蠶業の恐慌並に蔬菜の暴落の直接的原因である。是等の闘争方法が、大衆的示威及び暴動の形態を取り來つたことは著しい現象である。

その闘争内容より見れば従來多數を示した小作料一時的輕減を要求する争議が次第に激減し、耕作權の獲得を中心とする争議が大多數を示してゐるのは著しい現象である。これは日本の農業に於て、土地問題の矛盾が益々その解決を迫りつゝあることを示してゐる。

自作農の貧農への没落、プロレタリア化の増大、都市出稼人口の歸農は、農業プロレタリアの独自の闘争並に組織、都市労働者と農民の提携の問題を益々切實の問題と化した。地主並に支配階級の總ての努力にも拘らず、農村の階級対立は益々明瞭になり、その大多數のプロレタリア化、その慘憺たる窮乏はプロレタリアの指導下への貧農の結集、その独自の闘争による農業××の方向へと全形勢を押し進めてゐる。

## 第二篇 政治運動

### 第一章 一般的運動

#### 第一節 概観

一九三〇年は世界恐慌の中に明け、資本主義の基礎脆弱な日本の經濟界に於て、この恐慌は益々深刻となり、各階級、各層に甚大なる衝激を與へた。これが切抜け策としてブルジョアジーは恐慌の打撃を盡く労働者農民階級に轉嫁せんとし、一九三〇年の濱口内閣の一切の政策はかゝる資本家の要望の政治的表現の形を取つてゐる。

一方労働者農民は、異状なる窮乏化から脱する爲に資本家階級との闘争に進出し、自然發生的な闘争の波は空前の高さに上り、恐慌に對する對策を中心として、兩階級の闘争は激化した。

この間に於て、合法無産政黨は、左翼的労働黨より最右翼社會民衆黨、其他地方政黨に至る迄、社會ファシストの本質を曝露し、自然發生的に高まる労働者農民の闘争を階級的に指導し得ず、ブルジョアジーとの妥協、ブルジョア政策への追隨、××化せんとする闘争を合法的限界へ喰ひ止めることに狂奔し、大衆の間に議會主義の幻影を振り撒き、ブルジョアジーとの取引の爲の彼等の地盤獲得闘争、代議士病の



野心の爲の闘争に終始した。總選挙に對する各無産政黨の闘争、大衆黨を中心とする分離結合、年末に起つた全無産黨の合同運動等皆この意味を持つたものである。

一方労働者農民の階級闘争を××的に指導せんとする非合法的××黨は、三・一五、四・一六によつて蒙つた打撃から恢復し得ず、しかも引續いて來る支配階級の白色テロルの爲に、この闘争を充分に指導し得る迄に強力になり得ず、専らこの白色テロルの強襲の中を潜つて、力の恢復、組織の再建に努めてゐる。随つてこの空前の經濟恐慌に面し、激發した労働者農民の闘争は、一九三〇年に於て、社會民主主義、社會ファシスト指導者の裏切りと無力を突破して進みつゝも、未だ前衛と充分に結びつき、前衛の統一的指導の下に闘争を展開し得るに至らず、自然發生的に大衆化し、××化して行きつゝある状態にある。

## 第二節 組合運動と闘争の政治化

恐慌に對する資本家階級の政策は、産業合理化、繰短、賃銀低下に依つて、恐慌から蒙る打撃を労働者階級に轉嫁せんとするにある。

一方恐慌の渦中にあつて、産業統制の名の下に、大資本の制覇は進み、カルテル、シンジケート組織によつて、生産制限、販賣協定を行ふことにより、大資本の威力は益々増大し、政權と密接に結びついたこれらの大資本は、政權を利用して労働者農民に對する攻撃を行ひ、窮乏の底から驟起する大衆の闘争に極端な××壓を加へてゐる。労働者の端緒的經濟要求さへ、直接的な國家權力によつて彈×され、

蹂×され、この××壓は、右翼、左翼の組織下にある労働者の如何を問はず、總ての労働者階級の上に振り掛つた。かゝる状態にあつて、労働者農民の間には必然に、一方に於ては戰線統一の要求が熾烈に現はれ、一方經濟的闘争の政治的闘争への轉化の傾向が見られてゐる。如何なる部分的、經濟的要求も、それが直接資本家階級の全體的勢力政治權力による××に當面する事により、全般的闘争へ發展し、政治的闘争の色彩を帯びざるを得ない。東京市電の二回に亘る大争議、洋モスのストライキ、鐘紡大争議、東京鋼板、大島製鋼、星製藥等の争議はその代表的なものである。争議に於て、テロ的傾向、破壊的傾向が如何なる小争議にも現はれたことは又本年度の特徴であり、左翼の指導する争議から最右翼の總同盟に至る迄行はれた。これは當然××的方向へ發展すべき闘争が、指導者の社會民主主義的本質の爲に歪められ、抑止されることにより、大衆の闘争的エネルギーが不充分に發揮し、個人的なテロとなつて現はれたのである。

合法無産政黨は、何れもこの大衆の闘争の政治化の傾向について關與し、これを指導せんとした。鐘紡争議に於ける共同應援委員會、市電春の争議に於ける催涙ピストル使用に就いての共同抗議、秋の争議に於ける共同應援委員會、洋モス、並に大島製鋼争議に於ける勞農、大衆兩黨の共同委員會等がそれである。然しこれらの黨は何れも大衆の闘争を正しき政治的××的方向へ發展させんとするものではなく、演説會、陳情、抗議等の形態を取るに止り、大衆の闘争欲求を壓殺する役目を果たしたに過ぎない。

改良主義的諸組合内に於ては、この指導者の裏切りと、當面する客觀的状態の切迫に應じて、各反対派の結成成長を見た。さうしてこの反対派によつて、闘争の大衆化、政治化への正しき努力が拂はれたのである。洋モス、市電の争議を始めとして、一九三〇年度に於ける特徴的な争議の工場内の闘争組織、



大衆的示威の組織等は殆んどこれら××化する反対派組合員の手によつて行はれたと言つてよい。さうしてこれが充分に一般化され、遂行され得なかつたことは、左翼に於ける指導力の缺乏によるのである。

### 第三節 經濟恐慌に對する闘争

ブルジョア政府は、經濟恐慌に面して何等確固たる方針を立て得ず、完全に政策破綻を示し、無爲無能を曝露した。各階級は動搖し、經濟的な要求を、政治的表現として政府に迫らんとし、經濟的危機は政治的危機に迄發展する勢を示した。殊に夏頃より農業恐慌激化による農村の窮乏増大と共に、全國的に生活不安は増大し、流言が行はれ、容易ならざる形勢に至るか脅威が生じた。政府はこれに對して流言を禁じ、農村の教員俸給不佛、租稅延納運動を禁じ、言論機關を抑壓して財界不安、不景氣増大に關する記事を嚴禁し、景氣好轉、不況終熄のデマゴギーを振り撒き、民心の動搖鎮定に汲々とした。

労働者農民は、直接的な生活窮乏、政府の反動的暴壓に面して、身を以て闘争の先頭に立つたのである。労働争議、小作争議は未曾有に激増し、その闘争の激烈さは又過去の如何なる年にも増して著しくなつた。さうしてこれらの争議は何れも、一地方、一産業の廣範な争議に發展する傾向を示し、小市民其他の層の要件をも結合して戦はんとする傾向も見られるに至つた。但しこれが左翼の指導力不足によつて不充分にしか展開されなかつたことは前述の通りである。

合法無産政黨は又この機會を捉へてそれ／＼經濟恐慌に對する闘争を展開した。然しこれらの諸黨はこの契機を利用せんとして極めて遲鈍に、然も極めて拙劣に、自らの前に展開された好機を全體的に把握せず、部分的に、彼等に付せられた限界に於て捉へたに過ぎないことは言ふ迄もない。その結果はブルジョアジの無爲無策、破綻の曝露にも拘らず、ブルジョアジに追隨し、彼等に引き廻され、社會民主的指導者がその持前の代議士病的野心の爲にもこの機會を充分に利用し得ないといふ結果を齎したのである。

特に注目すべきは、この經濟恐慌に對する闘争が、直接工場に於ける労働者の要求を中心とし、工場に於ける労働者の闘争を中心として展開されなければならないに拘らず、闘争を工場の基礎から引き離し、街頭に持ち出して、労働者の要求を小市民的要求によつて隱蔽し、闘争の中心を小市民層に移さんとする傾向の現はれである。

今左にこれら合法無産黨の恐慌に對する對策を見やう。

#### 一、大衆黨——生活防衛闘争と農村窮乏打破運動

大衆黨は七月の合同大會に於て恐慌に對する對策として、失業反對闘争並に、農村窮乏打破闘争を決定し、合同前の大衆黨が行ひ來つた生活防衛闘争と結びつけて、恐慌に對する労働者農民の反抗を指導せんとしてゐる。これによると失業反對闘争と農村窮乏打破運動が基本的なものであり、生活防衛闘争はこれが補助的な役目を演ずるものであるが、生活防衛闘争の要求題目は、

- (一)労働者、農民、無産市民の支拂猶豫、借金元金の捧引。
- (二)煙草、鐵道、郵便料金等一切の國營資本産業の値下げ。
- (三)租稅輕減免、資本家地主には租稅重課。
- (四)米賣買の不良仲買の極刑。
- (五)藥價、診療費の値下げ。
- (六)



家賃の値下げ。(七)電燈、ガス、水道料金、電車賃値下げ。  
農村窮乏打破運動の要求項目は、

(一) 兩價補償。(二) 税金納入延期。(イ) 農民負擔税一ヶ年納入延期。(ロ) 農民負擔租税三ヶ年免除。(ハ) 大衆負擔  
悪税の撤廃。(三) 借金元金切捨。(四) 大蔵省預金部資金無擔保融通。(五) 小作料の減免。

實行方法、

農村窮乏運動は、八月迄を第一期とし、九月よりを第二期とし、

(イ) 耕作者借金支拂延期、農業資金特融法税金免除請願運動の全国的組織。(ロ) 中央、地方官廳への抗議運動。(ハ) 府市町村會に於ける闘争。(ニ) 言論戦運動。(ホ) 文書戦運動。(ヘ) 地方、全國農民大會。

かくして十一月一日を期し、東京大阪に勞農議會なるものを開催し、闘争の集中點とする。

大衆黨の勞農議會

この勞農議會について、大衆黨の言ふ所を聞けば、

「吾々が濱口内閣から聞き得ることは只待ての一語のみである。けれども吾々はもうこれ以上待てぬ。

「去る九月十四日開かれた吾黨の中央執行委員會は、失業反對闘争委員會、生活防衛闘争委員會、農村委員會を合  
議し、特別委員會に集中して十一月上旬を期して労働者農民の議會を東京、大阪に於いて開催することを決定し  
た。……

「吾々は既に……失業防止に組合法獲得に、果敢なる闘争を續けて来たが、これらの闘争の必然的發展は直接政府  
の足下に要求と憤激の巨弾を投じなくては止まぬ形勢となつた。」(全國大衆新聞十月一日號論說)

「稀有の大衆窮乏を前にして我等は既に臨時議會召集を叫んだ。然も當時に於ける朝野兩黨のそれに対する答へは  
黙殺であつた。昨今朝野の一角に臨時議會召集の議あるを聞くも……臨時議會は既に遅い、今は労働者農民無産  
者市民が起つて自らの議會を開き、自らの生活を防衛すべきときである。」

「勞農議會は從來の闘争の一集約點であると共に、より擴大された闘争の再出發點である。こゝに假治された闘争  
の武器は更に敵の陣營に向つて試練されねばならぬ。闘争によつて我等の生活を守れ、失業者に職とパンを與へよ。  
農村の窮乏を打破せよ！ 濱口内閣打倒！」(全國大衆新聞特別號「我等の勞農議會を守れ！」)

この勞農議會開催の爲に、十月二十日迄を一期として労働者大會、農民大會、失業者大會、請願署名  
運動、陳情運動を各府縣に展開し、十月三十日迄を第二期として各府縣に闘争を集中し、十一月二日の  
勞農議會に參集しやうといふのである。

岐阜以東は東京協同會館、三重以西は大阪中之島公會堂に於て開催。

- 一、失業反對闘争の件。一、自主的労働組合法獲得の件。一、小作法獲得闘争の件。一、農村窮乏打破闘争の件。
- 一、生活防衛闘争の件。一、暴歴反對闘争の件。一、濱口失業内閣打倒に關する件。

等が上程可決され、東京、大阪共、辨士は注意中止の連發を喰ひ、遂に解散を命ぜられた。然し大衆黨  
のこれらの闘争は何れも恐慌の責任を單に一濱口内閣に歸することによつて、労働者大衆の目から現在  
世界を襲ふてゐる恐慌の本質を隠蔽し、従つて要求のときも、労働者の基本的要求と小市民の要求を  
混合し、大衆闘争の形態を演説會、決議、請願等に極限して労働者の階級的政治闘争への發展を壓殺  
してゐる。

二、社會民衆黨——生活費軽減闘争

社會民衆黨は七月十二日の第十六回社民黨執行委員會に於て、經濟恐慌に對する對策として、民衆生  
活費軽減闘争なるものを決定した。



その主旨に曰く

「……貨幣所有者たる金融資本家の利益の爲不景氣の一切の犠牲を無産勤勞階級に轉嫁しつゝあるこの不合理に對して吾等は敢然立つて民衆の生活を防衛せんと欲す。大衆の動員とその壓力によつて租税、金利、地代、電氣、ガス料金、運賃等を軽減する爲に民衆の闘争力を集中して民衆生活費軽減闘争を全国的に喚起せんことを茲に聲明する。」〔中央委員會聲明書〕

闘争題目は、

- 一、非常特殊の富豪税の設定を要求せよ！
- 一、租税公課の納入延期を請願せよ。
- 一、地代、家賃の徹底的値下を斷行せしめよ。
- 一、電燈、電力、ガス料金の徹底的値下を斷行せしめよ。

さうして各府縣聯合會及び支部はこの運動方針に基づき各地方に於て最も適應せる闘争題目の下に闘争を開始するといふのである。

右に基づいて八月三十日には、各市町村に於て市町村制「不景氣對策懇談會を開催」すべきことを指令してゐる。養蠶農民の窮乏對策として九月十五日附指令で、

緊急對策

- 一、養蠶農民の損失を補償せよ、一、長期無擔保低利資金を即時融通せよ、一、借金支拂延期並に利子引下の應急處置を取れ。一、桑園等の小作料の徹底的減免及び支拂延期の處置を取れ。
- 恒久對策
- 一、養蠶農民管理の組合製絲確立。一、組合製絲に對する徹底的資金の融通。一、産繭及製絲の國家生産統制と技術監督。一、生絲販賣及び貿易の國家管理又は公營。一、蠶絲及肥料の公營。

等を發表してゐる。社民黨のこれらの運動は小市民の經濟的運動として終始した。

勞農黨 は内部に於ける力の不足確乎たる方針の缺除によつて、何等見るべき闘争を展開してゐない。一時的に發した指令等はあるが、大衆の闘争と結びつかず、又これを遂行する能力がないので、恐慌に對する闘争として見るべきものがない。加ふるに八月末以降勃發した同黨内の解消運動は一層同黨を無力にし、對外的闘争は休止の形にあつた。

#### 第四節 暴壓反對闘争

ブルジョアジイは差し迫る經濟的危機と、勞働者農民の反抗に直面して、反動の本質を愈々露骨にし三・一五、四・一六に引き續く××的勞働者、農民に對する逮捕、白色×××の横行を益々組織的、計畫的にする一方、勞働者農民の一切の政治的自由を剝奪し、言論集會に對しても徹底的抑壓の方針を以て臨んだ。

随つてこの反動的抑壓に對する勞働者農民の憤懣はより高く燃え上つたのであるが、この闘争を徹底的に指導すべき左翼勞働組合及び×××は數度の檢舉に依つて一時的に指導力が弱化したため暴壓反對の爲の公然の大衆闘争の組織を見るに至らず、これらは多く合法的諸無産政黨の手によつて行はれた。左翼の暴壓に對する闘争は、工場農村への×色自衛團組織の呼び掛け、七月の檢舉に對する大衆的抗議への呼び掛け、官憲の逮捕、×問に對する逆襲の意味に於ける個人的反撃等の形を取つて現はれた。メーデー闘争、八、一カム・パニヤ、國際青年デー、ロシア革命記念日等の闘争に於て、これらの反動的暴壓



に對する大衆的闘争の呼び掛けがなされたが、メーデーに於ける二三の例外を除いては工場を基礎とする大衆的闘争を喚起するに至つてゐない。官憲の逮捕×問に對する逆襲的反撃は逮捕に向ふ官憲の間に可成りの恐怖を呼び起してその爲に警視廳は、防弾、防刃服、逮捕術の發明等に苦心するに至つた。

合法無産諸政黨の暴壓反對闘争は、市電、及び鐘紡争議、東京鋼板争議、洋モス其他の争議に於て問題となり、その他大小あらゆる争議に於て官憲の爲に蒙る彈壓に對し、糾弾演説會、抗議等の形態に於て闘争が行はれてゐる。

その主なるものを挙げれば次の如くである。

### 市電争議催涙ピストル使用に對する抗議

五月二十五日市電従業員誠首者復職要求の示威運動は千五百名を動員して行はれたが、これに對して警視廳當局は鎮壓の爲に警官に催涙ピストルを使用させ、百二十三名の被害者を出すに至つた。これに對して各無産黨は蹶起し、二十八日社民、大衆、勞農、東京無産の四黨代表者交通労働組合本部に集合左の抗議文を警視總監に提出した。

#### 抗議

去る二十六日東京交通労働組合同志の電氣局に對する示威運動に對し、日比谷警察署警官は毒瓦斯を使用して示威運動を弾壓し且多くの負傷者を出すに至つた。

我等は右の如き労働者農民の利益擁護の爲の行動に對する警察彈壓に對し、斷乎として反對し此處に嚴重抗議す。

一九三〇年五月二日

日本大衆黨  
社會民衆黨  
東京無産黨  
勞農黨

### 暴壓抗議京都無産者大會

大衆黨勞農議會解散抗議の爲に十一月八日、大衆黨京都聯合會、組合同盟主催で開かれ、會衆五百の盛會を見たが解散された。

### 大衆黨司法省へ抗議

日本大衆黨は六月五日農村委員會開催、小作争議に對する司法省の專斷的裁判に對し、司法大臣に對し抗議書を發した。

### 暴壓反對共同闘争の提唱

大衆黨は十月八日各無産政黨に對し、暴壓反對共同闘争委員會を提唱した。

### 勞農、大衆共同暴壓反對演説會

東洋モス、大島製鋼等の争議彈壓に對し、勞農大衆兩黨は十月五日本所公會堂に官憲糾弾演説會を開



き、千五百名参集。

共同闘争を通じて戦線統一、工場閉鎖、首切、賃銀値下絶対反対。

大島製鋼、東京モス争議を労働者の力で勝たせる。

争議に對する官憲の彈壓絶対反対。

帝國主義戦争絶対反対。

失業者製造の濱口内閣を打潰せ。

等のスローガンを掲げ、散會後麻生大衆黨々首を先頭に示威運動を決行した。

### 雑誌「戦旗」への彈壓と防衛闘争

雑誌「戦旗」に對し、支配階級は之が撲滅策として連續發禁の上、發行人を起訴し、戦旗の發行禁止を策してゐるので、ナツプ系諸團體は演說會其他によりこれに抗議した。

## 第五節 失業反對闘争

失業者問題は本年度に於ける労働者の闘争の最も重要なものとして、各黨の日程に上つた。プロフインテルンは既に本年初頭經濟恐慌の擴大と失業者の大量的生産の狀勢を見抜いて、三月六日を期し國際失業反對デーの大示威運動を計畫し、ベルリンでは七萬人、紐育では十二萬人の参加者を見た。然し日本に於ては、左翼の力が微弱の爲、當日大衆闘争を組織することが出来なかつた。

左翼労働組合及び×××は其後屢々失業反對のカムパニヤを計畫し、失業者組織を計畫したが、見る

べき効果を擧ぐるに至らなかつた。

### 一、合法無産政黨の失業反對共同闘争

(イ)失業反對闘争週間。

無産黨議會對策共同委員會は、五月五日左の如き方針の下に、失業反對闘争週間を決定した。

期間 五月八日—十四日。

八日、失業對策促進協議會。

學士會館に於て、尾崎行雄、末廣殿太郎等を交へて開催。

九日、失業問題大講演會。(會場朝日講堂)

十日、失業反對民衆大會。(場所本所公會堂)

十四日、失業反對屋外民衆大會。(芝公園)

十日の失業反對民衆大會には、會衆約千人、左のスローガンの下に演說會を舉行、決議文を可決した。

スローガン

- 一、失業手當法を即時實施しろ。
- 一、失業者にパンと仕事を與へろ。
- 一、軍縮剩餘金を失業手當に充當せよ。
- 一、資本金課税で失業救済を行へ。
- 一、失業生産機關濱口内閣打倒。

決議文

我國刻下の急務たる失業問題に對して濱口内閣は拱手何等對策を講ずるなし。



斯くして失業者は刻々に生産され民衆は街頭に餓死しつゝあり、我等は此の資本主義最大最悪の疾患に對し自ら立つて決定的の戦をなさんとす。

「働かせろ、食はせろ、パンと仕事を與へよ」——此の深刻なる叫びを以て全國の資本家と其の代辦者たる濱口内閣に迫らん事を期す。

失業反對民衆大會

(ロ) 屋外民衆大會禁止

失業反對週間のプログラムの一なる失業反對屋外民衆大會は十四日開催の豫定の所、警視廳から禁止された。これに對し大衆黨は直ちに抗議書を發した。

(ハ) 失業反對演說會

十一日夜、勞農黨主催、本所公會堂、聴衆六百。

十三日、社民黨主催 小石川傳通會館、聴衆三百。

二、各無産政黨の失業反對闘争方針

(イ) 勞農黨

- 一、失業反對××地方協議會を組織。
- 一、右協議會は職場。工場代表者會議を基礎に成立せしめる。
- 一、失業反對××地方協議會は必ず就業勞働者の闘争に参加し、失業勞働者と就業勞働者の闘争を合流せしめる。  
スローガン
- 一、誠首、賃銀不拂、賃銀値下絶對反對。

- 一、工場法の徹底的改正。
- 一、職業紹介所の勞働者管理。
- 一、資本家負擔による失業手當制度即時實施。
- 一、全失業者に日當二圓五十錢出せ。
- 一、働かせろ！ さもなくば喰はせろ。
- 一、中間搾取の撤廢。
- 右の財源を大衆に明らかにする爲に、
- 一、恩給制の廢止。
- 一、軍備費の半減。
- 一、一切の機密費の廢止。
- 一、資本金子税の増徴。
- 一、補助金、獎勵金の廢止。

失業反對大示威運動計畫

勞農黨は猶六月一日を期し解雇並に失業反對大示威運動を行ふべく全國に指令を發した。

當日示威運動は行はれるに至らなかつたが、大阪では二千枚のアデビラが工場に撒かれ、三十一日夜港区内に三ヶ所の演說會が開かれ、官憲を狼狽させた。

(ロ) 全國大衆黨

- 一、大衆黨支持勞働團體を網羅して常設的失業反對闘争委員會を組織すること。
- 一、右委員會を通じて他黨支持無産團體へ全無産團體失業反對闘争委員會組織を提唱すること。
- 一、失業反對闘争委員會の闘争。



(イ)失業反対民衆大會の開催。(ロ)大衆的反対運動を以て政府へ迫ること。(ハ)凡ゆる宣傳を通じて失業問題は單に労働者のみの問題でなく中流階級の下層階級より全無産階級の死活問題なることを徹底せしめ、全民衆を反政府運動に動員すること。

スローガン

- 一、資本家本位の産業合理化絶対反対。
- 二、工場閉鎖、賃銀値下絶対反対。
- 三、労働時間を八時間にしろ。
- 四、失業者に食と仕事を與へろ。
- 五、パンを奪ふ緊縮政策絶対反対。
- 六、國家資本家全額負擔の失業保険法を作れ。
- 七、完全労働組合法の制定。
- 八、徹底的軍縮による財源を以て失業救済の事業を起せ。
- 九、即時失業手當法を制定しろ。
- 一〇、失業半失業絶対反対。
- 一一、すべての失業男女労働者に失業全期間の賃銀全額支拂ひ。
- 一二、濱口内閣打倒。
- 一三、帝國主義戦争絶対反対。
- 一四、地主資本家の政府を倒せ。

合同大會にて決定された失業反対闘争方針

日本大衆黨、全國民衆黨、統一協議會の三黨は七月二十日合同して全國大衆黨となつたが、同黨は合同大會に於て失業反対闘争に關し左の方針を決定した。

闘争目標

- 一、資本家並に國庫負擔に依る失業保険法の制定。
  - 二、失業者の生活國庫保障。
  - 三、職業紹介機關の完備。
  - 四、八時間労働の即時實施。
  - 五、休業工場の労働者管理。
- 實行方法
- 一、共同闘争の下に失業反対闘争を全國的に捲き起す。
  - 二、演説會、失業者大會、労働者大會の開催。

- 三、闘争週間に全力的闘争を集中する。
- 四、街頭署名運動、議會請願運動。
- 五、其他一切の闘争をこれに結びつける。

全國大衆黨はこの方針の下に闘争を繼續し、勞農議會、年度大會等にも同議案の可決を見たが、闘争は演説會、懇談會、聲明書、決議書等の發表に終り、失業反対の大衆的組織、動員等に迄發展しなかつた。

(ハ) 東京無産黨

- 一、失業反対闘争事務局を本部に置き支部に行動委員會を設ける。
- 一、工場労働者の失業反対、其他労働條件維持改善の爲の闘争と協力して行ふこと。
- 一、この闘争を通じて各黨入衆の密着を計り、全合同の爲の強力なる拍車たらしめること。

スローガン

- 一、誠實賃銀値下絶対反対。
- 一、八時間労働制を制定しろ。
- 一、國家並に資本家全額負擔の失業保険法を作れ。
- 一、完全なる労働組合法を作れ。
- 一、職業紹介所を増設し、労働組合代表を参加させろ。
- 一、資本家的産業合理化絶対反対。
- 一、濱口失業内閣を打ち倒せ。

(ニ) 社會民衆黨

社會民衆黨も失業反対闘争を取り上げたが、同黨はその基礎を小市民におく關係から、労働者の獨自



の闘争としてこの闘争を取り上げることなせず、小市民の附随的意味を以て採り上げたに止まり、従つて、他黨との共同闘争も活発に行はれず、只各地支部が本部の意志と無關係に行ふたに止つてゐた。

### (ホ) 各地の運動

猶、失業反對闘争は各地に自然發生的に起り、失業反對闘争同盟、失業対策協議會、演說會、懇談會等の形で行はれたが、全国的な統一された方針で行はれなかつた爲、この絶好の契機を何等ブルジョア政府に脅威を與へる程の強力な闘争に組織し得なかつた。これら各地の闘争の主なるものを挙げれば次の如くである。

#### 社民黨神戸支部市役所へ示威

社民黨神戸支部は約五十名の失業者代表を引率し、六月三日神戸市役所に黒瀬市長を訪ひ、何らか適當な救済方法を講じて欲しいと決議文を突きつけた。

#### 首相官邸へ示威

六月九日早朝自由労働者約三百名が首相官邸に押かけ濱口首相に面會を求めて、十餘名檢束された。これは自由労働自治會員伏見亦雄氏に指揮されたもので掲げた要求は次の通りだ。

- 一、失業者を一人残らず働かせよ！失業救済事業を直ちに実施しろ。
- 一、解雇者に一日二圓五十錢を支給する失業手当法を即時実施しろ。
- 一、屋外労働者の仕事を總て直營にしろ。
- 一、八時間労働制を即時実施しろ。

全國失業者代表

#### 横濱市民大會内相に抗議

勞農、社民、大衆黨各支部及び其他の地方無産政黨より成る横濱無産派共同委員會は五月六日横濱公會堂に市民大會を開催、失業反對決議文を首相に突きつけることに決定、代表二十三名は六月十日首相官邸に押し掛け、首相が面會拒絶した爲、内相、藏相に面會して決議文を渡し引き揚げた。

#### 横濱左翼の失業者大會

失業反對闘争同盟横濱地方委員會では六月十二日午前十一時から山下町和親劇場で失業者大會開催、日鮮労働者四百名參集、散會後市役所に向つてデモを敢行した。

#### 廣島における失業反對闘争同盟結成

廣島自由労働、中國無産黨、廣島合同、廣島借家人、活版親友會、水平社、大衆黨廣島支部は、六月二十九日失業反對同盟を結成、演說會、失業者大會等の開催を決定し、聲明書を發した。猶社民黨支部はこの闘争に参加しなかつた。

## 第六節 農民の土地に對する闘争

一九三〇年度の恐慌はあらゆる産業部門、あらゆる地域に亘り、農業に於ても必然に深刻化した。殊に日本に於ては、封建的搾取關係、土地所有の零細化によつて、農業恐慌は構成的恐慌の性質を有し、土地所有關係に對する矛盾が極端に尖鋭に現はれた。この點は農民の闘争の性質に現はれ、地主は必死の努力を以て小作料の奪取に努め小作人は飢餓線上にあつてこれに對抗するといふ關係から、兩者の闘



争は屢々血を以て彩られる状態を見た。

一九三〇年度の農民の闘争の特質は、争議の中心が次第に小作料減額等の要求から、土地問題を中心とする耕作権の要永に推移しつつあるといふことである。さうして地主は小作人の耕作権剥奪にあらゆる國家權力を動員し、法廷戦に於ては小作人は常に敗訴の運命を見るといふ状態で、随つて闘争は法廷戦より、大衆的直接行動による闘争に推移した。

五年度小作争議件数二一〇九件(註)にして前年同期に比較し百六十件の増加を示し、内耕作権に関する要求を中心とするものは前年度の六百十四件(總件数の三割二分)と比し八百九十二件(總件数の四割二分)と實に二百七十八件の増加を示してゐる。(註六年一月十日迄に報告のあつた件数)

然して政府はこれに對し、小作法、小作組合法等の制定を策し、土地問題の解決、小作争議緩和の方策を講じてゐるが、農民の窮迫は益々増大し、差し迫る問題に向つて大衆的行動を組織し闘争に進出し、山梨奥野田、新潟王番田、大蒲原、秋田前田村等典型的な争議は常に地主側との直接的衝突となり、支配階級は最早やこの問題に關し何等解決の能力なきことを示してゐる。

### 第七節 反労働者農民法令に對する闘争

支配階級の恐慌對策の一は、國家權力を利用して労働者農民に對し極端な壓を加へることにある。

治安維持法、治安警察法、警察犯處罰令、違警罪即決令、出版法、暴力行爲取締法等既成の法律は最大限度に利用され、五十七議會に於ては新たに盗犯防止法が制定された。

これらに對する労働者農民の闘争は常に執拗に繼續されて來たが、恐慌による窮乏化の増大、階級對立の尖鋭化に直面して、一層労働者階級はこれらの法律の撤廢の急務を感じたのである。しかし合法無産政黨はこれらの闘争を強力に組織し得ず、他方左翼も又組織活動の不充分等のため大衆的闘争を強力に組織するに至らず、全國的な活潑な闘争の展開を見るに至らなかつた。

更に政府は労働組合法の制定を策し、現存の労働組合を總て骨抜きにし、行政官の統制監督の下に協調組合化しやうとする計畫を持つに至つたが、これに對して労働者の反抗が起る前に、資本家側は政府案を以て猶闘争的組合の存在を許すものなりとし、組合法阻止の全國的運動を開始し、空前の組織的猛運動を展開した。これに對して労働者側も漸やく反對運動を起し、資本家側に對抗するに至つたが、資本家側の組織的、戰闘的なるに比し、労働者側は委員會、決議の名目だけの運動に流れ、こゝにも資本攻勢の恐慌の特徴を最も明白に示した。一九三〇年は労働組合法をめぐるつての勞資の對戦に、兩階級の力關係、労働者の組織的闘争力の強弱等が最も明白に現はれた點に於て特徴的である。

以下、労働組合法、小作法、其他の法案に就いて兩者の動きを見やう。

#### 一、對五十八議會闘争

五十八臨時議會召集に際し、無産黨議會對策委員會は治安維持法廢止案、及び政府案に對抗する意味での所謂自主的労働組合法案を提出する事に決定した。治法廢止案は勞農黨起草、労働組合法案は社民黨起草である。



尙社會民衆黨書記長赤松克麿、大衆黨書記長河野密の兩氏は五月二十四日芝協同會館に會合、勞働組合法につき、資本家側の策動を排し、政府が組合法通過に努力すべきことを要求する意味の大衆、社民共同の聲明書を發した。

## 二、各無産政黨の對組合法闘争方針

### (イ) 社會民衆黨

社會民衆黨では六月十日第十三回中央執行委員會席上、勞働組合法獲得の件を議し、聲明書を發表すると共に、資本家團體代表者に對して立會演説を申込むことを決定した。

社民黨本部はこの決定に基き直ちに資本家團體工業俱樂部に立會演説を申し込んだが、工業俱樂部は拒絶した。

社會民衆黨中央委員會では、資本家團體の組合法反對意見に對し、六月二十日反駁意見書を發表した。猶二十三日第十四回中央委員會に於ては、勞働組合法獲得闘争の件に就き

イ、資本家團體の反對意見に對し大衆黨と共同反駁書の發表。

ロ、政府に向つて組合法案に關する勞資討論會開催を要求する。

ハ、既成政黨、貴族院に對し立會演説を申込む。

ニ、組合法案に關して政府に警告を發する。  
等の事項を決定した。

右の(イ)の項に就いて六月二十五日赤松、河野の兩黨書記長會合、共同反駁書を作製、猶各支持團體と協力して、演説會、ビラ、ポスターにより全國的に大運動を起すことになつた。

### (ロ) 勞 農 黨

勞農黨では政府制定の勞働組合法案に絶對反對を表明し、他の無産黨が、政府案容認の態度なるに反して、独自の勞働組合法案を提出すべく審議の結果、六月末原案を作製發表した。

猶右の案に基づき、七月八日、黨の態度を明らかにする爲に政府案絶對反對の聲明書を發した。

### (ハ) 日本大衆黨

日本大衆黨では六月十七日支持團體の勞働組合政治連絡委員會を開催し、

(イ) 資本家に對する大衆闘争を宣傳すること。

(ロ) 組合法獲得請願の大衆的署名運動。

(ハ) 個々の資本家にシラミ潰しの交渉戦を開始すること。

(ニ) 資本家團體の調査。

等を決定し、資本家階級に對し、「組合法をめぐる階級戦の宣言」を發した。

#### 勞働者大會の提唱

六月二十七日常任委員會は、勞働組合法獲得の勞働者大會を開催すべく、勞農、社民の各黨に提議した。



### 三、資本家側の組合法反対運動

組合法の議會提出が確實となるや、資本家階級は俄然猛烈な反対運動を開始し、労働者の組織勢力の弱勢に乗じて全国的な反対運動を展開した。

日本工業俱樂部理事長團琢磨、日本商工會議所會頭郷誠之助は東京、大阪、名古屋、横濱の各都市資本家協議會を五月二十二日丸之内工業俱樂部に召集し、飽く迄組合法阻止に努力すべきことを決定しその反対要旨を協議した。

同じく六月五日東京商工會議所は労働問題に関する委員會を開催し組合法案に関する意見を決定し、六月九日には近畿地方資本家團體組合法反対協議會が開催され二十四團體五十四名出席の下に全国的な反対運動を捲き起すべきことを決定し、反対要旨につき協定を作製した。築豊石炭鑛業組合も九日常議員會を開催し、九州一帯の資本家と提携して反対運動を起すことを決定し、かくして労働者側の陣容整はざるに資本家側は全国的陣容の下に、組織的統一的に反対運動を開始したのである。

資本家側の反対要旨は、資本攻勢、産業合理化の一般的趨勢に則り、資本の反動的本質を最も露骨大膽に示したもので、大體日本工業俱樂部の決定が基本をなし、他は大同小異である。近畿地方資本家團體の作製した協定は次の通りである。

#### 協 定

社會局發表に係る労働組合法案は、

- 一、労働者と事業主との階級対立の思想を激成し、勞資の闘争を刺激する傾向を助成すること。
- 二、我國現在の各種の思想的背景を有する組合をその儘公認する嫌ひあつて、我國の社會組織經濟組織と相容れざる如き主張を容認する結果を生ずる恐れあること。
- 三、組合の法認は必然的に同時に不法不當の労働爭議に関する取締規定の制定を伴ふべきものたるに係らず、これを等閑に附したること。
- 四、特に組合の主たる目的を労働條件の維持改善のみに置きたること（第一條）組合組織の範圍を職業別に置かずりしこと、未成年者および女子並びに外國人の加入を禁ぜざること、職業又は産業に關係なき第三者の介入を禁ぜざること（第十條）労働者が組合に加入を強制せられ又は脱退を防止する事なき様自己を保障するに不十分なること（第十一條）労働者の雇入れおよび解雇に第十二條の制限を設けたること、損害賠償免除規定を設けたる事（第十三條）以上の如き缺陷ありて同法案の制定は産業の進展を妨害し、殊に中小工業の發達を防止する結果を以て賛意を表し難し。

#### 各地運動

- 一、十七日午後二時東京商工會議所に於て京濱卅團體の労働組合法案反対聯合協議會開催、實行委員を舉げて政府に陳情することに決定。
- 一、築豊石炭業組合は絶対反対の烽火を舉げ、六月下旬九州各資本家團體の共同意見書を社會局長官に提出。

### 労働組合法案反対の資本家團體建議案

資本家團體の労働組合法反対運動は益々組織的になり、日本工業クラブ東京商業會議所聯合會は二十九日東京商業會議所議事室に於て京濱近畿兩産業團體聯合協議會を開催。

〔工業クラブ〕 理事長團琢磨、理事木村久壽彌太、大橋新太郎、内藤、藤原、三谷、白石。



〔東京商工會議所〕 杉山、大山、兩副會頭、本多委員長、其他京濱三十五團體產業團體代表者。  
 「近畿五十產業團體聯合會」 代表稻畑大阪商工會議所會頭、竹村大阪府工場懇話會理事、西間木兵庫縣工業懇話會理事、等八十三名出席。

△労働組合法案に關し當局に再建議の件  
 を協議し、萬場一致次の様な建議案を可決した。

建議案

社會局立案に依る労働組合法案に關しては既に本年六月京濱農業團體聯合會一致の決議を以て意見を發表したるも以來本邦經濟界の不況は逐日深刻を加へ諸産業經營困難を増し憂慮すべき危機に瀕しつゝあり、然して労働組合運動の傾向は最近著しく悪化し無法なる争議激發せられ争議の手段又狂暴にして産業及びその關係者を脅威し殊に中小工業に對し回復すべからざる打撃を與へつゝあり、この時に當り階級闘争を助長する恐れある法制を設くるあらんか産業の根柢を破壊し、國家經濟の基礎を動搖せしめこれが爲却つて失業の増加と雇傭條件の低下を誘致し労働者を不幸に沈倫せしむるに至るべきを以て時局に鑑み政府は徒に労働組合法の制定を急ぐことなく、更に産業の實狀を審かにし、労働運動の真相を極め争議取締に關する法制と併せて慎重審議せられんことを希望して止まず。右京濱近畿産業團體聯合協議會の決議により建議候也。

右の聯合協議會參加團體は次の通りである。

日本工業クラブ、日本製絲聯合會、日本羊毛工業會、日本土木建築請負業者聯合會、日本自動車業組合聯合會、日本ボルトフンドセメント同業會、東京商工會議所、東京實業組合聯合會、東京工場懇話會、東京鐵工機械同業組合、東京電業組合、東京印刷同業組合、糖業聯合會、神奈川縣工場協會、横濱商工會議所、横濱實業組合聯合會、横濱工業協會、大日本紡績聯合會東京出張所、倉庫業聯合會、鑛山懇話會、帝國ガス協會、帝國鐵道協會、帝國運送協會、鐵道同志會、鐵鋼協議會、電氣協會、電氣協會關東支部、人造肥料聯合會、常磐石炭鑛業會、石炭鑛業聯合會。

全國製粉聯合會。

四、闘争の展開

組合法獲得無産黨共同委員會成る

大衆黨の提議により七月二日大衆黨本部に全國民衆黨、社會民衆黨、統一協議會、勞農黨、日本大衆黨の代表者參集、組合法獲得の爲め全國的闘争を起すべきことを協議、次の決定を見た。

スローガン

- 一、自主的労働組合法の獲得。
  - 一、團結權の絶対自由。
  - 一、ストライキの絶対自由。
  - 一、労働組合の政治的行動絶対自由。
  - 一、一切の資本家的労働組合法絶対反対。
- 名稱、組合法獲得無産黨共同闘争委員會。
- 闘争形態
- イ、共同演說會。
  - ロ、共同ピラ撒き。
  - ハ、共同労働者大會。
  - ニ、示威運動。

組合法獲得演說會

第一章 一般的運動



右の共同委員会による演説會は七月十二日開催することになり、社會民衆黨司會の下に、上野自治會館に於て舉行、演説會を労働者大會とし、政府に抗議文を提出した。

神戸組合法獲得闘争委員会

神戸地方労働組合は七月四日夜組合法獲得闘争の協議會を開催し、大體大衆黨の方針に則り、自主的労働組合法獲得全國労働兵庫縣委員會を組織し、演説會、ピラ、ポスター戰、労働者大會、示威運動、署名運動等を開始することになった。

組合法除外に全官業労働者の抗議

内務省が五十九議會に提出すべき労働組合法は、資本家側の反対のみならず、陸海軍、遞信、農林等の諸官廳から、

- 一、國家が經營する事業に従事する労働者が争議を起すのは、直接國家と抗争することになり不穩當である。
- 二、官廳の従業員の待遇は他の事業の模範たるべきものであり、その上待遇改善の運動を起す必要はない。
- 三、豫算の關係上待遇改善の要求はすぐ實現し兼ねる。

等の理由により官業労働者を組合法適用から除外すべき旨社會局へ異議を申込んだので、これに對し海軍労働組合聯盟外四官業労働團體は反對運動を開始し、八月十八日芝區新橋會館に代表者集合、

- 一、聲明書發表。
- 二、各關係官廳訪問。
- 三、演説會、ピラ、ポスター等により大反對運動を起すこと。
- 四、機關設置、(労働組合法對策全官業労働協議會を目的貫徹迄設置す)

等を決議しそれ／＼實行を開始した。

五、全農の小作法對策

政府は五十七議會に労働組合法と共に小作法を上程しやうとしたが、該法案は大正十五年若槻内閣が小作調査會で作製した「小作法要綱」をその儘、役人、協調學者、御用學者を以て構成されてゐる「社會政策審議會」で審議採用されたもので、地主の利益擁護、小作人の利益を無視したものであるとし、全國農民組合では一月中旬その批判と對策を發表した。

批判

- 一、團結權と團體協對權の規定につき、農民組合の承認、それが小作争議や調停機關への参加の無視。
- 二、争議權の蹂躪。
- 三、小作權の効力と賠償に關する規定。  
(イ)小作權の譲渡を認めざること。(ロ)小作契約の期間を五ヶ年としその賠償額は僅か小作料一ヶ年分以内なること。(ハ)小作契約消滅の場合の小作人惡意の植付に對し賠償義務なしとの規定。(ニ)權利行使の制限。(ホ)立入禁止立毛差押へ等に對する小作人保護の規定なきこと。(ヘ)小作地賣却に付き小作人保護の規定なきこと。
- 四、小作争議裁定の機關につき小作委員會が公正なりや否やの調査を行政官廳に任せあるは農民組合参加の小作委員會ポイコットの手段なること。

等により、小作人の×壓、小作争議の防止、農民組合壓迫法たりとして反對し、農民自身の要求するものとして左の要項を作製した。



小作法要綱

一、小作權の効力。

- 1、地目の變更、賣買、借金の抵當其他如何なる理由によるも小作地を取上ぐることを得ず。
- 2、小作權獲得の自由。
- 3、小作人は總ての第三者に對して小作權を主張し得。
- 二、立入禁止、立毛差押の廢止。
- 三、小作地返還の賠償。

小作地返還の場合には地主は次の諸項目につき賠償せねばならぬ。

- 1、小作地返還の爲の收入減に對する賠償。
- 2、土地改良のために投じたる費用及勞働力。
- 3、田畑の設備。
- 4、農舎、牛馬、農具の買收。
- 5、作付中の作物。
- 6、その他一切の費用。

四、災害保償

- 1、小作納入により小作人及其家族の生活を支ふること能はざる場合に於ては小作料を請求することを得ず。
- 2、その場合に生活安定の不足額を國家が補償する。

五、團結權。

小作人が組合を組織する自由は何者も拘束することを得ず。

六、團體協約權。

小作組合及び農民組合は自己の組合に關する小作に關し地主又は第三者と自由に協約交渉に當ることを得。

七、爭議權

- 1、小作料高率、不作、生産費騰貴、生産物の價格の下落等の理由により、小作人は地主に對して小作料の減免、全免、又は既納小作料の拂戻其他種々の要求を提出することを得。
- 2、小作人、小作組合及び農民組合が地主に對して減免其他に就き協議を提議したる時は地主は拒むことを得ず。
- 3、小作爭議に於て不納同盟、大衆行動等一切の爭議戰術を採用することは絶対に自由とす治安警察法、暴力行爲取締法、騷擾罪、出版法、各府縣警察犯處罰令、其他農民組合暴壓諸法令の廢止)
- 八、小作爭議審判所の設置。

各町村府縣に於て小作人の直接選舉に依る委員若干名と關係小作人代表者、地主代表者、該地方所在の小作組合、農民組合代表者とを以て構成し、小作爭議の裁定に當る。(小作調定法及び現行民事小作裁判は廢止す。)

六、全日本農民組合の小作法對策

全日本農民組合に於ても政府提出の小作法條案に對し反對の意を表明し、對策を決定した。

その實施方法としては、

- 一、社會政策審議會並に小作調査會に働き掛け、小作人の意嚮を強力に反映せしめること。
- 二、議會行動を通じて政府原案に大修正を加へ我等の要求法案の精神を生かすべく最善の努力を拂ふこと。
- 三、右の實行方法として常設小作立法對策委員會を設置すること。
- 四、支持政黨の協力を求め實行方法を強化すること。
- 五、日常闘争の展開に依り、立法に對する大衆的壓力を擴大強化すること。

全國大衆黨本部の小作法小作組合法要項

大衆黨農村委員會では政府の小作法、小作組合法に對抗する意味に於て、該法案要綱を審議し九月中











之が克服とは「その政治的克服と××プロレタリアートに對するファシズムの武装的攻撃への直接的防衛とを可能且つ確固たらしめるところの方法及手段」を持つことであるとし、(一)政治的克服の道は(1)××的プロレタリアートの指導下にプロレタリアート、農民、中小ブルジョアを置くこと(2)労働者階級をファシズムの革命的な且つ反労働者的な性質に關して系統的に啓蒙すること(3)資本主義の危機によりプロレタリア化され抑壓されてゐる小ブル層農民層を彼等の状態及びファシズムの純然たる大資本家的機能について系統的に啓蒙すること(4)特に社會ファシストを曝露すること(5)國際的連帯性を持つた運動を行ふことであり、(二)組織的並に××領域に於ては(1)武装ファシストに對する武×防衛隊(2)ファシストの武装××、××庫の廢止(3)ファシストの示威に對する労働者の××的衛兵を伴へる示威(4)ファシストのテロ反對のゼネスト組織(5)ファシストの動員、進軍、集會、デモに際しての運輸妨害(6)工場からのファシストの驅逐を行はねばならぬ」と述べてゐる。

(4)、八月一日國際赤色デー闘争。第二回國際赤色デーは資本主義の矛盾が最後の段階に達し、第二次世界戦争の最も切迫せる客觀的状態の下に國際反戦デーとして戦はれた。殊に左翼的大衆に於てさへ戦争の危険の切迫は過小評價され、反戦闘争が大衆のものになつてゐないといふので、大衆の現實的不満と結びつけて、統一的活動によつて明白な目標に向つてスローガンを與へ廣汎な大衆にアチ・プロした。殊に七月十四日のファツショ反對闘争から八月一日までを八・一カンパニアとし、班會での計畫——宣傳煽動(ピラ、ポスター等)——大衆動員(職場大會、工代、デモ、五分間ストライキ、サボ、ピクエツク等)組織の闘争日程を與へた。スローガンは、

▽帝國主義ドロホー××反×！

▽金融資本の化け物ファシズムを倒せ！

▽社會愛國主義ダラ幹を葬れ！

▽我等の×國ソヴェート同盟を×れ！

▽××××の勞農×團結萬歲！

▽萬國の×××團結萬歲！

▽反帝同盟に入れ！

尙勞農黨でも八・一闘争の指令を出して戦つた。

(5)、十一月七日ロシア革命記念日闘争。ロシア革命第十三週年記念日は、反帝同盟××支部の創立一週年記念日に該當するので、同盟ではソヴェート同盟防衛に全力を擧げて、此の日を祝した。又以前より基金募集編輯方針の發表等によつて着々進められてゐた同盟機關紙の發刊は遂に實現し十一月創刊號を出した。易しい文體で、政治的論説や各地の反戦反帝闘争の報導の外に少年欄、婦人欄等を設け大衆的な新聞としてゐる。又各欄を通じて國際主義を旺盛させてゐる。

(6)、反帝同盟の内紛問題。同盟××支部内に七月、組織問題、指導部の構成問題を中心として内紛が起つた。同盟は國際規約に則つて團體加盟を基本に組織されてゐたが、指導部の多數は之を非とし、××の如き非合法活動の下で團體加盟といふ様な大ザツバな不明確な組織は、非現實的で同盟の活動を骨抜きにするものであるから、班及び地方委員會のみを基礎に同盟を再建し、その中から指導部が作られねばならぬと主張し、ボルシエヰキ化を叫んで組織部長を除名し、新たに中央常任委員會を作り、そ



の名に於て新組織方針を發表した。之に對し、同盟東京地方委員會、北部地區委員會は反對的聲明書を發表し、同盟が×××と大衆とを結合するベルトであるためには、團體加盟と班、地區及地方委員會との組織を必要とする述べ、互に論争に熱中してエネルギーを消耗した。規約に基づく評議員會(第二回)が八月六日に召集され、全協、無青、金屬、交通、全産の各組代表及假書記局、東京地方委員會代表が出席し、本部の新組織方針を否決し、本部を極左派と斷じ、現書記局全員を罷免し、新たに執行委員會が選任された。かくて團體加盟は認められたが、從來の加盟團體の同盟に對する消極的態度を改め、各團體は本部、支部等を通じて責任者を定め、より一層同盟活動への參加動員をするやう、希望が發せられ、一ヶ月半に亘る紛争は此處に解決した。

### 第九節 衆議院總選舉

濱口内閣は左の如き理由の下に一月二十一日第五十七議會の解散を宣した。

「現内閣は衆議院に於て少數黨たる立憲民政黨を基礎とし、政友會は絶對多數を擁して反對の地位に立てるが故に、諸般の政策を遂行するに故障多きのみならず——總選舉に依らずして獲得したる不自然の絶對多數は國民總意の反映にあらざるを以て此際議院の解散を奏請し、新なる總選舉に依つて信認を國民に問ふは現内閣の採るべき當然の處置なりと信ず。」

選舉戦は民政黨側の完全なる準備の下に開かれ、彼等は「強く正しく明るき政治」を標榜し、金解禁、緊縮政策、綱紀肅正等の諸政策を掲げて堂々と戦に臨んだ。田中内閣以上の反動性を發揮した安達内閣

は、選舉戦に於て干渉到らざるなく、「景氣か不景氣か、犬養か濱口か」のスローガンを採つて立つた政友會もこの干渉を至る所で蒙つた。

無産階級に取つてはこの總選舉は第二回の普選による總選舉であり、世界恐慌の勃發に依つて急速に危機を擴大された日本資本主義の「立直し」の爲——ブルジョア階級の産業合理化政策、失業群の増大、帝國主義××の準備等の爲に猛烈な資本の攻勢の開始されてゐる中に於ての選舉闘争である。

無産階級の陣營に於ては、××的プロレタリア、農民に對する逮捕、追撃が益々急に、××的陣營の組織は弱められ、裏切者、脱落者の續出、右から左迄の社會民主主義者のファツシヨ化、大衆闘争の指導の無力等の中に於てこの選舉闘争は闘はれた。

今各合法無産政黨の選舉に臨む方針を見るに次の如くである。

#### 一、各無産黨の選舉方針

#### (イ) 社會民衆黨

社會民衆黨は右翼社會民主主義の旗幟を明瞭にして選舉戦に臨んだ。即ち根本方針としては

- 一、選舉は支配階級に抗争する現下の政治闘争として最も重要なものと認識し、我黨は全力を舉げて之に参加し最大の勝利を獲得しなければならぬ。
- 二、選舉を通じて大衆の政治的自覺を促し、同時に之を我黨の旗幟の下に組織しなければならぬ。
- 三、有産政黨の腐敗とからくりを曝露し、政黨の指導精神を一般大衆に徹底せしむべきこと。



と規定し、更にスローガンを左の如く決定した。

スローガン

- 富豪に重税！ 働く者に減税！
- 家賃、地代、金利、小作料を引き下げよ！
- 労働組合法、小作法を即時制定せよ！
- 働く農民に耕作権を保證せよ！
- 失業者に職を與へよ！
- 俸給生活者保護法を制定せよ！
- 小商人に低資を融通せよ！
- 廿歳以上の男女に選挙権を與へよ！
- 軍備を徹底的に縮少せよ！
- 資本金本位の産業合理化絶對反對！
- 無産階級の産兒制限を公認せよ！
- 小學教育を全公費とせよ！
- 無産優秀子弟に公費で高等教育を與へよ！
- 賄賂政治を撲滅せよ！

(口) 日本大衆黨

日本大衆黨は、選挙闘争は合法政黨が大衆を獲得すべき絶好の機會として利用し、選挙を通じて黨勢擴張を計らねばならぬとの見地から、

- 一、選挙闘争を言論戦に集中し、大衆の政治的訓練に主眼を置くこと。
  - 二、既成政治のからくりを曝露しそれが全部的否認を大衆に徹底せしむること。
  - 三、無産政黨独自の立場を闡明すること。
  - 四、労働組合、農民組合等の組織の擴大化を副次的に目的とすること。
  - 五、小市民階級の獲得に努力すること。
  - 六、當選第一主義、必勝を期する事。
- 等の基本的方針を確立し、スローガンを左の如く決定した。

スローガン

- 二十歳以上の男女に選挙権を與へよ。
- 瀆職官吏極刑法を制定せよ。
- 軍事費を削減して悪税を撤廢せよ。
- 恩給令を改正して養老保険を起せ。
- 財産税を設定して義務教育費を出せ。
- 緊縮剩餘金で失業保険を作れ。
- 團結権を確定する組合法を作れ。
- 小作権を確定する小作法を作れ。
- 機密費、會社補助金を廢止して社會施設を即行せよ。
- 家賃、電燈料、瓦斯料制限法の制定。
- 凡ての大衆の生活権を保證せよ。
- 長生きせんとするものは日本大衆黨へ。

(ハ) 労働農黨



勞農黨は自己を、大衆黨其他と異なる階級政黨なりとの見地の下に、選挙方針を立てた。即ち選挙戦を通じて遂行すべき任務として、

- 一、議會の本質を曝露し、大衆闘争主義をアチプロにすること。
- 二、民政黨、政友會、及び其政府が大金融ブルジョアジーの代表者たる本質を曝露すること。
- 三、日本大衆黨、社會民衆黨等々の幹部の社會民主主義者が資本家地主の手先であり帝國主義政策へ協調しつゝある正體を曝露すること。
- 四、勞働者、農民、小市民、水平社、植民地民衆等の反抗しつゝある被壓迫民の不平不満をアチ抽出して自己の要求をハッキリ把握せしめわが政策に集中統一して階級的政治意見を確定せしめ、その爲に如何に戦ふべきかを數の方針の下に、左のスローガンを以て望んだ。

スローガン

- 解雇賃銀値下げ絶対反対。
- 失業者に食と仕事を與へよ。
- 土地を農民へ。
- 税金は資本家地主が負擔せよ。
- 勞働者農民の政治的自由獲得。
- 帝國主義戦争絶対反対。

(二) 其他の無産政黨

全國民衆黨

全國民衆黨のスローガンは左の如し。  
働くものに生活を。  
農民に土地を。  
民衆へ自由を。

東京無産黨

東京無産黨の選挙スローガンは次の如し。  
八時間労働制の確立。  
誠首賃下絶対反対。  
失業者の生活保證。  
無産者税負擔を軽減せよ。  
耕作權を確立せよ。  
選挙法の徹底的改正。  
無産階級戦線の統一強化。  
帝國主義戦争の危機と戦へ。  
言論集會出版結社の自由の獲得。

二、選挙協定

日本大衆黨は一月六日黨中央執行委員會を開き、各無産政黨に全國的選挙協定を提議し、各黨は之に應ずることになった。

この協議會は二十三日第二回を協調會館に開いたが、地方支部より本部に對する抗議が多く、神奈川



第一區、秋田第二區、大阪第四區、愛知第一區等對立激しき地方につき協議したるも纏らず、特に勞農黨は、

「地盤協定には應ずるも、政策協定には應ぜられぬ。候補者の人物如何によつては支持することは出来ぬ」

との意見があり、協定は絶望に終り、結局大衆黨と全國民衆黨との間に東京第六區、大阪第一區同第二區等に左の協定成立を見たのみであつた。

申合せ

- 一、兩黨は各選挙區に於て出來得る限り對立候補を避けること。全國民衆黨は東京第一區、第五區、第六區、兵庫第二區を日本大衆黨に譲り、日本大衆黨は大阪第一區、第二區、第三區を全國民衆黨に譲ること。大阪第四區に於ては地盤協定をなし攻守同盟を結ぶこと。
- 二、兩黨はそれ／＼黨員に對し對立候補なき時は支持應援し合ふべきことを指令すること。
- 三、選挙協定を以て戦線統一の契機たらしめ最も近き將來に於ける兩黨の合同を目標として進むこと。
- 四、兩黨は選挙を通じて各支持團體の融合合同に向つて努力すること。

三、選挙前の形勢

各黨の立候補状態を見るに、

社 民	一九三〇年	一九二八年
大 衆	三三一	一七
	二二三	一三 (日勞)

全 民	四	一二 (日農黨)
勞 農	一三	四〇
地 方 無 産	二二	七
計	九三	八九

で社會民衆黨は十五名を増加し、日本大衆黨は十名を増加してゐる。これらの増加は主として農村地方に於てなされた。社會民衆黨は、埼玉、北海道、長野、富山、静岡、三重、奈良、廣島、山口、高知、長崎、鹿兒島の諸地方に新に候補者を立て、日本大衆黨も、埼玉、青森、秋田、愛知、高知に新たに立候補した。新勞農黨は千葉、北海道、青森、新潟、京都、佐賀、鹿兒島に於て一步左翼化する農民大衆の引込みを策し、それらの諸地方に立候補してゐる。それと同時にそれらの合法的無産諸黨は何れも知識階級、都市小市民層の獲得をより一層重要視し、プロレタリア独自の闘争目標を立て、プロレタリア独自の闘争形態によつて戦ふことが閉却されてゐる。プロレタリアの密集地帯たる東京、大阪、京都、神奈川、兵庫の五大府縣に於ける立候補者數は、社會民衆黨十四名、日本大衆黨十名、全國民衆黨四名、新勞農黨六名、地方無産が七名といふ状態である。

又立候補者の大部分が辯護士、思想家、官吏上り等で、工場、農村に職場を持つ労働者農民が皆無なのは注目に値する。

四、選挙の結果



總選舉の結果は政府側、民政黨及び政友會の勝利に終つた。このことは帝國主義ブルジョアジー、地主の政權がなほ安泰であることを示してゐる。彼等の間に於ける勢力關係の變化は、民政黨の大勝利に終つた。今や政友會ではなく、民政黨が現在の時期に於ける日本帝國主義ブルジョアジーの第一の代表者となつたのである。選舉前に於けるこれらの政黨の勢力配置は民政黨一七二名、政友會二四〇名であつた。總選舉は二大ブルジョア政黨の支配的地位を全く轉倒してしまつた。

濱口内閣の掲げる金融資本家のための政策は、今はブルジョアジーに依つて公然と承認され、彼等の間に拍手を以て迎へられた。更に民政黨の勝利の一面には、小市民層や遅れた労働者農民大衆の層がこれを支持したといふことがある。即ち故田中に依つて代表された政友會内閣の所謂積極的政策が民衆の生活の不安を少しも軽くしなかつたこと、そしてこれと反對の政策を掲げ、これを遂行すると宣傳されてゐる民政黨、小市民層ですら怨嗟の聲を放つてゐた政友會の反動的政策に對して、幾分か自由主義的であると宣傳されてゐる民政黨が、何等かの逃れ路を探して呉れるだらうといふ幻想のもとに、その政策を批判するといふことなくして之に投票したのである。

社會民主主義者は、この選舉に於て徹頭徹尾ブルジョアジーの政治的支配の保全に協力し、大衆の議會主義的幻想を利用することに努力した。結果から見れば社會民主主義者から多數の當選者を出さなかつたといふ意味に於ては確に不成功であつた。それにも拘らず今度の總選舉に於て、社會民主主義者は日本のブルジョアジーの爲に重要な役割をやつたことは明白だ。社會民主主義者自身としては大衆の議會主義的亢奮を利用することに失敗した。だが彼等の選舉前、選舉中を通じて、大衆の前に提出した、

民主主義的議會主義的言辭の總ては、ブルジョア政黨のそれと、多くのブルジョア言論機關のそれを完全に結合して、民政黨の投票を多くしたといふ結果を導いてゐる。社會民主主義者は完全にブルジョアジーの操縦に踊つたのである。彼等の「正しい一票」で「明るい政治」がもたらされる様な幻想、「普通選舉」の效能の宣傳は、政策等の點に於ても社會民衆黨のそれと餘り異つてゐない政府黨に多くの投票をもたらししたのである。

プロレタリアートが未だ充分なる力を獲得してゐないといふこと、選舉直前及び選舉中を通じて、極度にXが行はれたといふことの爲に此選舉闘争に當然に擡頭して來てゐる廣大な労働者及び農民大衆の日常闘争と政治的不満を公然たる大衆闘争に激發し、組織することが充分な形でなされなかつたと言ひ得られるであらう。だがこの影響下にあつたといふことは明に觀取出來る。それは明かに投票數の上にも現はれてゐる。この大衆の左翼的發展の傾向は日本のやうなプロレタリアートのXが極度に地下に追ひやられてゐるところ、そして右から左までの社會民主主義者が幾派にも分裂してゐる所では、複雑な過程を通じて現はれるのである。先づ第一に東京第五區に於ては、X野氏の獲得票數が六百票餘に達した。三重の上田晋氏は運動員の總檢學の中に二千九百餘票を獲得し、尙全國に亘つて數千の無効投票があつた。これの大部分がX的プロレタリアートに投ぜられてゐることは容易に推測出來る。かくして社會民主主義諸黨の投票數は奪はれた。

社會民主主義諸黨の總投票は所謂左翼から右翼に至る迄の幾つかの分派に分割された。彼等の間にすら、選舉直後戦線の不統一が問題になつてゐる。現在問題になつてゐる社會民主主義諸黨の合同問題



が如何なる根據から來てゐるかは暫らく措き、戦線の不統一の結果、投票數を最も効果的にカキ集めることが出来なかつたことは事實である。さらにこの大衆の左翼的傾向を投票數の上の分析から言ふならば、一つには日本大衆黨の得票數が相對的に増加してゐるといふこと、そして左翼社會民主々義者の大山が當選したといふこと、(大山の投票には小ブル層特に知識階級の支持があつたことは見落してはならないが)によつて見る事が出来る。

即ち前回に比して社會民衆黨は五〇、三九五票の増加であるが日本大衆黨は六七、三七九票の増加を見せてゐる。更に一人當り得票數の割合を見ると、社民黨の五、三四五票に比し、日本大衆黨は七、五一五票、勞農黨は六、〇四二票を獲得して優勢を示してゐる。即ち大衆の左翼的發展が見られてもプロレタリアートの力が弱い時は、社會民主々義者の中でも、それが××的に裝ふものになる程、其處に遅れた勞働者農民大衆がつなぎとめられる危険が充分にあるといふことが、この選挙によつて示されたのである。

總選挙結果調査表 (一九三〇・二・二〇執行)

黨別	得票總數	立候補者數	當選者數
民政黨	五、五七〇、三七六	三五七	二七三
政友會	二、九二三、七八八	三〇五	一七四
國民同志會	一二八、四九六	一二	六
革新黨	五五、四六八	六	三
中立黨	二九六、六九七	六九	五
社會民衆黨	一七八、三六五	三五	二

日本大衆黨	一六一、一五一	二二	二
勞農黨	七八、二五八	一三	一
全國民衆黨	一九、六九〇	四	一
地方無産黨	九〇、六四八	二四	一

總選挙結果調査表 (一九三〇・二・二〇執行)

〔第一表〕

黨名	立候補者數	當選者數	得票數	前回の比較 (△印は減)	得票數 百分率	候補者一人 當り得票數
民政黨	三四〇	二七三	五、五七〇、三七六	△ 一、一〇七、七六六	五三・二%	一六、三三四
政友會	三〇三	一七四	三、九三三、六八八	△ 三三六、三七七	二七・四	二二、九〇七
國民同志會	一三	六	一二八、四九六	△ 四、五七六	一・三	一〇、七〇八
革新黨	六	三	五五、四六八	△ 四七、五五〇	〇・五	九、三四四
中立黨	八二	五	二九六、六九七	△ 二九五、二八	二・八	三、八二八
(無産各派)	六	五	五〇、三三三	—	四・八	五、三三三
社會民衆黨	三三	二	一七、三六六	—	一・七	五、三三三
全國民衆黨	四	〇	一九、六九五	—	〇・二	四、九四
日本大衆黨	三	二	一五、二九八	—	一・六	七、五五
勞農黨	三	一	七、五八	—	〇・八	六、〇四三
地方無産黨	二	〇	六、三六六	—	〇・七	二、八四九
勞働農民黨	一	〇	一八七、〇四七	—	—	—
合計	八四〇	四四六	一〇、四七、一八	—	一〇〇・〇	一、四七三



總選舉結果調查表 (一九三〇・二・二〇執行)

〔第二表〕

府縣・區別	總投票數	ブルジョア黨 總得票數	無產黨各派 總得票數	社會民衆黨	日本大衆黨	勞農黨	全國民衆黨	地方無產黨
東京	七、七七七	六九、六六八	九、六八四	吉田 實 (一、二四三)	河野 密 (一、三三三)	中村 高一 (一九四)	堀 利彦 (東京無產) (五、〇〇八)	
第一區	七、五七七	六七、四七七	九、六八四	安部 磯雄 (菊池 六九〇)				
第二區	六、六二二	五七、九七〇	四、〇五〇	阿部 溫知 (四、五〇〇)				
第三區	五、七〇四	五〇、二〇三	六、五七七	賀川 豊彦 (一、二七七)	淺沼稻次郎 (三、二六六)			
第四區	一、六、三三八	一三七、三九三	四七、一六六	松岡 駒吉 (九、七四一)	加藤 勤十 (八、一三三)	大山 郁夫 (一九、三〇三)		
第五區	二、一、五三三	一六九、四四四	二、七四四	爲藤 五郎 (二、七〇二)	松谷與次郎 (三、四三三)			
第六區	六、六、五九九	六三、九四二	二、二四九	下田 金助 (一、四九〇)				
第七區	七、四、八二〇	六六、〇七五	二、九六九	野田 三三六 (三、七四四)				
合計	六九、七六一	六二、九九〇	七、六九五	(田 五七七)				
大阪	二、二、二八八	二、二八八	二、二八八	西尾 末廣 (七、八三三)				
第一區	一〇、九二一	一〇、九二一	一〇、九二一	鈴木 文治 (七、三三四)	坂本孝三郎 (九、二四七)	小岩井 澄 (六、八八五)	古野 周藏 (三、〇七九)	無產大衆 (栗須 七郎) (二、二八八)
第二區	一五、七〇〇	一五、七〇〇	一五、七〇〇	鈴木 文治 (七、三三四)	坂本孝三郎 (九、二四七)	小岩井 澄 (六、八八五)	古野 周藏 (三、〇七九)	無產大衆 (栗須 七郎) (二、二八八)
第三區	一〇、九二一	一〇、九二一	一〇、九二一	鈴木 文治 (七、三三四)	坂本孝三郎 (九、二四七)	小岩井 澄 (六、八八五)	古野 周藏 (三、〇七九)	無產大衆 (栗須 七郎) (二、二八八)
第四區	一〇、九二一	一〇、九二一	一〇、九二一	鈴木 文治 (七、三三四)	坂本孝三郎 (九、二四七)	小岩井 澄 (六、八八五)	古野 周藏 (三、〇七九)	無產大衆 (栗須 七郎) (二、二八八)
第五區	一〇、九二一	一〇、九二一	一〇、九二一	鈴木 文治 (七、三三四)	坂本孝三郎 (九、二四七)	小岩井 澄 (六、八八五)	古野 周藏 (三、〇七九)	無產大衆 (栗須 七郎) (二、二八八)
合計	四、五、一六六	三、四、六一九	六、六、〇六三	鈴木 文治 (七、三三四)	坂本孝三郎 (九、二四七)	小岩井 澄 (六、八八五)	古野 周藏 (三、〇七九)	無產大衆 (栗須 七郎) (二、二八八)
京都	一、四、九二一	八九、二六五	一、四、九二一	吉川末次郎 (二、六三三)	河上 肇 (七、二五五)	水谷長三郎 (五、〇三三)		
第一區	七、二、九九九	六二、四一九	九、八、五三三					
第二區	一、七、八六三	一五、二、六八四	二、四、七四四					
合計	一、七、八六三	一五、二、六八四	二、四、七四四					
神奈川	八、三、三四	六、一、七五三	二、五、九〇〇	岡崎 憲 (三、一四六)	金井 芳次 (七、二七五)	神道 寛次 (六、四九七)		
第一區	八、三、三四	六、一、七五三	二、五、九〇〇	岡崎 憲 (三、一四六)	金井 芳次 (七、二七五)	神道 寛次 (六、四九七)		



第二篇 政治運動

第二區	五、一六四	六〇、〇八三	(一四、五五三)	片山 哲	(一四、五五三)	(五、八四一)	七、二七五	(六、四九七)	(神奈川 川島八三五)
合計	一三三、三六六	一三三、八六六	四〇、五三三	二六、七四一	(六、三九九)	七、二七五	六、四九七	(八、三三五)	
兵庫									
第一區	二六、三九九	一一三、五四二	九、八四八	(堤八五一)	河上丈太郎	八、五九九			青柿善一郎
第二區	九、〇三二	八七、〇六六	一一、二一一	米窪 滿亮	棚橋 小虎	四、一四九			
第三區	六六、九九三	六六、五三三	七、九三六	(八、七九九)	吉田 賢一	七、九三七			
合計	三〇一、四二五	二九九、一一〇	二九、〇一五	(六、九四八)	二〇、六七三	(一六、五七七)	(四、九七)		
長崎									
第一區	一一四、四八六	一一〇、八〇四	二、一三四	今村 等	二、一三四				
第二區	八三、七三三	六六、六七七	五、〇五五	小笠原寬一	五、〇五五				太田黒
合計	一九八、二一九	一七七、四八一	七、一八九	(三、四八)	二、一三四				(三、四八)
新潟									
第一區	—	—	(二、七七)						(井上三、七七)

第二區	八、三五六	七〇、九七七	一一、五五〇	(八、四三〇)	上村 進	一〇、二五五	(布施八、八六八)		西 謙一郎
合計	一九四、三三〇	一七九、四四五	一五、九四四	(三、七七一)	網野三千雄	三、三三五			日農須貝
第三區	二二、八三三	一〇七、四六六	五、三三〇	(五、三三〇)	網島五、三三〇	三、三三五			猪俣 浩三
合計	二九六、一六三	二八六、九二一	二一、二七四	(三、七七一)	松永 義雄	四、四六三			一、〇二九
埼玉									
第一區	一〇一、七六〇	九四、六〇一	六、〇八三	大澤 一六	須永 好	三、二九〇			日農坂本
第二區	—	—	(七、六六)	大澤 一六	須永 好	三、二九〇			日農畑
合計	一〇一、七六〇	九四、六〇一	六、〇八三	大澤 一六	須永 好	三、二九〇			(八、八四七)
千葉									
第一區	九九、〇六六	九五、二六六	一、三三五	竹尾 式	三、三三三				(千葉勞農)
第二區	七、五五五	—	(七、〇六六)	竹尾 式	三、三三三				石橋源四郎
合計	一〇六、六二一	九五、二六六	一、三三五	竹尾 式	三、三三三				一、三三五

第一章 一般的運動



栃木	第一區	100,310	八六,六八	10,806	(五八〇〇)	麻生久	10,806	(五八〇〇)	(日農大澤)	二,二二三
	第二區	四九,913	九三,五七四	五,七五	(二,一三三)	堀越幸四郎	五,七五	(五八〇〇)		
	合計	一五〇,三三三	一八〇,八六三	一六,五六一	(七,九三三)		一〇,八〇六			
奈良	第一區	一〇八,三三三	九三,六三三	一四,六四五	(八,七九九)	島中雄三	五,六六〇		(奈良統一)	八,六四五
	第二區	八三,〇〇九	六九,三三五	一四,三三一	(三,〇八九)	堀田馨一	一,三三九		(清原八,七九九)	
	合計	一九一,三四二	一六二,九六八	二九,〇〇六	(一一,八八八)					
三重	第一區	一三三,三三〇	一三〇,六六六	二,六六四	(三,四五四)	新谷宗一	五,六三三		(河合三,〇八九)	
	第二區	—	—	—	—		—		(山崎三,四五四)	
	合計	一三三,三三〇	一三〇,六六六	二,六六四	(三,四五四)					
愛知	第一區	—	—	—	—	勝田穂兼	二,〇七七		(日農加藤)	五,三三
	第二區	—	—	—	—		—		(日農高龜)	八,七六六
	合計	—	—	—	—					
静岡	第一區	—	—	—	—	白井治郎	四,〇〇六		(古屋一,二四)	
	第二區	—	—	—	—		—		(中部中澤)	一,六一九
	合計	—	—	—	—					
山梨	第一區	—	—	—	—	赤松克廣	三,五三三		(岩手無産)	九,七三四
	第二區	—	—	—	—		—		(宮城大衆)	一,四六三
	合計	—	—	—	—					

山梨	第一區	—	—	—	—	赤松克廣	三,五三三		(岩手無産)	九,七三四
	第二區	—	—	—	—		—		(宮城大衆)	一,四六三
	合計	—	—	—	—					
岐阜	第一區	—	—	—	—	山崎一雄	二,四三三		(藤森六,〇二六)	
	第二區	—	—	—	—		—		(六,九九)	
	合計	—	—	—	—					
長野	第一區	—	—	—	—	藤田喜作	二,五七四		(泉三,八八五)	
	第二區	—	—	—	—		—			
	合計	—	—	—	—					
宮城	第一區	—	—	—	—	小島利雄	一,四二二		(石渡春雄)	二,九四七
	第二區	—	—	—	—		—		(二,六八五)	
	合計	—	—	—	—					
岩手	第一區	—	—	—	—	青森	—		(二,九四七)	
	第二區	—	—	—	—		—		(二,六八五)	
	合計	—	—	—	—					
青森	第一區	—	—	—	—	合計	—		(二,六八五)	
	第二區	—	—	—	—		—		(二,六八五)	
	合計	—	—	—	—					



第二篇 政治運動

山形	第二區	八、〇四	六、三六	小島小一郎	二、二〇	(白旗六、二二)	白旗松之助	三、九六	
秋田	第一區	八、三三七	三、八三			(畠山三、九五)	(秋田無產)	金子洋文	四、四六
	第二區	八、五、四七	八、〇、八四	川俣清音	五、〇五	(澤田五、四六)			四、四六
合計	× 二七、六四	一六四、三五	九、四九	經塚茂一	一、六二	(八、九三)			四、四六
富山	第一區	七、四、四六	七、三、五五						
福井				森脇魁	一、三二				
鳥取									
島根	第一區	八、〇、三九	七、四、七						
岡山	第一區	一三〇、九五	一、二五、五九						
廣島	第一區	九、八、九七	九、八、六九						
第二區	× 八、五、七	八、七、四二	才津原積	一、二、三六					
合計	× 一八三、四四	一、七、六、〇	栗野谷藏	二、七、三三					

第一章 一般的運動

山口	第一區	九、七、六〇	九、八、八四						
香川	第一區								
第二區									
合計									
愛媛	第二區								
高知	第一區	六、〇、三七	五、六、七	佐竹晴記	四、一、四六				
第二區									
合計									
福岡	第一區	九、七、三九	八、六、三三						
第二區									
第三區									
合計									



第四區	八四、八七〇	七〇、四九七	三三、六三三 (四、六三〇)	小池 四郎 三三、六三三 (三、一七四)	—	—
合計	四三、五三〇	三五、八二五	一、七、四三〇 (五、三九三)	—	—	—
佐賀 第一區	五、七四四	四九、七五	二、〇一九	重松愛三郎 二、〇一九	—	—
鹿兒島 第一區	—	—	(一、一〇三)	—	—	—
第二區	八、五〇一	六、三〇三	三、〇三三 (二、四七二)	—	—	—
第三區 × 五、〇八六	—	四七、五七	七、七三三 山本龜次郎 七、六三三 (三、一六五)	—	—	—
合計	一六、五七	一五、六〇	一〇、七三三 (五、六三三)	—	—	—
沖 總	—	—	(一、六四四)	—	—	—
北海道 第一區	—	—	(二、八八七)	—	—	—
第二區	六、三三三	六、六九二	二、一〇五	—	—	—
第三區	—	—	(二、四九六)	—	—	—
第四區 × 八五、六四	—	七、六四	七、九三〇	菅 舜英 四、八元	—	—
合計	一五、〇三三	一四、四五六	一〇、〇三三 (六、〇八八)	—	—	—

【註】 一、括弧内は前回(一九二八年)の得票数、氏名の記載なきは前回と同一候補のもの

- 二、×印は有効投票数
- 三、前回との比較に於て、新「労働黨」と重要な質的差異がある「労働農民黨」とを對比したが、特に吾々はそこから多くのものを學ばねばならない。
- 四、「大衆黨」は前回の「日勞黨」及び「九州民憲黨」(福岡二區)との比較
- 五、地方無産黨欄中、三重(第二區)の上田音市君は選挙闘争同盟の公認候補
- 六、吾々は此の表からは〇〇×××及び選挙闘争同盟の活動を直接知る事は出来ない、唯、東京だけで「第五區の大井、大崎、澁谷各開票所からの百餘票をはじめ、第四區の本所、深川、浅草など市郡を通じて約六百票第五區だけの誤りの「佐野學」への投票があつた」(讀賣二月二十四日)ことを附記して置く

## 第二章 各無産政黨の活動

### 第一節 社會民衆黨

#### 一、創立より前年度迄の經過

#### (イ) 社會民衆黨の結成

社會民衆黨は大正十五年十二月五日東京に於て結黨式を擧げた。これより先第一次労働農民黨は三月



五日大阪に結黨式を舉げてより、左翼排除の問題について左右兩翼の抗争をはらみ、遂に十月二十四日第四回擴大中央委員會に於て左翼に對する門戸開放を決すると同時に、總同盟其他の右翼中間派團體、安部磯雄、賀川豊彦等の個人の脱退を見た。次いで十一月四日、安部磯雄、吉野作造、堀江歸一の三氏によつて新黨組織の提唱があり、これに對して、労働總同盟、獨立労働協會、工人俱樂部等は直ちに賛意を表し、こゝに右翼社會民主主義を標榜する社會民衆黨の成立を見たのである。

同黨は極右翼を標榜し、共產主義排除をモットーとして、ブルジョアよりも××的プロレタリアーにより鋭く對立するものである。社會民衆黨結成の意圖は、遠く政治研究會の分裂、總同盟、評議會の對立激化の時代に原因し、總同盟及び政治研究會内の小ブルジョア右翼分子は成立する無産政黨を右翼政黨たらしめる爲に努力してゐた。然るに農民労働黨結成に於いて總同盟一派の主張が通らず、あべこべに除外されんとする形勢に至るや、總同盟鈴木文治氏は警視總監に諒解を求め、農民労働黨は遂に解散されるに至つた。次いで成立した労働農民黨内に、總同盟は自己の主張を盛らんとしたが、これ又貫徹されず、左翼の全國的擡頭の勢に押されて左翼的勢力が黨内を支配せんとするや、早くもこの形勢を見て取つた總同盟を中心とする右翼勢力は之を脱退し、安部、吉野、堀江等の小ブルジョア學者を先頭に立て、こゝに社民黨樹立を計畫した。

爾來社會民衆黨は益々右翼的色彩を明瞭にし、議會主義、勞資協調主義を高調して、官業、海員組合、海軍聯盟等右翼團體を巧みに自黨の支配下におき、又小ブルジョア層の獲得に努めた。同黨が労働階級なる名稱を排して勤勞階級なる名稱を用ひてゐることにその用意を見ることが出来る。

### (「) 支那革命と社會民衆黨

一九二七年支那國民革命の擡頭に對し我プロレタリアの採つた態度は、各無産政黨によつてその各層を代表するものであつた。

戰鬪的労働者農民は勿論支那革命を極力支持し、××帝國主義の干渉に反對して鬪争した。

支那革命が三月蔣介石のクーデターによつて革命勢力二分するや、漢口に結集したプロレタリア勢力に對して、蔣介石を中心とする南京政府は反動軍閥及び國民ブルジョアジの勢力として、列強帝國主義と提携し、支那革命を壓殺せんとした。社會民衆黨はこの南京政府を支持し、昭和二年五月特使として中央委員宮崎龍介、松岡駒吉の兩名を南京に派遣した。爾來南京政府と友誼關係を保ち、今日に至つてゐる。

### (ハ) 府縣會議戰

昭和二年秋に於ける府縣會議戰は普選後の第一回地方選舉であるが社民黨は二府十六縣に亘り三十八名の候補者を立て、六名の當選者を見た。當選者氏名は次の通りである。(總得票五五、二五七)

塚本重藏 (大阪此花區)  
師義三 (宮城縣)  
白井治郎 (山梨縣)  
大野金吾 (岐阜縣)



小笠原勲一(長崎縣)  
山本龍二(廣島縣)

(二) 第一次衆議院總選舉

普選による第一次衆議院選舉戦は昭和三年三月行はれたが、此時社民黨は二府九縣に亘り十九名の候補者を立て、此内四名の當選者を見た。(總得票一二九、八六三)

安部 磯雄 (東京二區)  
西尾 末廣 (大阪二區)  
鈴木 文治 (大阪四區)  
龜井 貫一郎 (福岡二區)

(ホ) 市町村會選舉戦

昭和四年度に於ては、普選最初の市町村會選舉戦が行はれた。同選舉の結果社民黨の獲得したる議員數を挙げれば左の如し。

市名	立候補	當選	市名	立候補	當選
東京	七	五	大阪	四	一
八幡	一	九	堺	一	一
尼ヶ崎	一	一	津	一	一
長崎	一	一	盛岡	三	一

府縣別	町會議員	村會議員	計	府縣別	町會議員	村會議員	計
前橋	一	一	二	下關	一	一	二
横須賀	六	三	九	和歌山	一	一	二
神戶	四	一	五	仙臺	三	一	四
福岡	一	一	二	高知	一	一	二
京都	四	一	五	尾道	一	一	二
廣島	一	一	二	西宮	一	一	二
熊本	一	一	二	八王子	二	一	三
名古屋	四	一	五	瀬戸	一	一	二
金澤	一	一	二	合計 (二五市)	七五	四二	一一七

町村會選舉當選者數

府縣別	町會議員	村會議員	計	府縣別	町會議員	村會議員	計
北海道	一	三	四	秋田縣	四	一	五
宮城縣	六	一〇	一六	福井縣	一	一	二
岩手縣	二	二	四	福島縣	一	一	二
栃木縣	一	二	三	群馬縣	三	一	四
新潟縣	一	二	三	富山縣	六	一	七
長野縣	一六	二五	四一	埼玉縣	三	一	四
神奈川縣	四	一一	一五	東京府	三一	八	三九
靜岡縣	一	三	四	滋賀縣	四	一	五
和歌山縣	一	一	二	大阪府	一	一	二
兵庫縣	四	一〇	一四	廣島縣	二	一	三



高知縣	三	六	九	山口縣	一	四	四
福岡縣	一	二	二	長崎縣	一	四	四
合計	九三	一〇四	一九六				

(ハ) 無産黨合同問題

大正十五年末労働農民黨の分裂以來、無産政黨の戦野は分裂に分裂を重ね、随つてこれに對する支配階級の彈壓強烈となるや、一般大衆の間から戦線統一の要求が起つて來た。昭和二年秋、日本労働黨は全無産政黨の合同を提唱したが、これに對して社會民衆黨は共產主義排撃の精神から、日労働黨は一方に於いて福本主義を排撃し乍ら他方第三インターナショナルを支持する態度を示してゐるが故に、日労働黨が共產主義排除の立場を明瞭にする迄合同せずと回答した。爾來社民黨は、左翼及び中間派の間に上る合同の懸聲に常に冷淡なる態度を持し、他方右翼労働組合及小ブルジョア層の吸収に努め、又無産黨分立の餘波を受けて簇生した地方無産政黨との單獨合同に進んだ。

社民黨が成立以來吸収した地方無産政黨は次の通りである。

構成團體名	昭和年月日
社會民政黨 (福 岡)	三、二二、一〇
勞農民衆黨 (名古屋)	三、三、四
佐世保民衆黨 (佐世保)	三、一〇、二六
弘前自由黨 (弘 前)	四、一、一五
獨立民衆黨 (吳)	四、七、二一
官業八幡同志會及共同研究會	
官業名古屋向上會	
海聯佐世保勞愛會	
海聯吳海工會	

藝南民衆黨 (廣 島)  
徳山民衆黨 (山 口)

海聯徳山燃工會

四、七、二一  
四、七、二三

(ト) 民衆黨の分裂

かく民衆黨は右翼を標榜し來つたが、内部にはこの傾向に對立する氣運も生じ、特に黨の露骨なる反動化、小ブルジョア層への移行に對するプロレタリア分子の反對は強くなり、遂に昭和四年十二月第四回全國大會に於て大分裂を見るに至つた。

この分裂は最初總同盟大阪聯合會の分裂問題に始まつた。即ち西尾等に對立する田萬、大矢、鈴木等が先づ分裂し、次いで労働組合全國同盟を組織し社民黨に對しても革正の烽火を擧げたので、民衆黨本部は島中雄三等六名の中央委員を派遣して真相を調査し、鈴木、本山等八名の中心人物に對し全國同盟脱退を勧告し、全國同盟に對して社民黨中傷の聲明書に對する謝罪文を要求した。全國同盟では略これを承認せんとしたが、大阪に於ける對立は益々烈しくなり、遂に同問題は持ち越しの儘大會に臨んだ。

大會は十二月八日より東京に開かれたが、第三日目に至つて遂に同問題で決裂し、全國同盟は脱退した。これにより社民黨は唯一の大根據たる大阪の大半の労働者を失つたのであるが、更に大會後東京、千葉、長野、北海道、山梨、群馬、其他の支部有志四十餘名は、中央委員宮崎龍介を中心に「社會民衆黨反動化防衛全國協議會」を組織し大阪の運動と合流し、分裂問題は全國的となり、分裂派は翌年全国民衆黨を結成した。社民黨はこの分裂に對し「これ單に一部勢力の減殺に過ぎず、黨の全國的勢力に至つては微動だもせざるのみか寧ろ黨指導精神の確立強化の爲更に一段の擴充の契機を齎すものと信ず



る。」と稱してゐるが、事實上受けた打撃は甚大にして、その結果は翌年の總選舉に大に影響を及ぼしたのである。

### 二、昭和五年度の闘争

#### (イ) 選挙闘争

衆議院選舉戦については其項に説いたのでこゝには略す。

市町村會に於て、前年度の殘部の改選が行はれた。即ち市會に於ては十四市、町村會に於て八の町村に於て社民黨は戦つた。其結果は次の通りである。

市會	市名	立候補者	當選者	市名	立候補者	當選者
市會	立候補者	當選者	市名	立候補者	當選者	
大津市	三	一	門司市	三	二	
甲府市	一	一	佐世保市	一〇	六	
若松市	二	一	濱松市	一	一	
久留米市	一	一	室蘭市	一	一	
札幌市	一	一	釧路市	一	一	
小樽市	一	一	川越市	一	一	
函館市	二	二	大阪西淀川區	二	一	
長崎市	一	一	計	三五	一五	
横濱市	五	二	總得票	一一、六八七	一	
町村會	立候補者	當選者	町村會	立候補者	當選者	
北海道	五	三	長野	一	一	

神奈川	三	二	福島	一
京都	五	三	計	一七
東京	二	一	總得票	一一、二七五

#### (ロ) 五十八特別議會

四月二十一日より三週間開會された五十八特別議會に對して、社民黨は無産黨議會對策共同委員會に參加し、西尾片山兩代議士を通じて戦つた。社民黨よりは労働組合法案、失業手当法案、選挙法改正案を該共同委員會を通じて提出、組合法案は片山代議士、他の二法案は大衆黨松谷代議士を通じて説明し其他豫算委員會に對する西尾代議士の産業合理化糾弾演説等によつて闘争した。

#### 生活費低減闘争、失業反對闘争、労働組合法獲得闘争 争議に對する應援

各一般政治闘争の其項に述べたるを以て略す。

#### 官業民營化反對闘争

逓信省に於て七月小泉逓相が電話民營計畫を發表して以來政府は着々其準備を進め、次いで商工省産業合理局に於て製鐵業合理化の名の下に八幡製鐵所を中心とする半官半民の大合同會社を設立する計畫を進めてゐるに對して、社民黨は七月十二日中央委員會に於て電話民營反對聲明書を發表した。又製鐵



所民營案については、九月執行委員會に於て對策を協議し、官業八幡同志會と提携、同志會代表及選友同志會代表を以て協議會を開き、協議の結果三團體の名を以て聲明書を發表、九月二十九日、黨本部の龜井、赤松、官業労働の渡邊善壽、渡邊年之助、關直矢、選友同志會の當清の六名の代表者は河田大藏次官、横山商工次官等を訪問、聲明書を手交した。

次いで十一月四日、東京小石川傳通會館に於て官業労働者待遇低下反對、失業減收反對、官業民營化反對、全官業労働者大會を開催、左の決議をした。

決議

- 一、吾等は緊縮算編成に伴ふ官業労働者の労働時間短縮による収入減又は解雇に絶対反對し飽く迄其貫徹を期す。
- 二、現政府當局が電話事業並に製鐵事業を民營會社に賣渡さんとする暴案は、其非募債主義行詰りの窮餘の一策にして公益事業を一部資本家の喰物とし、國家收入を彼等に壟斷させんとするものと言はざるを得ない。我等はこの兩事業の民營化は時代逆行の資本家救済案以外の何物にもあらざる者にして正に全従業員五萬が之によりて資本家的搾取の大嵐に曝されんとしつゝあるものと認む。この大危機に當つて我等は電話事業並に製鐵事業の民營化絶対反對を表明し、これが即時撤回を期す。
- 三、軍備の縮少は世界的輿論にして又日本國民の總意である。然れ共誤れる政府諸政策が益々失業問題を深刻ならしめつゝある今日、官業工場の労働者を失業群に投ぜんとするは社會政策の根本を誤れるの甚しきものである。我等は官業労働者なるの故を以て獨り軍縮の犠牲を負擔するの理由を認めず。故に我等は時局の重大なるに鑑み全官業労働者大會に於てこれが具體的對策を樹立し、失業及減收に絶対反對す。

尙十一月二十四日東京淺草公會堂に於て電話民營反對演說會を社民黨並に選友同志會、電話加入者組

合と共同して開催し左のスローガンの下に闘つた。

- 一、公益事業を營利化する電話民營反對。
- 一、大資本家を肥やす電話民營反對。
- 一、小商工業者を苛める電話民營反對。
- 一、電話従業員の生活を脅やかす電話民營反對。

(ハ) 第五回全國大會

社會民衆黨第五回大會は十二月七、八、九の三日間東京芝協同會館に開催された。これに先つて全國大衆黨大會は全無產政黨合同案を決議し、社民黨にも提案し、社民黨支部の中には、新潟の如く既に大衆、勞農と合同協議會をつくつてゐるものもあり、各地支部に合同の氣勢が上つてゐるので大會の成行は頗る注目された。

大會は出席代議員四百二十九名を以て開會され、地方狀勢報告に先づ北海道、山梨、群馬、新潟等合同の抱負を述べたが、本部はこの問題を最終日に廻し、その間に本部の方針を通過させるべく周到の用意を以て、合同問題に關する質問等も一切最終日に廻すことにし、屢代議員と折衝し乍ら議事に入つた。

議事

- 一、工場法改正に關する件 可決
- 一、人身賣買絶對禁止法要求の件 可決
- 一、救護法實施要求に關する件 可決
- 一、炭礦被害土地陥没補償法制定の件 可決



一、黨則改正の件

イ、大會を十二月又は一月とする。

ロ、代議員選出比率改正

ハ、中央委員選出比率改正

可決

一、最低賃銀法制定の件

可決

一、自主的船員保険法實施の件

可決

一、労働、小作裁判所設置並に思想判事設置の件

可決

一、機船底曳網漁業全廢に關する件(全廢でなく制限と修正)

可決

一、醫療社會化に關する件

可決

一、責任政治完成に關する件

可決

一、婦人の政治的自由獲得に關する件

可決

一、青年運動に關する件

可決

一、立禁止毛生蘭差押絶対反對

可決

一、官業共済組合法人化に關する件

可決

一、俸給生活者保護法制定に關する件

可決

一、日本經濟改造案樹立に關する件

可決

一、帝國農會反對の件

可決

一、暴壓諸法令廢止に關する件

可決

一、恩給制度改正に關する件

可決

一、一般労働者保護法制定に關する件

可決

一、居住權確立に關する件

可決

一、濱口内閣彈劾案

可決

- 一、失業反對闘争に關する件
- 一、軍縮に依る失業徹底的救済の件
- 一、民衆生活費軽減闘争に關する件
- 一、戦線統一に關する件

可決  
可決  
可決

大會の中心議題たる「戦線統一に關する件」については開會當初より既に緊張した場面を見せ、第二日目には代議員中より日程變更の動議出で、本案を大會最終日に廻す本部の措置に對して反對の聲があつた。然し採決の結果三十數名の少數で破れ、愈々第三日目に上程、新潟、京都より即時合同案を提出して對立し猛烈なる討論の後採決したが、四百對十九で即時合同案は破れ左の如き本部案が通過した。

決議

從來指導精神を無視する機械的單一無産政黨論が空莫たる場當りの人氣を博し乍ら、今日に至る迄實踐上何等の成果を結び得ざることとはそれが全く合理的根拠を缺くからである。社會民主主義による合同か、共產主義による合同か道は二つしかない。我等が過般中央委員會に於て我黨と同一又は近似の指導精神を有する無産政黨の戦線統一を主張したる所以も又こゝに有する。しかして現下の客觀的状態は、我等の戦線統一の方針の正しきを益々立證するのみである。我等は今や前古未曾有の殺人的不景氣の嵐に直面し、無産階級の生活苦難愈々激烈化しつゝあるに當り最も合理的なる戦線統一の具體的第一步を踏み出すべきは社會運動の擴大強化を念とする我等の階級的責任なりと信ずる。茲に於て我等は戦線統一の第一として全國大衆黨に對し左の提案を爲すことの妥當なるを斷定するものである。

- 一、社會民衆黨との間に兩黨共同委員會を設置すること。
- 一、共同委員會は共同闘争及び選舉協定を行ふものなる事。
- 一、共同委員會は本部、府縣聯合會、支部分會それぞれ設置すること。



- 一、共同委員会に出席する我黨委員は黨各機關の監督統制を受くること。
  - 一、共同委員會の設置時期及び設置方法は全國的劃一主義を廢し各地方の黨情勢に適合する様慎重にこれを定め、且黨上級機關の承認を受くること。以上
  - 一、勞働組合法獲得に關する件 可決
  - 一、議員行動に關する件 可決
  - 一、農村窮乏打破に關する件 可決
  - 一、植民地自治に關する件 可決
  - 一、官業民營化反對運動に關する件 可決
- 残り十一議案は一括して新中央委員に付托して閉會した。

## 第二節 全國大衆黨

### 一、日本勞農黨より日本大衆黨への推移

#### (イ) 日本勞農黨の創立

舊勞働農民黨の創立第一年、左翼加入問題で中間派及び右翼の脱退を見た後、一方に右翼の日本農民黨及び社會民衆黨結成運動起ると共に、總同盟の左翼(麻生久、加藤勘十、望月源次、藤岡文六等)と日本農民組合内の右翼(須永好、三宅正一、杉山元治郎氏等)の間に、新黨結成運動が起つた。さうして總同盟分裂派の日本勞働組合同盟、日本農民組合を分裂した全日本農民組合、勞農黨を義に脱退した日本勞働組合總聯合、司厨同盟、製陶勞働同盟を中心として、遂に大正十五年十二月九日東京に、日本

勞農黨結黨式が挙げられた。

日本勞農黨は、極左と極右を排し、眞に階級的正道を歩むものであると聲明し、中間派的性質を明らかに示してゐる。

#### (ロ) 府縣會及衆議院選舉戰

昭和二年度を通じて日本勞農黨は金融恐慌に對し、全國勞農大會を提唱して左翼の指導する工場代表者會議運動、農民大會運動に對立せしめ、對支非干涉に於ては、南京政府と武漢政府の對立時代に於ても所謂中間派態度を以てこの何れをも支持せず、統一された曉を以て支持せんといふ態度を持してゐた。

昭和二年秋の府縣會總選舉には

- イ、知事公選、ロ、知事の原案執行權廢止、ハ、民衆負擔惡税の撤廢、ニ、惡府縣令の撤廢、ホ、富豪脱税の嚴罰、ヘ、土木事業の公正、ト、勸業費の公益使用、チ、實業補習教育の擴充、リ、金權政治の打破、民衆政治の確立

といふスローガンの下に選舉戰を開始し、三十三各の候補者を立て、三名の當選者と四萬六千の得票を獲得した。

當選者左の如し。

- 石山 寅吉 (栃木縣)
- 坂本 勝 (兵庫縣)
- 行政長 藏 (同)

昭和二年度大會に於ては、支部數七七、支部準備會二七、黨員數一七、〇三九と報告された。



この大會前に於て日勞黨は全無産黨の合同を提唱すべく準備中であつたが、これにさきんじて勞農黨に合同を提唱され、日勞黨は福本イズム排撃なる條件を附するに至り、合同運動は頓座した。

昭和三年度普選による最初の衆議院選挙には、日勞黨は十四名の候補者を立て、一名の當選者を見た。總得票數八五、〇九九。

當選者

河上丈太郎（兵庫縣）

### （ハ）七黨合同の成立

總選挙後三・一五事件に依つて左翼は大弾壓を受け、勞働農民黨は解散され、政府の狂暴なる彈壓の下に、戰闘的勞働者農民の陣營より脱落するものを生じて來た。即ち東京に於て鈴木茂三郎、黒田壽男等は無産大衆黨を結黨し、日勞黨はこの左翼受難の期に乗じて一方農民組合の合同（四月日本農民組合と全日本農民組合の合同成立）、他方無産大衆黨との提携を通じて無産政黨全合同の旗を押し進めた。九月には勞働組合總聯合の提唱により全國組合會議が提唱され、一層戰線統一の熱が高まつたが、日勞黨の合同運動は「宗派分裂主義排除」の名の下に飽く迄××的陣營と對立主義の下に押し進められたのである。この運動は十二月になり愈成立して、日本農民黨、無産大衆黨、九州民憲黨、中部民衆黨に、信州大衆黨、島根自由民衆黨を加へて、七黨合同として昭和三年十二月二十日東京に結黨大會を開き、新黨を日本大衆黨と命名した。新黨の執行委員長は高野岩三郎氏を推薦したが、同氏は病氣の爲受諾しな

かつた。書記長には農民黨の平野力三が就任した。

### （ニ）清黨運動による分裂

七黨合同によつて成立した日本大衆黨は未だ内部の統一融合充分ならず、各自舊黨の意識によつて支配され、合同後の運動は敏活を缺いてゐた。偶々清黨運動の勃發によつて、この弱點は曝露された。

清黨運動は大衆黨幹部たる麻生、平野の二氏が、政友會總裁田中義一より金を收受したといふ問題を舊日勞黨福田狂二氏が四年一月に「清黨」なるリーフレットによつて發表した事に始まり、舊大衆黨幹部が是に参加し遂に五月無産大衆黨系幹部の除名、日本農民黨の脱退を見るに至つたもので、其後舊無産大衆黨系は分裂反對同盟を組織し、後に東京無産黨として十二月二十五日結黨した。日本農民黨系は、脱退後社會民衆黨に合同を提議したが拒絶され、「地方政黨」として結成することゝなつた。猶中部民衆黨も清黨運動に伴ふ黨内紛に際し、六月九日脱退して地方政黨に復し、獨り民憲黨のみ解體して大衆黨支部として組織替へをしたので、この七黨合同は結局、日勞黨と民憲黨との合同たるかの如き感があつた。

## 二、昭和五年度の闘争並びに

### 日本大衆黨より全國大衆黨へ

「衆議院選挙」戦に就ては前項に述べたるを以て略す。



(イ) 對五十八議會闘争

四月二十一日より開かれたる五十八特別議會に對し、大衆黨は左の方針を決定した。

- 一、議會對策共同委員會の提唱。
- 二、議會對策の基準。

(イ) 無産黨独自の立場を以て進むこと。

(ロ) 預口内閣不信任。

(ハ) 院内外の運動を連繫し、失業救済、労働立法獲得、小作法獲得のための大衆的運動を展開すること。

この方針に基づき、議會對策共同委員會は四月十八日第一回會合を開き、片山、赤松、松永、小山(以上社民)、松谷、淺原、河野、加藤(以上大衆)、細迫(勞農)の各黨代表出席、次の規約を議定して正式に委員會の成立を見た。

規約

- 一、無産黨各議員は院内に於て無産黨議員團を組織すること
- 二、社民黨、勞農黨、大衆黨は共同政策實現の爲に「無産黨議會對策共同委員會」を作ること
- 三、共同委員會は各黨代表三名を以て組織すること、各黨代議士はこれに出席して發言することを得
- 四、議員を有せざる無産黨にして共同委員會がその資格を認めたるものは代表者一名を共同委員會に出席せしめ、發言せしめることを得
- 五、共同委員會は各黨一名宛の幹事を置く
- 六、共同委員會は多数決制に依らずして協議制とす
- 七、共同委員會の主たる任務は提出議案の調査及び作製とす

八、無産黨議員團及び無産黨議會對策共同委員會は繼續的機關とす。

(ロ) 農村對策委員會問題

日本大衆黨は、黨と組合の連絡を緊密にする爲に、黨内に農村對策委員會を設置した。昭和四年六月十五日の擴大委員會に於ける農村對策に關する決定は同委員會の性質を規定してゐる。曰く

一、農民運動の指導連絡を計り、進んで農村對策の根本方針を決定する爲黨本部に農村對策委員會を置く

二、農村對策委員會には法律部を設け、常任書記を置き、辯護士團の連絡統一の任に當る

三、黨關係の辯護士を以て辯護士團を組織し辯護士の連絡統一を合理化すること

(イ) 辯護士團を關東關西に分けること

(ロ) 辯護士團は本部との連絡を密接にし、各地の争議に對する應援訴訟事務の整理を敏活にすること

(ハ) 辯護士團會議を毎月一回開催すること

四、府縣聯合會に同様に農村對策委員會を設け、農民組合との間に緊密な連絡を作り、本部農村對策委員會の方針に基き農村争議その他農民組合運動の指導連絡の任に當る

五、小作立法の獲得を以て農村政治運動の當面の目標とし、請願署名運動をなすこと

六、農民組合運動の明確なる基準と大衆黨の農村對策を研究調査し、農村綱領を作成する爲特別委員會を置く

この農村對策委員會は、黨と組合の關係を緊密ならしむる爲に成立したと言はれてゐるが、其後全農内に於て、大衆黨系組合は次第にこの農村委員會を中心として結合し、全農總本部の統制を離れる様になり、又未組織農民の獲得の場合にも全農の名に依らず、大衆黨農村委員會の名に依つてなす場合が多く、農民戦線統一の方向に反するものとして各所に批難の聲を聞くに至つた。



### (八) 労働組合政治連絡委員会

同委員会が農村対策委員会と同様の目的を以て、四年度の十一月に組織されたものであるが、同委員会は主として大衆黨の影響下にある。

日本労働組合同盟、日本労働組合總聯合、横浜市従業員組合、神戸市従業員組合、商船同志會、日本警察労働同盟をこの關係組合としてゐる爲に全農内に於けるが如き問題は起らない様である。

同委員会は昭和五年上半期に於て自主的労働組合法獲得闘争、失業反對闘争、鐘紡争議、市電争議、洋モス争議等に活躍した。

### (二) 全國大衆黨の成立

總選挙に於ける無産黨側の惨敗は再び戦線統一の問題を具體化した。社民正義派の組織する全國民衆黨(一月十五日結黨式)は選挙に於て日本大衆黨と選挙協定成立して合同への一步を進め、昭和四年末大和无産統一無産黨、勞農大衆黨(京都)、岩手無産黨、千葉勞農黨、中國無産黨(後に宮城大衆黨、東京無産黨も参加)に依つて成立した無産政黨戦線統一協議會も成立と同時に合同申込をして居り、合同成立の可能性は漸く増して來た。

選挙後、勞農黨、社民黨は各々合同に對する態度を明らかにした聲明書を發し、一方各黨の立場を離れた無産政黨合同促進協議會が作られ、社民より安部、島中、下中、大衆黨松谷、賀川、勞農黨河上、其他水谷、塚、永井、北澤の諸氏出席、數回に亘つて懇談會が開かれた。

三月二十四日勞農黨中央委員會より各政黨に對して合同に關する協議會が提唱され全國民衆黨、統一協議會はこれに参加を承認したが、日本大衆黨は

- 一、我黨は全合同を最善の合同方針とす
  - 二、勞農黨提唱の全合同は社民黨の拒絶により既に全政黨を網羅する協議會の成立すらも妨げられてゐる。我黨は獨立した立場に於て先づ全政黨を一堂に會せしめる爲に努力し、我黨合同方針の實現に努むべし
- と決定し、勞農黨に對して

(イ)從來黨内デモクラシーを主張せる勞農黨が卒然として常任中央執行委員會の決定のみによりて惶惶合同を提唱せる事實

(ロ)合同の提唱と同日勞農黨本部がその支部聯合會に發した達示に於て提唱に應ずるものは戦線統一協議會のみの見透しの下に提唱せりと言ひ、これを拒否する他黨幹部の分裂主義を曝露し戦線統一に熱意を有するものは我黨のみなることを大衆に示さんとする意圖たることを揚言せる事實

につき質問書を發し、勞農黨に對して次の如き要求を提出した。

- 第一、二月二十八日の聲明書に於て聲明せる黨内批判の自由確保を以て合同の必須條件なりとする主張は再度明瞭にこれを取消すこと
  - 第二、従つて同時に立黨以來の合同方針及び態度、則ちその傳統的分裂主義に基く戦線統一主義を變更したること
  - 第三、他黨幹部の分裂主義を曝露する政略の爲に合同を提唱したることを廣言し、他黨擾亂の戦術を通達せる三月二十四日附の支部聯合會に對する達示を取消し、その誤謬なりしことを聲明すること
  - 第四、大山都夫君が從來しばしば他黨をエセ無産黨なりと漫罵せる態度を改め大衆的に附議すること
- 等を求めたので、勞農黨は、右の回答を合同協議會の席上なすべしと回答したが、大衆黨は四月二十



六日改めて合同提議を全國民衆黨及び無産政黨戦線統一全國協議會に向つてなし、兩黨これに應じて屢々會合を重ねたる後、七月七日三黨合同協議會を東京協調會館に於て正式に開會、愈七月二十日を以て全國大衆黨の結黨式を挙げた。

#### 全國大衆黨結黨式

結黨式は七月二十日東京協調會館に於て開かれ、議長に松谷與二郎、副議長に宮崎龍介、水谷長三郎を選任、各黨の経過報告に次いで、麻生(大衆)、宮崎(全民)、堺(統一協議會)の三氏が壇上に現はれて日本大衆黨、全國民衆黨、無産政黨統一全國協議會は全大衆の名に於てこゝに合同を嚴肅に宣誓す

と合同宣誓をなし、黨名を全國大衆黨と決定、綱領政策を可決し失業反對、農村窮乏打破、自主的労働組合法獲得等の闘争方針を決定した。

#### 結黨大會宣言

(前略)無産階級の唯一の正しい方向は被壓迫階級の單一にして鞏固なる戦線の形成に依つて斷乎としてこれに對抗することである。過去數年に亘る分裂主義と分裂政策とが培つたあらゆる對立と分裂とを克服して、こゝに合同政黨の成立を見たることは、かゝる客觀的状態の下に大衆が如何に熱烈に戦線統一を要求してゐるかを決定的に實證したるものに外ならぬ。(中略)三黨合同は即時に實現せられ得る最大限度の合同であると同時に、この合同は全的合同に依る單一政黨實現への一步である。それは劃期的な一步ではあるが、然し社會民衆黨及び勞農黨の指導者の分裂主義のために、現在の合同が全的合同たることを妨げられそして光輝ある合同大會に於て吾等と共に眞實に戦線統一の熱望を同じくする兩黨の大衆諸君と握手し得なかつたことを吾々は遺憾とする。我が黨の展開する日常闘争に依つて吾々は此等の諸君と緊密に手を握り合ひ、そして諸君の統一への要求と壓力とが必ずや諸君を束縛してゐる分裂主義から諸君を解放することを信じて疑はない。大衆の意欲と行動とは分裂主義的指導に對する單一大衆

黨の方向の正しさを事實に依つて立證するであらう。(下略)

### 恐慌に對する闘争、失業反對闘争、反労働者農民法令に關する闘争

各前項參照

#### (末) 昭和五年度全國大會

全國大衆黨昭和五年度大會は十二月一日より三日に亘つて開會、合同後の同黨第一回の大會であるが勞農黨の解消問題を始め、大衆闘争の昂揚に依つて、大衆の左翼化は怒濤の如き勢を以て進み、勞農黨の解消運動は大衆社民に及ぶかの形勢に見えた。これに對して大衆黨幹部の方針は、合法無産黨の合同の方向へこの大衆闘争を導く可く努力し、かくして合同問題は大會の中心題目となつたのである。

大會は二百七十四名の代議員を以て構成され、官憲の×歴はこの合法政黨の大會に迄及び、第一日に早くも大會の解散を見た。第二日目、三日目は無事に終了、次の議案の可決を見た。

- 一、一般運動方針
- 一、規約改正の件
- 一、第五十九議會に對する闘争方針の件
- 一、地方議會闘争方針の件
- 一、社寺院強制寄附反對の件
- 一、府縣會議員選舉闘争の件



- 一、殖民地に於ける政治的差別撤廃の件
- 一、封建的賤視差別撤廃の件
- 一、合同問題に關する件
- 一、生活防衛闘争に關する件
- 一、内部方針に關する件
- 一、香川縣無産戦線再建に關する件
- 一、社會立法に關する件
- 一、青年團其他スカップ排撃の件
- 一、農會總代選舉の件
- 一、軍備縮少の件
- 一、税制改革の件
- 一、大衆動員組織の件
- 一、農村窮乏打破に關する件
- 一、製鐵所合同反對の件
- 一、樞密院貴族院廢止の件
- 一、殖民地問題に關する件
- 一、犠牲者家族救済の件
- 一、青年部確立に關する件
- 一、露領漁業労働者に關する件
- 一、濱口内閣打倒の件
- 一、暴壓反對闘争に關する件
- 一、帝國主義戦争絶對反對の件

合同問題は、新潟、岡山、京都、東京、廣島、栃木、茨城、千葉、和歌山、長野、宮城、埼玉、秋田、熊本、山梨、山口、福岡、神奈川、奈良、岐阜、愛知、青森、群馬の二十三府縣より提出されてゐるので、これら聯合會代表者會議を開き、原案を可決十名の代表を選んで即時勞農黨、社民黨へ合同を提議した。

### 第三節 勞 農 黨

#### 一、舊勞農民黨より新勞農黨結成迄の經過

#### (イ) 勞農民黨の結成

日本無産階級が政治運動に進出してより、各々分派によつて政黨を結成する迄の過程は、主として勞農民黨の結成分裂を中心として展開される。

大正十三年日本の無産階級が政治運動への轉換を宣言して以來、無産階級の間には政黨結成の氣運が澎湃として起つて來た。その具體的現はれは、大正十三年六月政治研究會の成立となつて現はれ、翌十四年普選法が第五十議會を通過し、その總選舉が目前に迫るや、この問題は更に一層具體化し、同年六月日本農民組合の提唱により「無産政黨組織準備委員會」が組織された。かくて十二月「農民勞働黨」の名の下に結黨式を擧ぐるや、若槻内相の命によつて解散を命ぜられ、次いで第二の政黨結成運動に移つた。この運動は「無産政黨準備懇談會」の名によつて起され、左翼の評議會無産青年同盟、政治研究會、



水平社無産者同盟を除外して三月五日大阪に結黨式を挙げたのである。これが第一次労働農民黨の誕生である。

當時の参加團體は

日本農民組合、日本労働總同盟、日本労働組合總聯合、日本製陶労働同盟、官業労働總同盟、東京市電自治會、日本司厨同盟

の七團體で執行委員長杉山元次郎、書記長三輪壽壯（最初莊原達）といふ顔觸であつた。

### (ロ) 右翼中間派の分裂

労働農民黨は左翼分子を除外して結黨したが右翼は何等積極的活動を開始せず、只管に左翼分子の潜入を恐れ、六月に至るも支部一つ出来ぬ状態にあつた。一方大衆の間には、左翼排除に對する反對が強く、日本農民組合等を中心として、左翼に對しても門戸を開放すべしとの議論が盛に起つて來た。

一方隠忍自重してゐた評議會其他は、右翼のサボタージュに對して、斷然從來の態度を棄て、積極的に出て、農民組合を中心に支部組織、支部への個人加入を開始した。それと同時に大衆の間より門戸開放の叫びが次第に盛になり、遂に日本農民組合が斷乎として門戸開放の方針を決定するや、十月二十四日第四回中央委員會に於て、總同盟、總聯合、自治會、司厨同盟、官業労働の五團體及び安部磯雄、賀川豊彦、書記長三輪壽壯等各々脱退を聲明するに至つた。残つた日本農民組合、製陶労働の代表は直ちに前後處置について協議し、全國の支部を承認し議會解散運動に参加して活潑なる活動を開始した。脱退した諸團體は、總同盟、官業を中心とする社會民衆黨、總同盟左翼と日本農民組合右翼を中心とする

日本労働農民黨に結成し、曩に日本農民組合を脱退した山梨縣聯合會を中心とする日本農民黨と共に、四派鼎立の形勢を演じた。

労働農民黨は第一回黨大會に於て杉山元次郎の委員長辭任を承認し、大山郁夫を新に委員長に推し、細迫兼光を新書記長とした。

### (ハ) 更生後の闘争

右翼、中間派脱退後の労働農民黨は、労働者農民の左翼的政黨として、活潑なる活動を開始した。即ち京都府聯合會の提唱になる議會解散請願運動に全支部を動員し、十二月一日を請願デーとして大衆的動員の計畫を立て、街頭署名、演說會等に活潑に闘争した。

昭和二年支那革命に田中内閣の出兵干涉起るや、對支非干涉同盟と提携して支那革命を支持し、出兵反對運動、支那視察團派遣運動等に努力した。

同年金融恐慌の勃發に面しては労働者の間に起つた工場代表者會議の運動を支持し、金融資本家救済の爲政府が支出せんとする特別融通法案反對の運動、次いで失業手当法、最低賃銀法、八時間労働法、労働婦人保護法、健康保險法徹底的改正等所謂「五法律要求運動」に評議會と協力して全國的闘争を起した。

### (ニ) 府縣會議戰

普選に依る府縣會議選舉には分裂後の各無産政黨の約一年に亘る闘争の實績が試される事になつた。



勞農黨は選舉戦を日常闘争に結合し、日常闘争展開の一契機とし、當選その物よりも勞働者農民の政治意識向上に重點を置いて選舉戦を計畫した。然しその結果は、當選第一主義をモットーとする社民、日勞よりも遙に好成績を示し、立候補者百五名、當選者十三名、總得票數十一萬四千八十二票といふ數字を示した。當選者氏名と府縣は次の通り。

入江五郎(秋田縣)、井上乙吉(新潟縣)、井伊誠一(同)、山崎常吉(名古屋市)、神田兵三(京都市)、奥村基之助(同)、長尾有(兵庫縣)、溝淵松太郎(香川縣)、平野市太郎(同)、中村康三(同)、古川藤吉(同)、赤坂伊吉(福岡縣)、富吉榮二(鹿兒島縣)、長谷川多三郎(三重縣)

### (ホ) 第一次衆議院總選舉

昭和三年春の普選第一次總選舉は舊勞農黨の最後の華々しい活躍であつた。同黨は選舉に臨む一般方針として

- 一、諸多の勞農政黨との候補者及び地盤協定により、積極的に立候補して選舉戦に参加し、これを専制支配に對する戦野として利用すること
- 二、選舉戦を利用して全民衆の要求を我黨の全政策によつて統一し、専制支配と鋭く對立せしめ、政治的自由獲得の大衆闘争を更に力強く展開すること
- 三、選舉戦を通じて益々政治的自由獲得の戦線統一、各勞農政黨の合同實現の爲に努力すること

#### 中心スローガン

- 一、勞働者に食と仕事を與へよ
- 二、働く農民に土地を保證せよ

三、すべての人民に自由を與へよ

四、田中反動政府を倒せ

而してこの選舉戦の中に於て、「勞働者農民の政府を作れ」のスローガンも持ち出され、選舉戦中に於て政府の猛烈なる彈壓は至る所に加はつた。然して立候補者四〇、當選二、總得票數十九萬二千五百五十二票といふ成績を挙げたのである。

當選者は次の通り

山本宣治(京都二區)、水谷長三郎(京都一區)

### (ヘ) 三・一五事件と勞農黨の解散

昭和三年三月十五日、我無産階級前衛の上に加へられた未曾有の大××と共に勞農黨は黨内の精銳分子、活動分子の大部分を奪はれた。三月二十四、五兩日開かれた擴大中央委員會は、×壓の嵐を潜り抜けて來た全國の闘士によつて開かれ、

- 一、五十五議會對策の件
- 二、合同問題に對する對策の件
- 三、議會解散對策の件
- 四、救授運動支持の件
- 五、檢舉事件對策の件

等を議し、合同問題については「勞働者農民の政府樹立」と「黨内に於ける社會民主主義批判の自由」を旗印として進むことを決定し、獨り黨内に常に異論を稱へてゐた大道憲二は中央委員を罷免され



た。大檢舉後一ヶ月を出でざる四月十日、突如労働農民黨は、評議會、青年同盟と共に、内務大臣鈴木喜三郎によつて解散を命ぜられ、こゝに歴史的労働者農民の政黨、労働農民黨は支配階級の×壓の×手に斃れたのである。

(ト) 新黨準備會とその解散

解散の命に接した黨本部は直ちに再建を議し、即刻十二日新黨樹立協議會を組織せんとしたが解散を命ぜられたので、新黨結成は大衆の壓力を以てしなければならぬとし、全国的にこの闘争を起すことになつた。

三・一五の結果として治安維持法は改正され、前衛に對して死刑を以て望む様になり、労働者農民の反抗は猛烈となつた、新黨準備會はこの闘争を指導し、山東出兵に對する反對、東京神奈川地方の府縣議戰等を通じて組織を大衆の間に強め、十月二十四、五兩日全國代表者會議を開き、十二月二十二日より三日間、東京本所公會堂に於て結黨大會が擧げられた。

然るに同大會は第三日目に於て解散を命ぜられ、同時に新黨準備會の結社も禁止され、こゝに戰闘的労働者農民の合法政黨結成への試みは棄てられるに至つた。

(チ) 政治的自由獲得労働同盟の成立

新黨準備會は解散後直ちに政治的自由獲得労働同盟を組織し、從來の支部、支部聯合會をその儘政黨同盟の支部とした。該同盟は、當面の狀態に應じ、行動綱領の下に當面の問題に對して闘争を行ふ過渡

的形態として組織されたが、同盟の其後展開した闘争としては、議會解散運動、渡政、山宣労働葬、無産者新聞發行禁止に對する抗議運動、市町村會選舉闘争等があつた。

(リ) 四・一六事件と新労働黨

昭和四年四月十六日、日本の無産階級は再び支配階級の大彈壓を受けた(四・一六事件)。政獲同盟はこの彈壓によつて中堅分子を大半奪はれその活動と統制が不活潑になり、こゝに合法主義者の擡頭を見るに至り大山、細迫、上村三氏による新労働黨樹立提案を見るに至つたのである。

新労働黨の結成

大山、上村、細迫三氏は八月八日連名を以て新黨樹立提案理由書を發表した。これに對し、無産者新聞、ナツプ、全協等より猛烈なる反對の聲が擧つたが、これらの反對を押切つて遂に十一月一日、二日、東京に於て結黨式が擧げられた。大會に於ては

執行委員長 大山 郁夫  
書記長 細迫 兼光

等が選ばれ、舊労働黨の後繼の如き外觀を備へたが實質は全然異り、戰闘的労働者、農民は一人も参加せず、プロレタリア×及び××的労働組合、農民組合と鋭く對立する點に於て見ても、労働農民黨が排撃した社民、日勞等の社會民主主義政黨と同質のものたることは明かであつた。



## 二、昭和五年度の闘争

### (イ) 選挙闘争

労農黨は衆議院選挙に於て代議士一名を獲得した。その詳細は別項に述べたるを以て略す。地方選挙に於ては、まだ地方的地盤が確立しない爲充分なる効果を収めることが出来なかつた。

### (ロ) 五十八議會に對する闘争

五十八議會に對して、労農黨は選挙闘争の時と同じスローガンを以て戦つた。大山委員長はその處女演説に於て、濱口内閣の施政方針を曝露し、ブルジョア間にも相當の好評を博した。

### 失業反對闘争

### 反労働者法に對する闘争

何れも一般の項に説いたるを以て略す。

### (ハ) 左翼労働組合再建の問題

労農黨は當初より左翼労働組合と鋭く對立してゐた爲、労働者の集團的、組織的支持に缺けてゐた。合法的運動に於て社会民主主義の風潮は滔々として風靡し、一面左翼的紛装を凝らした労農黨も、活潑な闘争も起さず、大衆黨、社民黨に壓倒され勝ちであつた。こゝに労農黨内には、舊評議會の如き合法

的左翼組合建設の意見が出て來た。これは一面、左翼との對立が激しくなり、全協をウルトラとして排撃する等の結果からの必然の成行であつた。

本部が益々この方針で活動を進めた結果、八月一日遂に京都地方總評議會の創立大會を擧げ得るに至つた。十一月初旬に開かれた擴大中央委員會に於ては、「總評議會樹立」方針書が可決され、全國的總評議會樹立に向ふ方針であつたが、八月下旬より黨内に起つた解消運動は、この計畫に頓坐を來した。

### (ニ) 労農黨の解消問題

労農黨内の解消問題は、最近に於ける大衆の左翼化と、社会民主主義指導者の××化せる大衆の闘争に對する指導の無力とを示す事實である。労農黨は最初××黨が打ち續く支配階級の××壓の爲に左翼陣營が潰滅に瀕しつゝあるとの認識の下に、××黨が再建される迄の過渡的形態として、××黨とは別個の指導部を持つた左翼的政黨として結成した。さうして表面××的労働者農民と對立せず、寧ろその掩護物たるの役目を果さうとしたが、既に別個の指導部を持つた政黨といふことが、××黨との對立を意味するものであり、左翼社会民主主義の變形に外ならなかつた。然も愈々狂暴化する支配階級の暴壓の中にあつて、労働者農民の闘争はより鞏固なる組織と、明確なる××的方针によらざれば部分的勝利さへ不可能である状態の下にあつて、當面の任務は××的指導力の強化と、工場農村への××的組織の擴大以外にあり得ないので、かゝる敗北主義的方针の下に結成された労農黨は、必然に行動の不活潑、労働者農民の信頼の失墜となつて、この結果はその後の労農黨のあらゆる闘争に現はれた。一方世界恐慌の



波を受けて経済的危機に直面せる日本の資本主義は、労働者農民の××化に取つてのあらゆる条件を具へ、加へて澎湃として高まる闘争の波は、労農黨の力を以てして、指導することは不可能になつた。この事は一旦労農黨の傘下に集れる大衆の間に労農黨の本質に対する疑惑不信任を生ぜしめ、×××及び××的労働組合の絶えざる働き掛けと相俟つて、遂に労農黨内の解消運動の勃発を見るに至つたのである。

第一次解消運動 八月二十九日労農黨大阪支部聯合會は擴大委員會を開き、労農黨の即時解消を可決した。

これに先つて細迫書記長は、二十八日の各新聞紙上に解消賛成意見を發表したが、これが大阪支部聯合會の決意を一層速かならしめた結果となつたのである。細迫書記長の意見は、労農黨の成立が事實上全國農民組合の勢力を分散させ、大阪金屬、大阪木材、東京市従等の分裂を招來し、労農黨第一主義へ固定してプロレタリアの××は一つでなければならぬといふ原則に矛盾する結果となつてゐるといふことを指摘し

労農黨第一主義反對

労農黨解消方針確立

労働組合へ！ 農民組合へ！

といふスローガンを提出してゐる。労農黨本部はこれに對し、細迫書記長の行爲は黨規違反なりとして謝罪を要求し、細迫氏が解消意見を撤回意志なきを明らかにするや、四日遂に同氏を除名處分に附し

大阪支部聯合會の小岩井、赤松、菅原、勝、河野等の諸氏をも除名處分に附した。一方大阪支部聯合會に於て解消反對意見を有する大阪木材、大阪金屬等の一部、安島、小田氏等を中心として大阪支部聯合會を組織した。

第二次解消問題、労農黨本部では、大阪支部聯合會の影響が全国的に擴大するのを恐れ、その善後策を樹て、黨組織改革によつて、大衆の信認を繋ぎ止めんとして、「労農黨の本質の究明並にその發展方向決定の件」「黨組織改革の件」等を大會に於て附議すべきことを機關紙に發表した。それによれば、労農黨は將來労働者農民の戰闘的同盟の方向へ發展すべきものであり、その過程に於て漸次解消の方向を取るべきものである、とした。さうして、黨組織改革は、この労働者農民の××的同盟の準備形態なるが如きものとして、意見が發表された。然し労働者農民の××的同盟は×××に對立して存在する労農黨が解決し得るものではなく、×××によつて解決されねばならぬものであり、この問題提出によつて益々労農黨の本質は大衆に明らかになつた。こゝに於て最初本部を支持してゐた同黨顧問河上肇氏も十月十一日に至り、即時解消の意見を發表し、上村、神道の二常任委員も之に賛し、二十一日發行の機關紙を之等解消派の手で編輯し、解消意見を滿載した。これに對し、黨本部は十月二十三日の常任委員會に於て、河上、上村、神道の三氏を除名に附したが、三氏は右の除名を認めずとして、機關紙をその手に收め全国的に解消の宣傳を開始した。

これに應じて全國各支部も動き出し、大阪に次いで京都、北海道釧路支部の全部、群馬、千葉の一部等も解消派に歸し、東京には十月三日より、解消同盟書記局ニースが發行され、大阪は解消闘争委員會



を組織して全協への解消を果敢に遂行し十月十九日には東京中部支部青年部、十月七日には埼玉縣大宮支部が解消を決議した。

第四回擴大中央委員會、勞農黨ではこの解消問題審議の爲、十一月一日二日の兩日、東京に擴大中央委員會を召集したが、同日解消派は殆んど出席せず、細迫書記長並に河上、上村、神道三氏除名に對する本部の處置を滿場一致承認し、黨組織改革案、黨本質の究明に關する本部案等を承認した。

解消運動其後の經過。擴大中央委員會は本部支持を以て無事終了したが、解消運動の發展は其後も止らず、横濱支部は糸川常任を除名し、勞農黨支持の關東勞働者組合、京濱合同、京濱金屬等の内部にも解消派が有力になつて來た。機關紙勞働農民新聞は其後も解消派の手によつて發行されて來たが、解消派は同新聞の發行を以て、一旦解消したる勞農黨反對派を又機關紙中心に結成し、固定化して、××的勢力を分散せしむる結果に陥る危険性ありとして十一月二十一日第百二十五號を以て廢刊を宣言した。

勞農黨は別個に同一題名の機關紙を發行し解消運動によつて、崩壊した組織の再建に努めたが、解消運動は其後も各地に進展して行きつゝある。

#### (ホ) 第二回全國大會

勞農黨は十二月十九日より三日間東京協調會館に全國大會を開催した。

解消運動は表面的に一段落を告げたが、この運動は勞農黨に大打撃を與へ、從來無力なりし同黨の存在を一層無力にし、同黨の前途には解消か、他黨との合同かの二つの途が分れるに至つた。然し大會に

於ては大體解消運動は問題にならず（これは解消派支部が、事實上解消を遂行して出席しなかつたのに依る）合同問題が中心に論議され、新潟を中心とする合同派は、勞農黨が他黨に異り社會民主主義ではないといふ本部の見方に反對し、即時他黨との合同を主張して、大體この合同案の通過を見た。同大會第二日目は官憲に依つて解散され、大混亂を見たが、三日目は無事に終了、大體左の議案を可決した。

- 一、一般運動方針に關する件。
- 一、當面の政治闘争に關する件。
- 一、合同問題に關する件。
- 一、黨組織改革に關する件。
- 一、勞働組合總評議會樹立に關する件。
- 一、農民組合對策樹立の件。
- 一、五十九議會對策の件。
- 一、治安維持法其他暴悪諸法令對策の件。
- 一、ストライキの自由獲得の件。
- 一、消費組合運動に關する件。
- 一、失業反對闘争に關する件。等

#### 第四節 日本××黨

日本共產黨は昭和四年四月十六日所謂四・一六の大檢舉を受け、其後非合法の活動を續けてゐるものゝ如くであるが、種々の事情上こゝに明記することは出来ない。



新聞紙其他に發表され、に書き得るものだけを記すことにする。五年度に於ては三・一五事件の中  
央部豫審終結、其他三・一五、四・一六の各地公判が行はれた。

### 一、第二無新の再刊

無産者新聞は×××機關紙なりとして昭和四年八月十日發行禁止を命ぜられたが、その後非合法形態  
に於て「第二無産者新聞」として現はれ×××の綱領、政策を掲げ、宣傳煽動を繼續し、屢印刷所の襲  
撃を受け、昭和四年時分頃よりは暫らくその後を絶つてゐたが、五年一月頃、總選舉を前にして再び現  
はれ當局は狼狽してこれが檢舉に努めてゐた。昭和五年中も屢本部長、編輯員の逮捕を報ぜられたが、  
依然として刊行を續けてゐる。

### 二、總選舉の活動と檢舉

春の衆議院總選舉に於て、選舉闘争同盟の名に依つて全協を中心とする左翼の活動が活潑となり、獄  
中の共産黨被告佐野學、逃走中の山本懸藏等を立候補せしめたが、東京、大阪を初め大都市には××黨  
のピラ傳單が撒かれ、當局はこれを機に大檢舉を開始し、二月二十六日を中心に、全國に亘つて多數の  
黨員が檢舉治安維持法違反として起訴された。檢舉されたものは黨員五十七名共産青年同盟員四十四名  
其他七十二名で二・二六事件として、三・一五、四・一六に次ぐ大檢舉である。

### 三、各地共産黨公判

函館四・一六控訴判決(一月卅一日函館控訴院)

懲役五年(求刑八年)前田昇次(二八)懲役四年六ヶ月(同七年)佐藤七郎次(二四)曾根銀次(二〇)懲役二年但四年間禁  
行猶豫和田喜雄(二九)前田、佐藤、曾根は未決通算百五十日、和田は同百日。

新潟四・一六判決(二月八日新潟地方裁判所)

懲役七年山添直、同三年淺沼喜實。

宮城四・一六判決(二月十五日仙臺地方裁判所)

懲役五年六ヶ月 求刑七年)多田基一、懲役三年(同五年)野副重勝、同小川登一各未決通算百五十日。

札幌四・一六控訴判決(二月二十五日札幌控訴院)

懲役十年森良玄、同八年深谷作次郎。

佐賀四・一六判決(二月二十七日佐賀地方裁判所)

懲役五年村岡貞秋。

静岡四・一六判決(三月廿七日静岡地方裁判所)

懲役七年増田可一郎、同五年佐野一、同四年六ヶ月松下傳七、山崎光雄、同四年堀田利作、鈴木善吉、松田辰男。  
同三年鈴木利作、畑藤十、遠藤金作、杉浦時次。

横濱四・一六判決(三月卅一日横濱地方裁判所)

懲役八年(未決百五十日通算)

同 六年(同 百日通算)

同 四年(同百五十日)

藏前光家

多本利一

磯井雄三



同 三年六月(同 八十日)  
 同 三年(同百五十日)  
 同 三年(同 八十日)  
 同 三年(同百五十日)  
 同 (同 八十日)  
 同 (同 八十日)  
 同 (同 八十日)  
 同 一年六月(同 百日)  
 同 二年(五年間執行猶豫)

大井菊勝  
 丹慶與四郎  
 竹田哲郎  
 目黒龜治郎  
 内野竹千代  
 伊藤幸太郎  
 林 進  
 井手元甚一  
 山口傳次郎  
 山口圭次郎  
 中山 幸  
 鷗野滿州雄  
 小寺實 芳  
 小原公助

秋田四・一六判決(三月卅一日秋田地方裁判所)

懲役六年(求刑八年)  
 同 五年(求刑八年)  
 同 三年、未決通算百八十日(求刑五年)石黒周一、今村英雄、大槻喜一(求刑四年)同賢三(求刑四年)  
 懲役二年五年間執行猶豫(求刑四年)教賀谷勝治、田中儀助、無罪秋山直吉(求刑六年)三浦雷太郎(求刑四年)

安原謙市  
 泉 實  
 鷺見京一(二四)  
 村澤平太(二五)

長野四・一六控訴判決

懲役十年(前審六年)  
 同 七年(前審二年)

北原龜二(二七)  
 市瀬次郎(二二)  
 伊藤牧一(二五)  
 熊谷精一(二九)  
 小澤 勝(二〇)  
 今井敏造(三一)  
 宮澤昌一(二九)  
 坂井正人(二四)

廣島四・一六判決(六月二十日廣島地方裁判所)

懲役三年(未決通算八十日)  
 同  
 同 二年六月(同 八十日)  
 同 二年(同 八十日)  
 同 一年(四年間執行猶豫)

末元玄徳  
 玖島三一  
 横野 一  
 林 成 城  
 増本政雄  
 浅田輝蔵  
 平野 一  
 松本京一

猶控訴の結果、十月二十二日、廣島控訴院に於て、末元、玖島、横野は各一審通り、但し通算百二十日、林に對して懲役二年四年間の執行猶豫言渡しがあつた。  
 神戸四、一六判決(十月卅日神戸地方裁判所)



懲役八年	佐野 楠弘
同 七年	横山 宗三
同 五年	鳥越 巖 (三〇)
同 四年	平山 貞二 (二四)
同 四年	山口 弘行 (二八)
同 三年	山内 秀一 (二二)
同 二年六月	植田 多平 (二九)
同 二年(四年間執行猶豫)	松本 忠雄 (二四)
同 (五年間執行猶豫)	坂本 幸次 (二一)
同	深木 善次 (二一)
同	中 濃 正 史 (二〇)
同	東 前 田 四 郎 (二六)
同	前 田 四 郎 (二六)

執行猶豫を除く十一名は三百日乃至三百三十日の未決通算あり。

#### 四、樺太共産黨事件

六月一日樺太に共産黨事件なるもの突發し、豊原町通信講習所通信課書記中島秀雄以下、通信工員、土木課員、水産課員、活動辯士等三十六名の檢舉を見、新聞記事を差止めて審理の結果、中島外十二名を治安維持法違反として起訴し、八月二十三日記事を解禁した事件があつた。

事件の内容は中島及び土木課雇員、平野宣光が本年三月頃「北方文藝」と稱する文藝雑誌を發刊し四月

廿八日「黒猫ペー」に於て座談會の名目で結黨式を擧げ、次いで細胞組織に移り、執行委員會を組織し、樺太全島の工場職工を糾合せんと計畫、五月十七日豊原郊外パルプ工場裏で執行委員會を開き、實行運動を協議したといふのであるが、中央の共産黨とも聯絡なく、地方的に文學青年が集合したに止り、これに對する治安維持法の適用は反動化せる政府の白色テロルの現はれとして、治維法の惡法たるの例證として注目を惹いてゐる。

公判判決の結果左の如し。

懲役三年三月(通算六十日)	中島 秀雄 (二八)
同 二年(通算六十日)	稻垣 文彌 (二七)
同 一年(一年間執行猶豫)	吉 田 繁 (二四)
同 二年六月(通算六十日)	川口 泰 治 (二四)
同	大 森 數 夫 (二三)
同 一年(一年間執行猶豫)	龜岡 みつ 丞 (二〇)
懲役三年三月(通算六十日)	青山 年 見 (二八)
同	平野 宣 光 (二二)
同	石井 三 郎 (三六)
同 一年(一年間執行猶豫)	天野 四 郎 (二五)
同	宮里 正 治 (二二)
同	小 杉 哲 哲 (二四)
懲役三年三月(通算六十日)	森 幸 吉 (二六)



### 五、四・一六統一裁判

共産黨事件公判については、事件の本質が東京を中心とする全国的組織であり、随つてこれを一事件として一度に裁判せねばならぬとの要求は豫てから同事件被告辯護士、及び一般大衆の間から叫ばれてゐた。然るに水戸、千葉、群馬、静岡、神奈川等の四・一六被告が控訴して東京に来るや、控訴公判開廷を前にしてこの要求は一層具體的となり、水戸地方被告山代吉宗氏は統一裁判にあらざれば出廷せぬと主張した爲裁判長もこの要求を容れることになり、五地方の控訴公判を統一開廷することにした。

この公判は十月八日開廷されたが被告は開廷に先立ち法廷に被告會議を開き、議長に山代吉宗を推し、

一、三・一五、四・一六の統一裁判、

二、裁判の絶対公開、

三、被告の即時釋放、

の要求を決議し、要求が容れられねば審理に應ぜぬと裁判所に迫つた。

裁判所側はこの要求を容れるべきか否かに就き態度を決し兼ねて翌九日再開することにして閉廷したが九日に至るや裁判所の態度は強硬となり、直ちに傍聴を禁止し、統一裁判を中止して再び各地方分離して開廷することにした。これに對し各被告は猶當初の要求を固執して戦ひ、静岡、水戸、神奈川等は審理を拒否して闘つたが、十二月それ／＼求刑を終り、判決は六年度に廻された。

### 六、高麗共産黨公判

高麗共産黨日本總局は日本政府に依つて昭和三年二月より檢舉され、金漢郷以下三十名の檢舉を見たがその公判は五年十一月二十九日より東京地方裁判所に開始された。

被告は

一、朝鮮共産黨の統一公判、

二、裁判の絶対公開、

三、被告の即時釋放、

四、朝鮮語使用の自由、

を要求し、被告會議を開かんとしたが、裁判所側は最初より極端な彈壓的態度に出で、傍聴者を三名入れたのみで傍聴禁止を命じ、被告の發言を悉く禁じて××的に被告を廷外に引き出し、それより一人々々分離して審理を開始した。これに對し被告は悉く審理拒否の態度に出たが裁判所は審理を強行して保釋出獄被告二十名中十七名の保釋を取消し、極端な××裡に檢事の求刑を終つて判決は翌年度に廻した。



## 第三編 労働争議及労働組合運動

### 第一部 労働争議

#### 第一章 最近に於ける労働争議と其の傾向

##### 第一節 争議の發展経路

ストライキ闘争は、労働者運動の實踐的活動の中心舞臺であり、争議件数の昂騰は亦労働者階級の闘争の昂揚を示すものである。日本の労働争議件数は、大正六年には四百十七件で未だ極めて幼稚のものであつたが、大正八年には、二千三百八十八件参加人員三十三萬五千二百二十五人といふ巨大な數を示した。この現象は歐洲大戦中及大戦直後世界資本主義は危機に直面しロシア革命の成功、ドイツ、ハンガリー、イタリア等全歐洲は革命運動が擡頭し、世界革命運動の波は、日本労働者階級を衝激し日本労働者階級も亦世界プロレタリアートの闘争の一環として資本主義に對し攻撃的闘争を開始した事を意味してゐる。併し、歐洲大戦中日本は直接戦争の惨害を蒙らなかつたのみならず戦時好景氣に依つて日本資本主義は飛躍的上向期にあつたこと、従つて、資本家階級は労働條件改善の要求に一定の範圍内

で讓歩し其の代償として労働者階級の××的闘争を懐柔し抑壓せんとしたのであつた。

大正九年より昭和三年迄の労働争議の傾向は之とは事情を異にする。大正九年には前年に比し件數は半減し参加人員數は約三分の一に減少し大正十二年には件數六四七参加人員六萬八千八百十四人に逐年減少した。世界資本主義は漸次一時的安定の時代に入り、労働者階級に對して攻撃(労働條件の低下、政治的支配の強壓)を加え來り、日本資本主義は歐洲に於けるが如き革命的危機を経験しなかつたが大戦後の慢性的不況に襲はれ、且つ労働者階級の政治的自覺と階級結成は漸く緒についたのみで、甚だ幼稚であつたので資本の攻撃に對して、労働者階級は未だ充分に逆襲し得ず従つてストライキ闘争は防衛的で衰退を示さざるを得なかつた。然し、大正十五年に至つて、金融恐慌の襲來に伴つて労働大衆の生活の急激な悪化並に日本プロレタリアートの階級結成の再建とに促され、大正十五年は十四年に比し争議件數四百五件を増加し、労働者階級のストライキ闘争は盛り返しかけて來た。併し其後昭和二年には若干減少し、續いて昭和三年には日本×××並に××的労働者に對する大弾壓(三・一五)等のため一時的減退を示した。

昭和四年下半期に至つて、世界經濟恐慌は日本をも強く揺り動かした。日本資本主義も亦、在來通りに於ては生産と支配とを維持する事が出来なくなり二割から五割以上の操縦、工場閉鎖、減首、賃銀の低下、労働條件の劣悪化、労働者運動に對する彈壓等、労働者階級に攻撃を集中し、労働者階級も亦現在のままでは生活し得なくなりこゝに資本の攻撃に對する労働者階級の逆襲となつた。斯くて、昭和四年には争議件數千四百二〇件、参加人員十七萬二千四百四十四人、昭和五年には争議件數二千二百八十



九件、参加人員十九萬千八百五人に達し大正八年以來の最高を示し、其の性質も亦一九二九年よりも三年は一層激烈を極め、ストライキ闘争は常に逆襲的で激烈を極めてゐるばかりでなく婦人労働者、青年労働者の大多数を闘争に驅り立てると共に著しく政治的性質を帯びるに至つた。

## 第二節 ストライキ闘争と労働者階級の成長

労働争議のうち、闘争手段を發揮し大衆動員に依つて闘ひ、階級闘争の性質を最も強く發揮してゐるところの罷業、怠業、工場閉鎖件数のみについて見よう。

ストライキ件数(罷・怠・工場閉鎖)は、大正八年に於いて、争議件数二千三百八十八件のうち四百九十七件であり、大正十五年度には逆に争議件数は千二百六十件に減少してゐるが、ストライキ件数は四百九十五件で大正八年度と同数であり、昭和四年度には、争議件数一千四百二十件のうちストライキ件数は五百七十一件を占め罷業件数の割合が増大し、昭和五年には争議件数二千二百八十九件のうち罷業件数は九百六件を示し大正八年の二倍に達してゐる。恐慌裡にある昭和四年以降のストライキの波は大正八年の歐洲大戰直後よりも遙かに高揚して居り、その性質は政治的意義を強め、階級闘争の激化を物語つてゐる。

次に罷業・怠業・工場閉鎖に於ける労働者の要求に就いて見るに、賃銀増額要求は大正八年には四百件で過去に於ける最高であるが、大正十五年には二百二十六件に減少し、昭和四年には九十一件、五年には僅か五十八件に激減してゐる。之に反し賃銀減額反対要求は大正八年には僅か十七件であり、大正十五年には四十七件、昭和四年には百二十九件、昭和五年には二百三十四件といふ風に激増してゐる。又解雇者復職要求のストライキは大正八年不明(殆んどない)、大正十五年三十九件、昭和四年八十二件、昭和五年九十四件である。待遇改善要求は大正八年は二四件であつたのが十五年一三三件、昭和四年一五一件、五年一六五件といふ風に激増してゐる。

次にストライキの結果について示せば、要求貫徹は大正八年には六十三件であり、大正十五年には百三十九件、昭和四年には百六十七件、昭和五年には二百六十二件に増大し、妥協は大正八年二百六十一件、大正十五年百六十一件、昭和四年百八十七件、昭和五年二百九十七件、要求不貫徹は大正八年百七十三件、大正十五年百九十三件、昭和四年二百一十一件、昭和五年二百九十七件で、之を好景氣時代の一九一八年と恐慌裡の一九二九年の百分比に依つて對比すれば、

	大正八年	昭和四年	同 五年
一、要求貫徹	一二・七%	二八・九%	二八・九%
一、要求不貫徹	三四・八%	三六・六%	三五・六%
一、妥協	五二・五%	三三・五%	三三・七%

である。以上示した如く、大正八年當時よりも現在の第三期恐慌裡に於て罷業件数が二倍に増大し要求貫徹の不貫徹、妥協に対する割合の増加等の事實に依つて見るも、労働者階級のストライキ闘争は巨大に發展しつゝあり、日本プロレタリアートの偉大な成長を物語つてゐる。(特徴は五年度の項参照)



### 第三節 労働争議及罷怠業工場閉鎖 件数累年比較統計表

いま社会局調査に基づく大正三年以降昭和五年迄の労働争議、罷業・怠業工場閉鎖件数、並に同産業別、要求別、結果別、罷・怠業工場件数の累年別比較表を示せば左の如くである。

第一表 労働争議及罷・怠業工場閉鎖累年比較表(社会局調査に基き作成)

種別	労働争議 議案件数	同 参加人員数	罷怠業工場 閉鎖件数	同 参加人員数	同 指数 (大正三年=100)	
					罷怠業工場 閉鎖件数	参加人員
大正三年	1件		5件	7,944人	100	100
同四年	1件		6件	7,853	100	98
同五年	1件		10件	8,433	106	99
同六年	47件	2,477	27件	7,309	92	91
同七年	1件		27件	14,477	182	101
同八年	2,226件	33,335	27件	15,900	200	101
同九年	1,069件	27,491	22件	19,000	239	101
同十年	897件	27,689	24件	23,357	294	103
同十一年	547件	17,099	25件	21,503	271	105
同十二年	677件	16,824	27件	24,000	302	105
同十三年	433件	14,077	33件	26,576	335	104

同十四年	86件	8,951	22件	40,733	511	56
同十五年	1,260件	27,377	25件	37,334	468	56
昭和二年	1,101件	103,350	33件	47,673	596	51
同三年	1,011件	101,843	37件	45,253	569	51
同四年	1,400件	171,144	57件	71,404	895	54
同五年	2,299件	291,855	97件	113,391	1,437	57

但シ昭和二年度分ヨリ工場閉鎖加算其後前ニハ工場閉鎖ハ殆ンド数フルニ足りナイ。

第二表 要求別罷怠業工場閉鎖件数並に百分比累年比較表

種別	年別	總数	賃銀増額要求		賃銀減額反對		待遇改善要求		解雇者復職要求		百分比	
			賃銀増額	賃銀減額	待遇改善	解雇者復職	増額	減額	待遇	復職		
大正三年		5	2	1	2	2	5.6	3.6	40.0			
同四年		4	3	1	1	5.4	2.5	1.6				
同五年		2	1	1	1	6.8	3.7	1.1				
同六年		3	2	1	1	4.4	3.5	3.0				
同七年		4	3	1	1	8.5	4.1	1.5				
同八年		4	3	1	1	8.5	4.1	1.5				
同九年		2	1	1	1	5.5	3.7	2.7				
同十年		2	1	1	1	4.4	3.5	2.7				
同十一年		2	1	1	1	4.4	3.5	2.7				
同十二年		2	1	1	1	4.4	3.5	2.7				
同十三年		3	2	1	1	4.3	3.4	2.4				



第三篇 労働争議及労働組合運動

年別	種別	總數	賃銀増額要求	賃銀減額反對	待遇改善要求	解雇者ノ復職要求	増額	減額	待遇	復職
同十四年		二九三	100	四	八	四	三〇・一	一四・〇	二六・三	一五・七
同十五年		四九五	三二	七	一三	八	四〇・七	九・五	二六・八	七・九
昭和二年		三三	六	六	三	三	二四・五	一五・七	二四・五	一三・八
同三年		三九七	一九	天	六	三	二七・五	一四・六	二二・二	一三・八
同四年		五八	九	一元	五	三	一五・六	三・四	二二・二	七・六
同五年		九六	天	三	一	六	二五・六	二・八	二二・二	一四・三

(註) 待遇改善の中に監督者排斥を含まず。

第三表 要求別参加人員數並ニ同百分比累年比較表

年別	種別	總數	賃銀増額要求	賃銀減額反對	待遇改善要求	解雇者ノ復職要求	増額	減額	待遇	復職
大正三年		七、九〇人	四、一五五人	一、七三三人	六三人	—	五九・九%	三三・三%	〇・八%	—
同四年		七、八五二	三、五〇一	六〇七	六二	—	四四・六	八・二	—	—
同五年		八、四三三	五、四〇一	三三	—	—	六四・七	三・九	—	—
同六年		五七、三〇九	四、九〇三	一、二九三	六九	—	八五・三	二・三	—	—
同七年		六、四七	五、一七	一、二七	—	—	八九・一	一・七	—	—
同八年		六、一七	五、一〇	一、二五	—	—	八四・一	二・〇	—	—
同九年		六、三七一	一、六〇四	八、二九	—	—	五・九	三・八	—	—
同十年		六、三五	一、二九	三、三三	—	—	二二・一	五・七	—	—
同十一年		四、五〇三	九、七九	一〇、四三	—	—	三三・六	二・一	—	—
同十二年		六、五九	一五、三〇三	二、四六	—	—	四二・二	六・七	—	—
同十三年		六、五八	三、三三	三、二七	—	—	四三・四	五・九	—	—

年別	種別	總數	賃銀増額要求	賃銀減額反對	待遇改善要求	解雇者ノ復職要求	増額	減額	待遇	復職
同十四年		四、七三	七、九〇三	六、二四五	一三、八五	—	一九・四	一五・三	三二・六	—
同十五年		六、三三	一、六二〇	四、六三	三、五八	—	二二・七	六・九	四八・五	—
昭和二年		四、六三	八、六二〇	六、一三九	一六、八四	—	一八・五	一・一	三六・一	—
同三年		四、三三	一、九〇〇	四、六二	一〇、三二	—	三三・六	一・三	三三・三	—
同四年		七、四四	五、八〇七	一八、四一	三三、二〇七	—	七・五	二二・八	四三・五	—
同五年		八、三九	四、九六	三〇、六七	九、四九	—	六・〇	三三・七	一一・五	—

第四表 結果別罷怠業工場閉鎖件數並ニ同百分比累年比較表

年別	種別	總數	貫徹	不貫徹	妥協	自然消滅	未解決	貫徹	不貫徹	妥協	自然消滅	未解決
大正三年		五〇	八	三〇	三	—	—	一六・〇	四〇・〇	四〇・〇	—	—
同四年		六	一七	五	三	—	—	二八・六	四〇・六	三三・八	—	—
同五年		一八	一七	五	三	—	—	一五・七	四二・二	三三・一	—	—
同六年		三九	八七	一四	一六	—	—	二二・八	三三・三	四三・〇	—	—
同七年		四七	六〇	一五	二〇	—	—	一四・四	三三・四	四九・三	—	—
同八年		四九	六三	一七	二一	—	—	二二・七	三三・八	五三・五	—	—
同九年		六三	三九	一〇	一四	—	—	三三・八	三三・五	五〇・七	—	—
同十年		四六	四六	三三	一四	—	—	九・四	三三・九	五三・九	—	—
同十一年		五〇	四〇	一〇	一七	—	—	一六・〇	四二・二	四二・八	—	—
同十二年		二七	三	一〇	一〇	—	—	一四・一	四〇・八	四〇・四	—	—
同十三年		三三	六	一三	一五	—	—	一九・八	三九・六	四〇・六	—	—
同十四年		二五	五	一七	一四	—	—	一七・八	四三・三	三八・九	—	—

第一章 最近に於ける労働争議と其の傾向



同十五年	四三	二九	一五	一六	二	一	二・一	三〇・〇	三三・五	〇・四	一
昭和二年	三三	一〇	一五	一九	三	四	六・五	三六・六	三三・一	〇・八	一・〇
同三年	四七	五	一六	二二	二	五	三・九	四〇・六	三三・二	〇・五	一・三
同四年	五五	一七	二一	二七	五	六	六・九	三六・六	三三・五	〇・九	一・〇
同五年	九六	三三	三三	三九	二	三	六・九	三五・六	三三・七	一・三	一・四

## 第二章 五年度に於ける労働争議の

### 一般的概況と特徴

#### 第一節 罷業件数並参加人員数

(一)

昭和五年、即ち恐慌裡に於ける労働争議は、資本家側は一切の犠牲を労働者側に轉嫁するため、大量減首、臨休、アイドルシステムの採用、二割から四割五割の賃銀低下、賞與手当の削減又は廢止、労働の強化等々を強行してゐるので、之に對抗する労働者の闘争は益々激化し、たゞに争議件数が激増したのみならず闘争手段も著しく積極的にになり、又經濟的ストライキは政治的、××的性質を増大するに至つて來た。

社會局調査に依る争議統計に基づき、争議件数並其内の罷業、怠業、工場閉鎖件数を示すと左表の如くである。

労働争議及罷業怠業工場閉鎖件数(社會局)

年次	争議(紛議を含む)		罷業怠業工場閉鎖	
	争議件数	参加人員	罷・怠件数	参加人員
大正八年	二,三六八	三三,三五八	四七件	三,一七〇人
大正十五年(昭和元年)	一,三六〇	二七,三三七	四五	六七,三三四
昭和二年	一,一〇一	一〇,三三〇	三五	四,六七
昭和三年	一,〇一一	一〇,一八三	三四	四,三三七
昭和四年	一,四〇〇	一七,一四四	三三	七,六二
昭和五年	二,二八九	一九,八〇五	六六	八,三三九
六年一月より三月迄	三,五三三	三三,一五五	—	—
五年一月より三月迄	三,三三五	三三,六九〇	—	—

右表に依る五年度に於ける争議件数は二千二百八十九件で四年度の一千百二十件に比すれば八百六十九件の増加であり、大正八年の二千三百八十八件以後の最高である。

而して、争議件数のうち罷業、怠業、工場閉鎖件数は五年度は九百六件で争議總件数の約四割に當り四年度の五百七十一件に比すれば三百三十五件の増加であり、大正八年の四百九十七件に比すれば四百九件の増加である。即ち争議件数に於て最高を示した大正八年(此時代は大戦直後の世界××の最初の時代で、且つ日本資本主義は上向期にあつた)に比して約二倍に達してゐる。この事實は「恐慌裡に於いては經濟的ストライキは不可能である」といふ改良主義者のストライキ戦略、並に「恐慌裡に於いては政治的ストライキのみが肝要で經濟的ストライキは重要でない」といふ極左小兒病の主張を紛碎してゐる。



(二)

次に五年度の争議参加人員数は十九萬一千八百五人であつて、一争議當り平均参加人員は僅か八十三人で四年の百二十一人に比較すれば三十八人の減少を示し、又罷・怠業、工場閉鎖の一件當り参加人員も僅か八十九人で四年度に比して四十五人の減少を示し大正六年以降の最小數である。これは恐慌の深刻化に伴つて、中小工場に労働争議が激増したこと、右翼改良主義者が大衆動員に依るストライキを回避し専らに資本家と組合幹部との平和的交渉や被誡首者だけの紛議に争議を終らしめてゐる事等に原因してゐる。

併し、それにも不拘労働者階級のストライキ闘争は非常に強力に大衆的に發展しつゝある。即ち罷業怠業、工場閉鎖に於ける関係工場の就業労働者数は五年度一三三、九七七人で四年度の一四九、〇〇七人に比較すれば一五、〇三〇人の減少であるが、同罷業参加人員は五年度八一、三二九人にして四年度の七七、四四四人と比較すれば三、八八五人の増加であり、罷業怠業工場閉鎖関係工場の就業労働者數に對する同参加人員數の割合は五年度六〇%、四年度五一%で、五年度は前年に比べて約一割七分の増加率を示してゐる。

又、罷業怠業工場閉鎖参加労働者の總延人員は五年一、〇八五、〇七四人、四年六七四、〇一六人で五年度は四年度に比較して絶對數に於て四一一、〇五八人増加し、一件當延人員に於ては、五年一、一九七人、四年一、一七〇人である。即ち一件當り参加人員數は前年に比して四十五人の減少であるが、同一件當り延参加人員に於ては二十七人の増加となつてゐる。以上の事實を以つてすれば、五年度に於けるストライキ闘争に特筆さるべきことである。

イキ闘争は、當該工場の労働者を廣範に動員し、且つ長期に亘つて闘争しつゝあること、従つて労働者階級の闘争力は巨大に發揮されつゝあることが判る。

(三)

更に、五年度に於ては多數の婦人、青年労働者がストライキに参加し、其の先頭に立つて勇敢に戦ふに至つてゐる。鐘紡、東洋モス、岸和田紡績、東京市電及バス罷業に於て、婦人労働者が實に偉大な戦闘力を發揮したこと、並に各産業に亘つて青年労働者が最も積極的に闘争したことは、五年度のストライキ闘争に特筆さるべきことである。

## 第二節 府縣別罷業件數

次に五年度の労働争議件數並罷業件數を府縣別にすると左の如くで、同盟罷業件數に於いては大阪、東京、京都、兵庫、愛知等々の順位であり、同参加人員に於いては東京が最高で、大阪、兵庫、愛知、京都、岐阜、高知、神奈川等の順位である。又争議件數に於いては東京が最高で大阪、兵庫、神奈川、京都、埼玉、北海道等々の順位であり、同参加人員數に於ては東京、神奈川、大阪、兵庫、愛知、岐阜、京都等々の順位である。之らは企業家、産業部門、工場規模等の相異に基く労働條件の差異及び労働組合の組織率等の地方的差異並に關係労働組合のストライキ戦略戦術の相異等に原因してゐる。



昭和五年度労働争議府県別表

種別	同盟組業		同盟急業		工場閉鎖		罷怠工場閉鎖を伴はざるもの(紛議)		計
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	
北海道	二	三九	一	三五	一	九	〇	一	二〇五
東北	二六	二、三三	五	六、五五	五	二、五六	三	一、六〇	六、三九
東京	七	二、六四	二	三五	三	九	一	一、〇〇	四、七〇
大阪	二〇	一〇、一四	三	一、三三	四	二、四九	一	一、〇〇	三、三六
神奈川	三〇	一、三〇	二	三五	三	七	一	一、〇〇	四、一八
兵庫	三	五、五九	二	三五	二	七	一	一、〇〇	三、三三
長崎	三	一、三三	一	三五	一	七	一	一、〇〇	一、七〇
新潟	二	一、二五	一	三五	一	七	一	一、〇〇	二、九二
埼玉	二	一、二五	一	三五	一	七	一	一、〇〇	二、九二
群馬	一	一、二五	一	三五	一	七	一	一、〇〇	二、九二
千葉	一	一、二五	一	三五	一	七	一	一、〇〇	二、九二
茨城	一	一、二五	一	三五	一	七	一	一、〇〇	二、九二
栃木	一	一、二五	一	三五	一	七	一	一、〇〇	二、九二
奈良	一	一、二五	一	三五	一	七	一	一、〇〇	二、九二
三重	一	一、二五	一	三五	一	七	一	一、〇〇	二、九二
愛知	一	一、二五	一	三五	一	七	一	一、〇〇	二、九二
静岡	一	一、二五	一	三五	一	七	一	一、〇〇	二、九二
山梨	一	一、二五	一	三五	一	七	一	一、〇〇	二、九二
滋賀	一	一、二五	一	三五	一	七	一	一、〇〇	二、九二

府県	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	計
岐阜	一	一、二五	一	三五	一	七	一	一、〇〇	六、四七
長野	一	一、二五	一	三五	一	七	一	一、〇〇	四、〇九
宮城	一	一、二五	一	三五	一	七	一	一、〇〇	二、八八
福島	一	一、二五	一	三五	一	七	一	一、〇〇	四、七五
岩手	一	一、二五	一	三五	一	七	一	一、〇〇	一、二六
青森	一	一、二五	一	三五	一	七	一	一、〇〇	一、二六
山形	一	一、二五	一	三五	一	七	一	一、〇〇	一、二六
秋田	一	一、二五	一	三五	一	七	一	一、〇〇	一、二六
福井	一	一、二五	一	三五	一	七	一	一、〇〇	一、二六
石川	一	一、二五	一	三五	一	七	一	一、〇〇	一、二六
富山	一	一、二五	一	三五	一	七	一	一、〇〇	一、二六
鳥取	一	一、二五	一	三五	一	七	一	一、〇〇	一、二六
島根	一	一、二五	一	三五	一	七	一	一、〇〇	一、二六
岡山	一	一、二五	一	三五	一	七	一	一、〇〇	一、二六
広島	一	一、二五	一	三五	一	七	一	一、〇〇	一、二六
山口	一	一、二五	一	三五	一	七	一	一、〇〇	一、二六
徳島	一	一、二五	一	三五	一	七	一	一、〇〇	一、二六
香川	一	一、二五	一	三五	一	七	一	一、〇〇	一、二六
愛媛	一	一、二五	一	三五	一	七	一	一、〇〇	一、二六
高知	一	一、二五	一	三五	一	七	一	一、〇〇	一、二六
福岡	一	一、二五	一	三五	一	七	一	一、〇〇	一、二六

第二章 五年度に於ける労働争議の一般的概況と特徴







産業別罷業怠業工場閉鎖件数 (社会局)

	大正十五年 (昭和元年)		昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
金屬工業	48	2,766	55	5,336	71	5,056	141	13,611	204	14,917
機械製造職工	24	3,022	7	2,274	20	6,611	20	1,617	5	6,366
船舶車輛製造職工	8	3,222	3	2,226	7	1,721	9	6,744	5	1,566
其他の職工	5	5,396	9	2,921	4	2,444	13	5,911	17	6,911
化學工業	43	5,077	33	4,033	46	3,666	100	8,008	170	3,322
窯業職工	5	3,727	3	2,560	4	2,344	7	5,822	4	7,822
製紙職工	3	3,727	7	3,033	4	2,344	8	9,011	3	5,555
ゴム製造職工	7	4,000	7	3,033	4	2,344	7	3,333	2	1,111
製油製糖製菓職工	5	2,222	3	4,900	2	5,555	6	1,888	8	1,111
其他の職工	3	5,555	3	2,222	3	2,222	3	2,222	2	1,111
纖維工業	12	3,333	6	2,222	8	2,222	7	2,222	4	2,222
紡績職工	9	2,222	2	2,222	7	2,222	5	2,222	2	2,222
製絲職工	3	2,222	4	2,222	1	2,222	2	2,222	2	2,222
織物職工	6	2,222	3	2,222	1	2,222	2	2,222	3	2,222
染色加工職工	7	2,222	7	2,222	2	2,222	2	2,222	2	2,222
其他の職工	7	2,222	7	2,222	2	2,222	2	2,222	2	2,222
飲食物製造工業	9	1,111	7	2,222	2	2,222	6	1,111	4	2,222
醸造職工	2	2,222	4	2,222	1	2,222	1	2,222	3	2,222

煙草製造職工	7	1,111	2	2,222	8	2,222	9	1,111	9	2,222
其他の職工	100	2,222	2	2,222	2	2,222	1	2,222	1	2,222
印刷製本職工	2	2,222	1	2,222	1	2,222	1	2,222	1	2,222
木竹製品職工	3	1,111	2	2,222	1	2,222	2	2,222	2	2,222
其他の職工	4	2,222	7	2,222	5	2,222	6	2,222	6	2,222
金屬鑄造	3	1,111	1	2,222	1	2,222	1	2,222	1	2,222
石炭鑛夫(亞炭を含む)	4	2,222	3	2,222	5	2,222	4	2,222	9	2,222
其他の鑛夫	4	2,222	1	2,222	1	2,222	2	2,222	2	2,222
瓦斯電氣事業従業者	1	2,222	1	2,222	1	2,222	2	2,222	1	2,222
交通運輸業	5	2,222	7	2,222	5	2,222	5	2,222	6	2,222
鐵道軌道従業者	1	2,222	6	2,222	6	2,222	4	2,222	9	2,222
船員船夫	8	2,222	4	2,222	7	2,222	4	2,222	2	2,222
仲仕人夫	7	2,222	2	2,222	2	2,222	2	2,222	2	2,222
其他の従業者	10	2,222	2	2,222	2	2,222	2	2,222	2	2,222
通信従業者	1	2,222	1	2,222	1	2,222	1	2,222	1	2,222
土木建築業	2	2,222	2	2,222	2	2,222	2	2,222	2	2,222
大工左官其他の職人	2	2,222	1	2,222	1	2,222	1	2,222	1	2,222
土方職	9	2,222	2	2,222	5	2,222	2	2,222	2	2,222
其他の業務に従ふ者	5	2,222	2	2,222	2	2,222	2	2,222	2	2,222
計	44	2,222	43	2,222	47	2,222	47	2,222	47	2,222